

第3次江津市環境基本計画

(案)

令和5(2023)年3月

江津市

目 次

第1章 基本的な考え方

1. 計画の目的と背景	1
1-1. 計画の目的	1
1-2. 社会動向の変化	1
2. 計画の位置づけ	5
2-1. 計画の位置づけ	5
2-2. 上位計画	6
3. 計画の期間と対象	10
3-1. 計画の期間	10
3-2. 計画の対象	10

第2章 前計画の検証

1. 前計画の概要	11
2. 前計画の検証	12

第3章 環境の現況

1. 江津市の概要	15
1-1. 位置	15
1-2. 沿革	15
1-3. 気象	16
1-4. 交通	17
1-5. 人口	17
1-6. 産業	18
1-7. 観光	19
2. 環境の現況	21
2-1. 自然環境	21
2-2. 生活環境	24
2-3. 快適環境	32
2-4. 地球環境	36
2-5. 環境保全活動	42
3. アンケート調査	44
3-1. 市民アンケート調査	44
3-2. 事業者アンケート調査	46
4. 事業所ヒアリング調査	48

第4章 めざす環境像と基本目標

1. めざす環境像	51
1-1. 江津市がめざすもの	51

1-2. めざす環境像の設定	53
2. 基本目標	54
3. 施策の体系	55

第5章 施策と取組

1. 自然環境	57
1-1. 動植物の保全	58
1-2. 森林の保全	61
1-3. 農地の保全	63
1-4. 自然とのふれあい	65
2. 生活環境	67
2-1. 環境負荷の低減	68
2-2. 適正な生活排水・廃棄物処理	70
3. 快適環境	73
3-1. 緑化の推進	73
3-2. 景観の保全	76
3-3. 環境美化の推進	78
4. 地球環境	80
4-1. 地球温暖化対策の推進	80
4-2. 再生可能エネルギーの活用	84
5. 環境保全活動	86
5-1. 環境保全活動の推進	86
5-2. 環境学習の推進	88

第6章 重点施策

1. 重点施策の意義	91
2. 重点施策の設定	91

第7章 地域別配慮指針

1. 地域区分	93
2. 江津中央地域	94
3. 江津西地域	97
4. 江津東地域	101
5. 桜江地域	104

第8章 推進体制と進行管理

1. 推進体制	107
2. 進行管理	108

資料編

第1章 基本的な考え方

1. 計画の目的と背景

1-1. 計画の目的

江津市では、平成 12 (2000) 年に「江津市生活環境の保全に関する条例」を制定し、平成 14 (2002) 年 3 月、本条例で位置づけられた「江津市生活環境基本計画」を策定しました。さらに、平成 25 (2013) 年 3 月に計画を改訂し「第 2 次江津市環境基本計画 (以下、「前計画」という。)」を策定しました。前計画は平成 34 (令和 4) (2022) 年度を目標年度としているため、前計画の終了にあわせ、第 3 次の改訂計画として「第 3 次江津市環境基本計画」を策定するものです。

近年の環境とそれを取り巻く社会動向は、次項で述べるように目まぐるしく変化しています。また、これらの社会動向だけでなく、本市においても前計画が策定された平成 25 (2013) 年以降、平成 28 (2016) 年に江津駅前に「江津ひと・まちプラザ パレットごうつ」がオープン、令和 2 (2020) 年 3 月に「第 6 次江津市総合振興計画」を策定、令和 3 (2021) 年には市役所が新庁舎に移転するなど、新たなまちづくりが展開されています。その一方で、平成 25 (2013) 年、平成 30 (2018) 年、令和 2 (2020) 年及び令和 3 年 (2021) 年に豪雨災害に襲われました。

このようなことから、本市の環境とそれらを取り巻く現状を踏まえ、環境に関する取組を総合的、計画的に推進するため、本市の今後の環境行政や、市民・事業者の環境に配慮した取組の指針とすることを目的に本計画を策定しました。

1-2. 社会動向の変化

前計画が策定された平成 25 (2013) 年以降、世界やわが国を取り巻く社会動向は大きな変化を見せています。環境の分野もこのような社会動向の変化とは無縁ではなく、大きな影響を受けています。計画の背景となるこれらの社会動向の変化について整理します。

■まち・ひと・しごと創生 総合戦略■

人口急減・超高齢化という我が国が直面する大きな課題に対し、政府一体となって取り組み、各地域がそれぞれの特徴を活かした自律的で持続的な社会を創生することを目指し、平成 26 (2014) 年に「まち・ひと・しごと創生法」が制定され、人口の現状と将来展望を示す「長期ビジョン」と今後 5 年間の国の施策の方向を示す「総合戦略」が閣議決定されました。これにより、地方公共団体においても、「地方人口ビジョン」と「地方版総合戦略」の策定が進められました。

第1章 基本的な考え方

本市においても、平成 27（2015）年に「まち・ひと・しごと創生 江津市版 総合戦略」を策定し、以後毎年その進捗状況等について KPI 評価[※]を実施して評価結果をとりまとめています。

■エネルギー問題・地球温暖化対策■

平成 23（2011）年におこった東日本大震災とそれに伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故以降、わが国のエネルギー政策や地球温暖化対策は大きな見直しを余儀なくされました。さらに平成 27（2015）年に開催された COP21 では京都議定書に代わる新しい地球温暖化対策の国際ルールとしてパリ協定[※]が採択され、わが国も同年、令和 12（2030）年の温室効果ガス排出量を対 2013 年比で 26%削減するとした「約束草案」を気候変動枠組条約事務局に提出し、翌年には「地球温暖化対策計画」が閣議決定されました。このような社会動向の中で、令和 2（2020）年、国会の所信表明演説において、菅首相は「2050 年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち 2050 年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言しました。このような流れを受けて、様々な取組が始まっています。

「カーボンゼロシティ」はそのひとつで、2050 年の二酸化炭素実質排出量をゼロにすることに取り組むことを表明した地方公共団体のことをいいます。令和 4（2022）年 4 月時点で、696 自治体が表明しており、島根県内では、県を始め、松江市、邑南町、美郷町、出雲市、安来市、津和野町が表明しています。

このような中で、令和 3（2021）年 4 月、菅首相はわが国の 2030 年の温室効果ガス目標を 2013 年度比 46%削減とすることを表明し、続いて同年 10 月に閣議決定された第 6 次エネルギー基本計画では、再生可能エネルギーの比率が 36～38%と現行目標の 22～24%程度という想定から大幅に引き上げられ、地球温暖化対策の推進がより喫緊の課題として社会全体でとらえられています。

■環境の社会的認識の変化■

企業経営は、従来は業績や財務状況を中心に評価されてきましたが、近年は、企業活動における環境（Environment）、社会問題（Society）、企業統治（Governance）を重視する「ESG」というとらえ方が一般的になってきています。投資の分野においても、機関投資家を中心に、従来の財務情報だけでなく ESG の 3 つの要素も考慮した投資はもはや世界的な潮流になっており、多量の CO₂ 排出など環境に負荷を与える企業は淘汰される状況になってきています。

また、企業の社会への関わり方を重視する「CSR」（企業の社会的責任：Corporate Social Responsibility）や、企業の業務活動がそのまま社会貢献につながる「CSV」（共通価値の創造：Creating Shared Value）などの概念が広がり、企業活動においても環境分野の重要性が増大しています。平成 30（2018）年 4 月に閣議決定された国の「第五次環境基本計画」においても、環境・経済・社会の統合的向上というコンセプトのもとに計画が構築されています。

■SDGsの展開■

平成 27（2015）年の国連サミットでは国際目標「SDGs」（持続可能な開発目標：Sustainable

※ **KPI 評価**：KPI とは、「重要業績評価指標」といわれるもので、組織が行う事業の目標達成の度合いを判断するために継続的に計測・監視される数値指標による評価のことをいう。

※ **パリ協定**：2020（令和 2）年度以降の地球温暖化対策の枠組みを取り決めた国際協定。世界の平均気温の上昇を産業革命前の 2℃未満（努力目標 1.5℃）に抑え、21 世紀後半には温室効果ガスの排出を実質ゼロにすることを目標とした。

Development Goals) が採択され、官民間問わず環境を中心とした様々な施策や取組の重要な指針となっています。



資料:国際連合広報センター

図 1-1-1 SDGsの 17 の目標

近年は、行政が策定する計画や実施する施策を SDGs の 17 の目標と関連づけ、その未来につながる地球的意義を明らかにしようとする動きが広がっています。第 6 次江津市総合振興計画においても、関連する開発目標を基本計画の施策分野ごとに分類表示しており、このような取組を通して市民レベルでの SDGs への理解を深め、将来にわたって、本市における地域固有の課題解決や特徴を生かした発展に向けた取組を推進していく必要があります。本計画においても、「第 5 章 施策・取組」において、設定した個別目標と SDGs の 17 の目標について、その関連をラベリングによって明らかにしていきます。

■ 科学技術イノベーションの進展 ■

平成 28 (2016) 年に閣議決定された第 5 期科学技術基本計画において、我が国が目指すべき未来社会の姿として「Society 5.0」が提唱されました。

Society 5.0 は、狩猟社会 (Society 1.0)、農耕社会 (Society 2.0)、工業社会 (Society 3.0)、情報社会 (Society 4.0) に続く新たな社会を指すもので、IoT^{*}、ロボット、人工知能 (AI)、ビッグデータ^{**}などの新たな技術による社会の変革 (イノベーション) で創出される新たな価値により、サイバー空間 (仮想空間) とフィジカル空間 (現実空間) を高度に融合させ、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会です。

Society 5.0 では、ビッグデータを踏まえた AI やロボットが今まで人間が行っていた作業や調整を代行・支援するため、日々の手のかかる作業などから解放され、誰もが快適で活力に満ちた質の高い生活を送ることができるようになります。これは先の「SDGs」の達成にも通じるものです。

^{*} IoT : Internet of Things の略で「モノのインターネット」と呼ばれる。コンピューター以外の建築物、電化製品、自動車などの多種多様な「モノ」がインターネットに接続され、相互に情報をやり取りすること。

^{**} ビッグデータ : 情報通信技術 (ICT) の進歩によってインターネット上で収集、分析できるようになった膨大なデジタルデータ。ビッグデータを解析し、様々な分野で業務の効率化や新規事業の開発等に活用されている。



資料:内閣府

図 1-1-2 Society 5.0 による人間中心の社会

■コロナ後の社会■

令和 2 (2020) 年から流行が始まった新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、人々が移動の自粛や在宅勤務、休校等を経験した結果、通勤・通学や出張・旅行をはじめ、現金や印鑑など今まであたりまえだと思われてきた常識が激変し、新しい生活様式や従来にないビジネス、これまで気づかなかった新しい価値観が生まれてきました。仕事ではテレワークやリモートオフィス、教育では GIGA スクール*構想による学校の ICT 化、生活ではキャッシュレスや飲食のデリバリー、そしてそれらを支える AI や DX (デジタルトランスフォーメーション) **等の技術が一気に拡大の様相を呈しています。このような動きは、あらゆるコミュニケーションのリモート化やオンライン化、それによる居住地の地方への分散化、さらにそのことから生まれる新たな需要やビジネスなど、多くの社会的変化を生むものと考えられます。

これらのことにより、コロナ禍を契機に環境問題の重要性が再認識され、今後は CO₂ の排出抑制や大量生産・大量消費からの脱却等による持続可能な社会の実現がますます求められていくと考えられます。

* **GIGA スクール** : GIGA は「Global and Innovation Gateway for All」の略で、「全ての児童・生徒のための世界につながる革新的な扉」という意味です。「GIGA スクール」とは、全国の児童・生徒 1 人に 1 台のコンピューターと高速ネットワークを整備する文部科学省の取り組みのことをいう。

** **DX** : DX は「Digital Transformation (デジタルトランスフォーメーション)」の略で、企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立することをいう。

2. 計画の位置づけ

2-1. 計画の位置づけ

本計画は、「江津市生活環境の保全に関する条例」（平成12年江津市条例第12号）第17条に基づいて策定するもので、平成25（2013）年3月に改訂された「第2次江津市環境基本計画」の改訂計画です。本計画は、本市の環境行政のマスタープランとして環境に関する個別計画の最上位に位置づけられるとともに、令和2（2020）年3月に策定された「第6次江津市総合振興計画」の環境に係る施策を総合的に担う計画として位置づけられます。またその関連計画として、江津市版「まち・ひと・しごと創生 総合戦略」として「江津市版総合戦略」があります。

また、関連する部門別計画とも整合性をとるとともに、国の「第五次環境基本計画」及び令和3（2021）年3月に策定された「島根県環境総合計画」も踏まえたものとしてします。

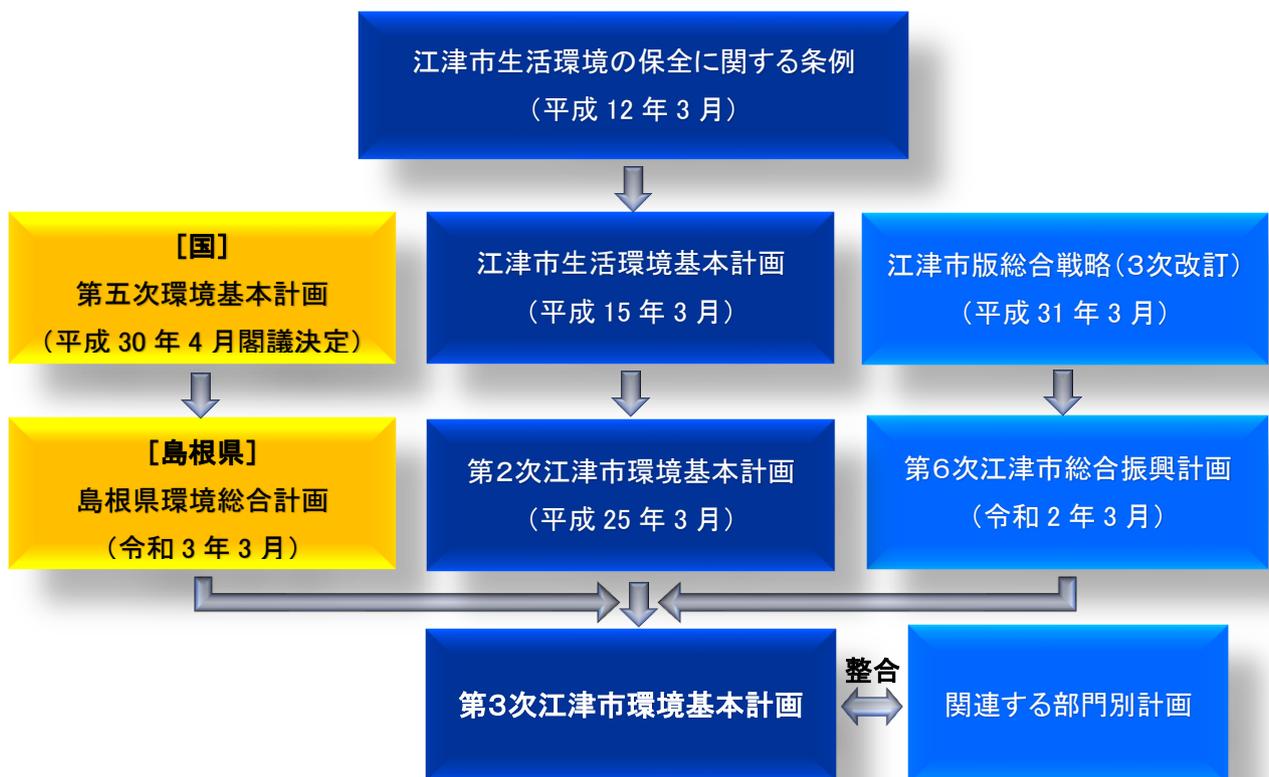


図 1-2-1 計画の位置づけ

2-2. 上位計画

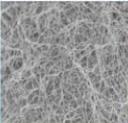
■第五次環境基本計画(国)■

平成30(2018)年4月に閣議決定された「第五次環境基本計画」では、『地域循環共生圏』の創造、『世界の範となる日本』の確立、「これらを通じた、持続可能な循環共生型の社会(『環境・生命文明社会』)の実現」の3つを目指すべき社会の姿としています。

第五次環境基本計画の環境政策の方向性となる大きなポイントは、以下の2点です。

- ① SDGsの考え方も活用しながら、分野横断的な6つの「重点戦略」を設定し、環境政策による経済社会システム、ライフスタイル、技術などあらゆる観点からのイノベーションの創出や、経済・社会的課題の「同時解決」を実現し、将来に渡って質の高い生活をもたらす「新たな成長」につなげていくこととしています。

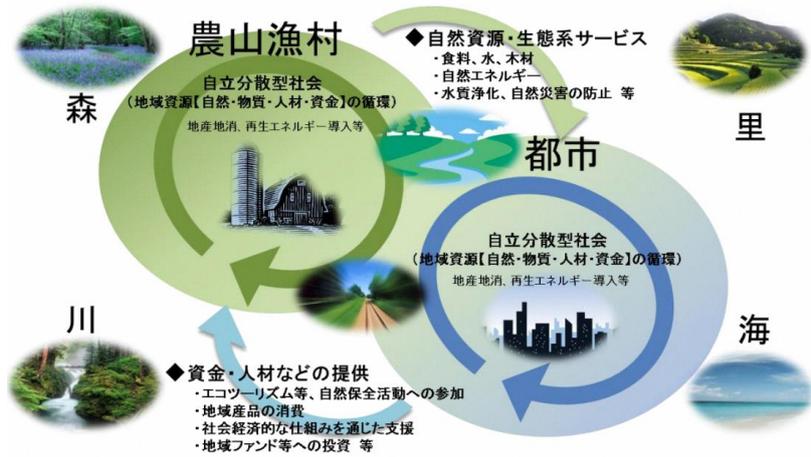
6つの重点戦略

<p>①持続可能な生産と消費を実現する グリーンな経済システムの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ESG投資、グリーンボンド等の普及・拡大 ○税制全体のグリーン化の推進 ○サービサイジング、シェアリング・エコミー ○再エネ水素、水素サプライチェーン ○都市鉱山の活用 等  <p>洋上風力発電施設 (H28環境白書より)</p>	<p>②国土のストックとしての価値の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ○気候変動への適応も含めた強靱な社会づくり ○生態系を活用した防災・減災(Eco-DRR) ○森林環境税の活用も含めた森林整備・保全 ○コンパクトシティ・小さな拠点+再エネ・省エネ ○マイクロプラを含めた海洋ごみ対策 等  <p>土砂崩壊防備保安林 (環境省HPより)</p>
<p>③地域資源を活用した持続可能な地域づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域における「人づくり」 ○地域における環境金融の拡大 ○地域資源・エネルギーを活かした収支改善 ○国立公園を軸とした地方創生 ○都市も関与した森・里・川・海の保全再生・利用 ○都市と農山漁村の共生・対流 等  <p>バイオマス発電所 (H29環境白書より)</p>	<p>④健康で心豊かな暮らしの実現</p> <ul style="list-style-type: none"> ○持続可能な消費行動への転換(倫理的消費、COOL CHOICEなど) ○食品ロスの削減、廃棄物の適正処理の推進 ○低炭素で健康な住まいの普及 ○テレワークなど働き方改革+CO2・資源の削減 ○地方移住・二地域居住の推進+森・里・川・海の管理 ○良好な生活環境の保全 等  <p>森里川海のつながり (環境省HPより)</p>
<p>⑤持続可能性を支える技術の開発・普及</p> <ul style="list-style-type: none"> ○福島イノベーション・コースト構想→脱炭素化を牽引(再エネ由来水素、浮体式洋上風力等) ○自動運転、ドローン等の活用による「物流革命」 ○バイオマス由来の化成品創出(セルロースナノファイバー等) ○AI等の活用による生産最適化 等  <p>セルロースナノファイバー (H29環境白書より)</p>	<p>⑥国際貢献による我が国のリーダーシップの発揮と戦略的パートナーシップの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ○環境インフラの輸出 ○適応プラットフォームを通じた適応支援 ○温室効果ガス観測技術衛星「いぶき」シリーズ ○「課題解決先進国」として海外における「持続可能な社会」の構築支援 等  <p>水銀に関する水俣条約 第1回締約国会議 に出席した環境大臣</p>

資料:環境省. 第五次環境基本計画の概要. 平成30年4月

図1-2-2 6つの重点戦略

- ② 地域の活力を最大限に発揮する「地域循環共生圏」の考え方を新たに提唱し、各地域が自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合う取組を推進していくこととしています。



資料: 環境省. 第五次環境基本計画の概要. 平成 30 年 4 月

図 1-2-3 地域循環共生圏の概念図

■島根県環境総合計画■

令和 3 (2021) 年 3 月に策定され、令和 12 (2030) 年度を計画の期間とする「島根県環境総合計画」では、「豊かな環境の保全と活用による 笑顔で暮らせる島根を目指す」を基本理念とし、5つの施策体系により、総合的かつ計画的に取組を推進するとしています。

なお、本計画は、環境基本計画をベースに生物多様性地域戦略、地球温暖化対策地方公共団体実行計画、地域気候変動適応計画、循環型社会形成推進計画、廃棄物処理計画、食品ロス削減推進計画、環境教育行動計画の各計画を盛り込んだ総合計画となっています。



資料: 島根県. 島根県環境総合計画. 令和 3 年 3 月

図 1-2-4 島根県環境総合計画の施策体系

■第6次江津市総合振興計画■

令和2(2020)年3月に策定された「第6次江津市総合振興計画」では、「小さくともキラリと光るまち ごとつ」をまちづくりのスローガンとし、これを実現するため「1 産業と自然が調和した新たなにぎわいを生み出すまちづくり」「2 豊かな暮らしを支えるやすらぎのまちづくり」「3 いきいきとした人づくり・地域づくり」の3つを基本目標として設定しています。また、「江津市版 総合戦略」において設定した4つの基本目標を重点プロジェクトとして本計画に内包しています。



資料:江津市. 第6次江津市総合振興計画(ダイジェスト版). 令和2年3月

図 1-2-5 重点プロジェクト(総合戦略の4つの柱)

環境に係る施策は、自然環境や地球環境が基本目標1に、生活環境や快適環境が基本目標2に、環境保全活動が基本目標3にそれぞれ位置づけられており、これらを整理すると次表のようになります。

表 1-2-1 第6次江津市総合振興計画における環境関係施策

基本方針	施策	施策の体系	具体的な取り組み
基本目標1：産業と自然が調和した新たなにぎわいを生み出すまちづくり			
活力ある産業で豊かな生活を築くまちづくり	若者に魅力ある産業づくり	農林水産業の振興	有機農業の推進☆
			「地産地消」の推進☆
			農業の有する多面的機能の発揮支援☆
			有害鳥獣対策☆
自然を活かしたふれあいのあるまちづくり	豊かな自然と調和した環境づくり	住民参加の環境美化推進	循環型林業の推進☆
			川・海・山の美化
			農村環境の保全活動の推進☆
			市民一斉清掃の推進
	自然環境とふれあう交流のまちづくり	環境保全対策の推進	不法投棄パトロール監視活動の推進
			下水道などの整備による水質の保全
自然環境とふれあう交流のまちづくり	体験・滞在型交流のまちづくり	体験・滞在型交流の推進	環境保全意識の啓発
			地域コミュニティによる交流の推進

基本方針	施策	施策の体系	具体的な取り組み
	自然とともに歩む環境にやさしいまちづくり	再生可能エネルギーの活用	多様なエネルギーの活用
			啓発活動の推進
		省エネルギーシステムの構築	3R運動の推進
			公共施設などでの省エネルギーの推進
			地球温暖化防止対策の推進
啓発活動の推進			
基本目標2：豊かな暮らしを支えるやすらぎのまちづくり			
安全で快適な暮らしを支えるまちづくり	安全で快適な生活環境づくり	下水道整備	普及率向上と計画的な整備
			合併処理浄化槽の普及促進
		衛生環境の充実	ごみ処理施設、火葬場、し尿処理施設の適正な管理
		市街地の計画的な整備	都市公園、緑地の整備
		住宅・住環境の整備	空家・空地対策の推進
		景観形成の推進	景観形成制度の運用
景観資源の保全と活用			
景観まちづくりに関する市民意識の向上			
基本目標3：いきいきとした人づくり・地域づくり			
コミュニティがいきいきと輝くまちづくり	自らが考え、行動する、自立した地域づくり	地域の社会教育活動の充実支援	生涯学習の推進
		ボランティア活動の促進	市民活動への支援
		コミュニティ活動の推進	地域コミュニティ活動の活性化支援☆
		市民とともに考え、築きあげる協働のまちづくり	協働型の地域づくりの展開

※ ☆は重点プロジェクト。

3. 計画の期間と対象

3-1. 計画の期間

本計画の期間は、令和 5（2023）年度から令和 14（2032）年度までの 10 年間とします。また、必要に応じて中間年度の令和 9（2027）年度に見直しを行います。



図 1-3-1 計画の期間

3-2. 計画の対象

本計画の対象となる地域は江津市全域とします。対象となる環境分野は、自然環境、生活環境、快適環境、地球環境の 4 つの分野に、これらに共通のものとしてこれらを支える環境保全活動を加えた幅広いものとします。



図 1-3-2 計画の対象

第2章 前計画の検証

1. 前計画の概要

平成 25（2013）年 3 月に策定された第 2 次江津市環境基本計画（以下、「前計画」という。）は、計画期間を平成 25（2013）年度から平成 34（令和 4）（2022）年度までの 10 年間とし、「自然と調和したやすらぎのまち ごうつ」をめざす環境像として掲げ、生活環境、自然環境、快適環境、地球環境、環境保全活動の 5 つの対象に対し、それぞれ「人の生活環境を守り、安心・安全な暮らしができるまち」「自然を大切にし、自然とふれあうことができるまち」「文化をはぐくみ、ふるさととして誇れるきれいなまち」「かけがえのない地球を、地域から次世代に引き継ぐまち」「市民・事業者・行政が、それぞれ主役となって協働するまち」の基本目標を設定しています。

これらの基本目標を達成するために、それぞれの基本目標に対して「施策の柱」を掲げ、施策の柱ごとに現状と課題を明らかにした上で、市・市民・事業者それぞれの取組を整理するとともに、最終年度（平成 34（令和 4）（2022）年度）の目標値を設定しています。

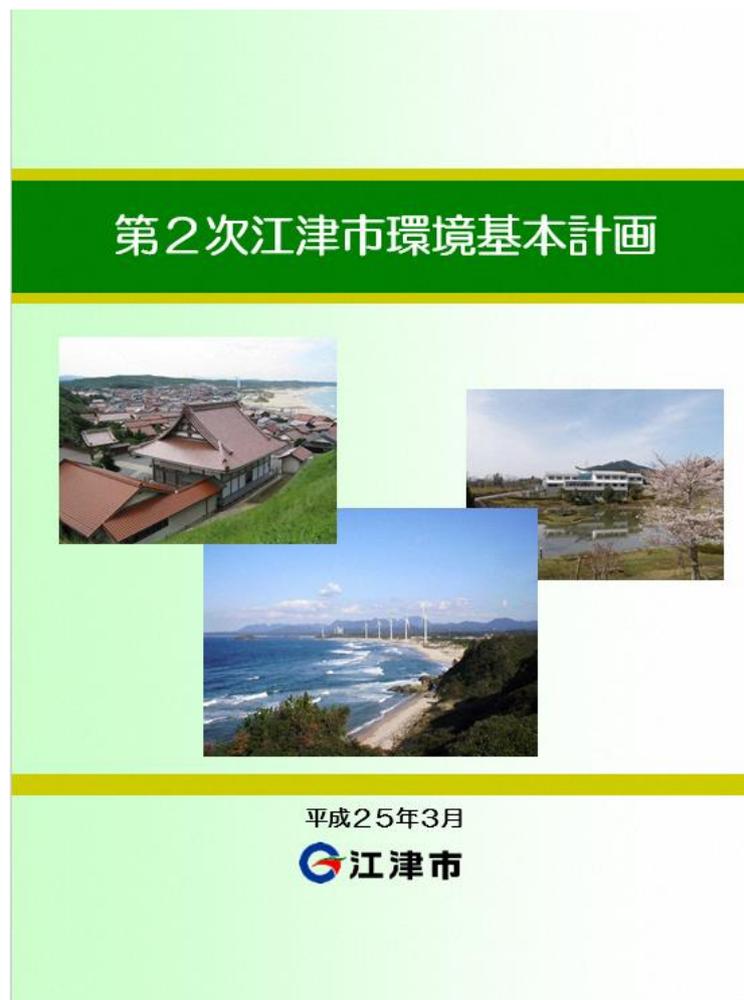


図 2-1-1 第2次江津市環境基本計画(前計画)

2. 前計画の検証

前計画で設定した平成 34（令和 4）（2022）年度の目標値に対し、現在明らかになっている最寄りの年度の実績値を整理して、その達成度について検証を行います。

評価に当たっては、達成できたものは **達成**、未達成だが前回数値を上回ったものは **未達成▲**、未達成で前回数値を下回ったものは **未達成▼** とし、それぞれ色で識別しました。

表 2-2-1 目標値の達成度

施策の柱	目標値			実績値	評価
	目標設定項目	現状値	目標値 (R4)		
1. 生活環境 ～人の生活環境を守り、安全・安心な暮らしができるまち					
1-1. 大気環境の 保全	大気汚染測定値（SPM）（環境基準値 0.1 mg/m ³ ）	0.03	現状維持	0.014mg/m ³ (R2)	達成
	空気のきれいさに対する満足度	78.8%	85.0%	71.0%	未達成▼
	公用車のハイブリッド車への移行	2台	7台	7台	達成
1-2. 水環境の保 全	江の川の水質（BOD）	達成	現状維持	0.7mg/l (R2)	達成
	市河川水質（BOD）（八戸川・家古屋 川・長谷川・糸谷川・日和川・小谷 川）	達成	現状維持	<0.5mg/l (R2)	達成
	海域水質（COD）波子海水浴場	達成	現状維持	1.5mg/l (R2)	達成
	汚水処理人口普及率（下水、農業集落 排水、合併処理浄化槽）	36.4%	66.9%	55.10%	未達成▲
	水のきれいさに対する満足度	43.6%	60.0%	54.5%	未達成▲
	海のきれいさに対する満足度	56.0%	70.0%	64.4%	未達成▲
1-3. 騒音振動の 防止	騒音測定値（環境基準）	達成	現状維持	達成	達成
	騒音振動に対する満足度	61.7%	70.0%	59.4%	未達成▼
1-4. 悪臭の防止	においに対する満足度	60.3%	70.0%	53.7%	未達成▼
1-5. 化学物質の 適正な管理	—	—	—	—	—
1-6. 廃棄物対策	廃棄物排出量	7,568 t	6,850 t	7,431t (R3)	未達成▲
	資源リサイクル率	14.2%	24.0%	19.6% (R2)	未達成▲
	不法投棄・野焼きに対する満足度	44.4%	60.0%	32.1%	未達成▼
	ごみの分別・出し方に対する満足度	65.8%	75.0%	69.0%	未達成▲

施策の柱	目標値			実績値	評価
	目標設定項目	現状値	目標値 (R4)		
2. 自然環境 ～自然を大切にし、自然とふれあうことができるまち					
2-1. 自然環境保全と自然とのふれあい	野生動植物の生息に対する満足度	63.0%	75.0%	46.8%	未達成▼
2-2. 森林保全	野山や田畑の豊富さに対する満足度	76.7%	85.0%	78.1%	未達成▲
	利用間伐材の実施面積・実施量	12ha	21ha	5.16ha (R3)	未達成▼
2-3. 農地保全	野山や田畑の豊富さに対する満足度【再掲】	76.7%	85.0%	78.1%	未達成▲
	水田の冬季湛水管理面積	0.7ha	5.0ha	0 (R3)	未達成▼
	減農薬・減肥料の適用農地面積	20ha	50ha	42.8ha (R3)	未達成▲
	鳥獣被害防護柵の設置延長	81.5 km	200 km	190 km (R3)	未達成▲
	エコファーマーの認定数	28人	40人	17人 (R3)	未達成▼
	産直品の売り上げ	74百万円	120百万円	96百万円 (R3)	未達成▲
	学校給食での産直率	30.0%	50.0%	35.25% (R3)	未達成▲
3. 快適環境 ～文化をはぐくみ、ふるさととして誇れるきれいなまち					
3-1. 景観保全	まちなみ景観の美しさに対する満足度	22.7%	40.0%	34.5%	未達成▲
3-2. 緑化の推進	都市の緑化に対する満足度	40.7%	50.0%	48.2%	未達成▲
3-3. 環境美化の推進	きれいに清掃された空間に対する満足度	42.9%	60.0%	45.8%	未達成▲
	まちなみ景観の美しさに対する満足度	22.7%	40.0%	34.5%	未達成▲
	都市の緑化に対する満足度	40.7%	50.0%	48.2%	未達成▲
4. 地球環境 ～かけがえのない地球を、地域から次世代に引き継ぐまち					
4-1. 地球温暖化防止	江津市内の温室効果ガス排出量（家庭・業務・運輸）	123,365 t-CO ₂	111,028 t-CO ₂	122,000 t-CO ₂ (R1)	未達成▲
	市の事務事業に伴う温室効果ガス排出量（市役所事務部門のみ）	737 t-CO ₂	663 t-CO ₂	663 t-CO ₂ (R3)	達成
	市の事務事業に伴うガソリン使用量	37,485ℓ	33,737ℓ	42,732ℓ (R3)	未達成▼
	市の事務事業に伴う電気使用量	870MWh	783MWh	846MWh (R3)	未達成▲
	「学校版エコライフチャレンジしまね」の取組	10校	全12校	—	—
4-2. 再生可能エネルギーの推進	—	—	—	—	

第2章 前計画の検証

施策の柱	目標値			実績値	評価
	目標設定項目	現状値	目標値 (R4)		
5. 環境保全活動 ～市民・事業者・行政が、それぞれ主役となって協働するまち					
5-1. 環境保全活動	「学校版エコライフチャレンジしまね」の取組【再掲】	10校	全12校	—	—
	小中学校の「緑のカーテン」実施校	4校	8校	8校 (R3)	達成
	地域の清掃活動など環境美化活動へ参加している割合	78.2%	90.0%	83.8%	未達成▲
5-2. 環境学習	環境教育推進事業への参加	10校	全12校	—	—
	「学校版エコライフチャレンジしまね」の取組【再掲】	10校	全12校	—	—

また、評価（ 達成 未達成▲ 未達成▼ ）に関し、目標達成度の状況を見てみると、未達成のものについても前回数値を上回ったものが多く、環境の改善にはある程度の進展が見られます。

表 2-2-2 目標達成度の検証

評価	目標達成度の状況	個数
達成	達成	8
未達成▲	前回数値を上回る	18
未達成▼	前回数値を下回る	9
その他	—	6
合計		41

第3章 環境の現況

1. 江津市の概要

1-1. 位置

本市は島根県の中央部よりやや西寄りに位置し、東は大田市と川本町、西は浜田市、南は邑南町、北は日本海に面する総面積 268.24k m²のまちです。本市は中国地方最大の河川、江の川の河口に位置することから「江津」の名があります。



図 3-1-1 位置

1-2. 沿革

本市は古くは万葉の歌人、柿本人麻呂が妻・依羅娘子（よさみのおとめ）とともに過ごしたところとされ、市内にはそのゆかりの地がいくつかあります。市の中心を流れる江の川は、古来、陰陽を結ぶ交通運輸の要で、その河口の江津湊は、江の川の舟運と日本海への海運との結節点として栄え、海岸には船問屋が立ち並び、江戸時代中期には全盛を誇りました。

また、良質な粘土資源が産出され、古くから窯業を中心とする地場産業が栄えてきました。

昭和 29 年 4 月 1 日に江津外 8 町村が合併して市制を施行し、「江津市」が発足しました。その後、昭和 31 年まで境界変更を行い、井沢・清見・上有福・本明地区を編入し、平成 16（2004）年 10 月 1 日に邑智郡桜江町と合併して、現在の江津市域が確立しました。



写真 左)高角山の麓にある人丸神社 右)天領江津本町藁街道の説明板

1-3. 気象

本市の気象は、日本海気候に属し、臨海部では暖流の影響で日平均気温は約 16℃と冬季の寒さはあまり厳しくなく、年間降水量は 1,300～2,000mm で、積雪量も比較的少なくなっています。最寄りの気象観測所である浜田特別地域気象観測所の令和 3（2021）年の日平均気温は 16.4℃、年間降水量は 1,914.0mm でした。



資料:気象庁

図 3-1-2 浜田特別地域気象観測所での日平均気温と年間降水量

1-4. 交通

本市の鉄道は、海岸沿いを東西に JR 山陰本線が走り、市内には黒松、浅利、江津、都野津、敬川、波子の 6 つの駅があります。

本市の道路は、令和 5（2023）年 3 月現在、山陰自動車道が浜田方面より江津 IC まで開通しており、市内には江津西 IC、江津 IC の 2 つのインターチェンジがあります。江津 IC 以東の江津～浅利間は一般県道浅利渡津線や国道 9 号江津バイパスを当面活用する区間となっています。また、浅利より東の福光・浅利道路は、順次整備が進んでいます。

国道は海岸沿いを東西に国道 9 号、桜江、川本方面に国道 261 号が走っています。これらを補完する形で主要地方道、一般県道が走っています。

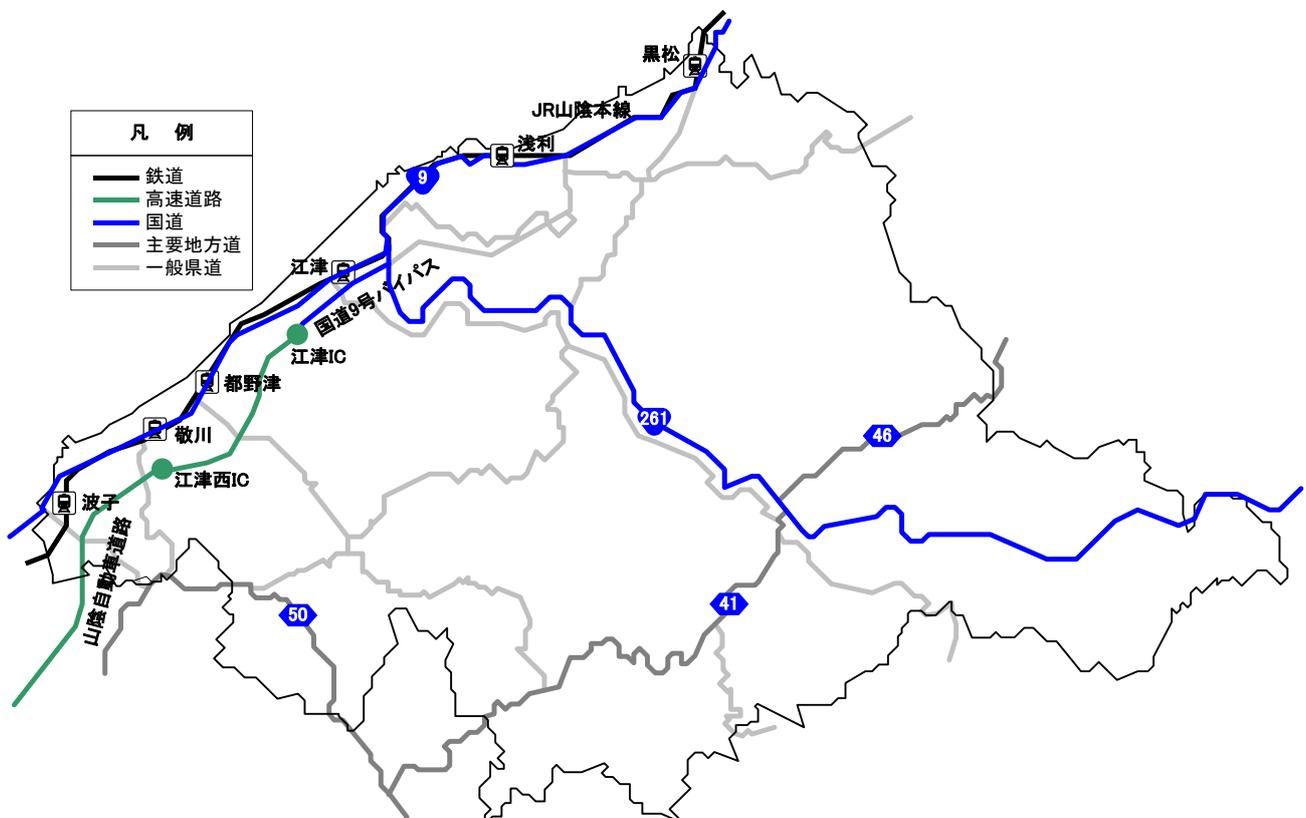
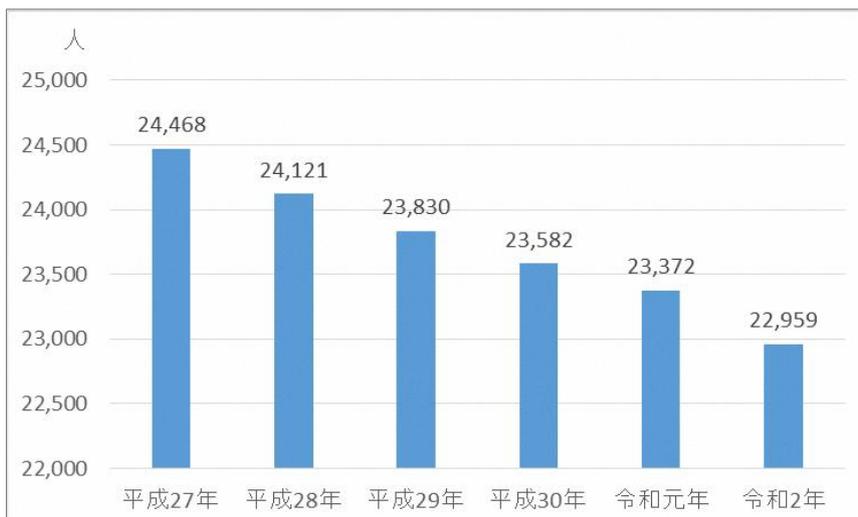


図 3-1-3 交通網図

1-5. 人口

本市の令和 2（2020）年の人口（国勢調査人口）は 22,959 人で、平成 27（2015）年から令和 2（2018）年までの 5 年間の人口増減率はマイナス 6.2%でした。

令和 2（2020）年の 65 歳以上の人口は 9,019 人で、高齢化率は 39.3%でした。これは、全国平均の 28.6%、島根県の 34.2%と比べて高くなっています。

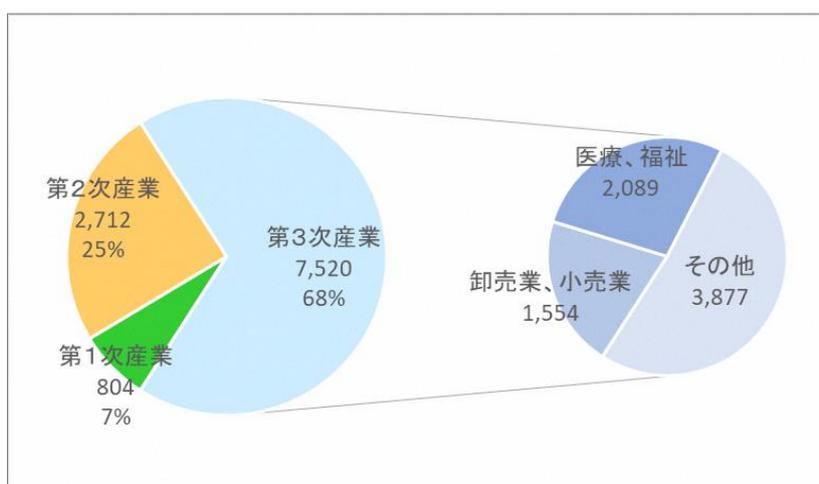


資料:平成 27(2015)年及び令和 2(2020)年は国勢調査人口
平成 28(2016)年～令和元(2019)年は毎年 10 月 1 日現在の推計人口

図 3-1-4 人口の推移

1-6. 産業

令和 2 (2020) 年の国勢調査によれば、産業別就業者人口は第 3 次産業の占める割合が 68%と最も多く、次いで第 2 次産業が 25%、第 1 次産業が 7%となっています。第 3 次産業の内訳は、医療、福祉が最も多く、次いで卸売業、小売業となっています。



資料:令和 2(2020)年国勢調査

図 3-1-5 産業別就業人口

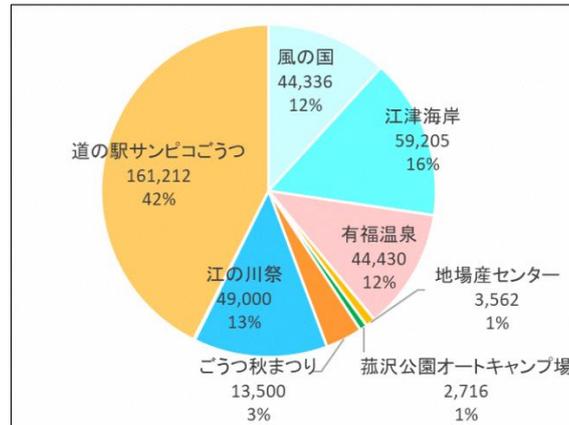
製造業については、本市は古くから石州瓦の生産が地場産業として営まれ窯業が盛んでしたが、近年は島根県企業局江津地域拠点工業団地が整備され、多くの企業が進出しています。第 3 次産業のうち大規模商業施設としてゆめタウン江津等があります。

1-7. 観光

本市には、しまね海洋館アクアス、有福温泉、温泉リゾート風の国などの観光施設や、波子・浅利・黒松の海水浴場、県立自然公園千丈溪などの自然資源、柿本人麻呂ゆかりの地や石州瓦の美しい天領江津本町藪街道などの歴史資源など多くの観光資源があります。また、大元神楽や石見神楽などの伝統芸能をはじめ、江の川祭やごうつ秋まつりなどのイベント、道の駅サンピコごうつや江津市地場産業振興センターなどの集客施設も有力な観光資源です。

本市の令和元（2019）年の観光入込客延数は378,461人でした※。そのうち道の駅サンピコごうつの来訪者が42%と最も多く、次いで江津海岸が16%、江の川祭が13%となっています。

※ 令和2（2020）年はコロナ禍のため、ごうつ秋まつり、江の川祭、石見の夜神楽公演などのイベントがいずれも中止となったほか、波子海水浴場や有福温泉の入込が大きく落ち込み、入込総数が前年比で27.3%減少するなど正常な入込ではなかったため、令和元（2019）年度のデータを採用しました。



資料：島根県、島根県観光動態調査

図 3-1-6 地点別観光入込客延数(令和元(2019)年度)



写真 歴史資源 左)高角山の柿本人麻呂像 右)天領江津本町藪街道

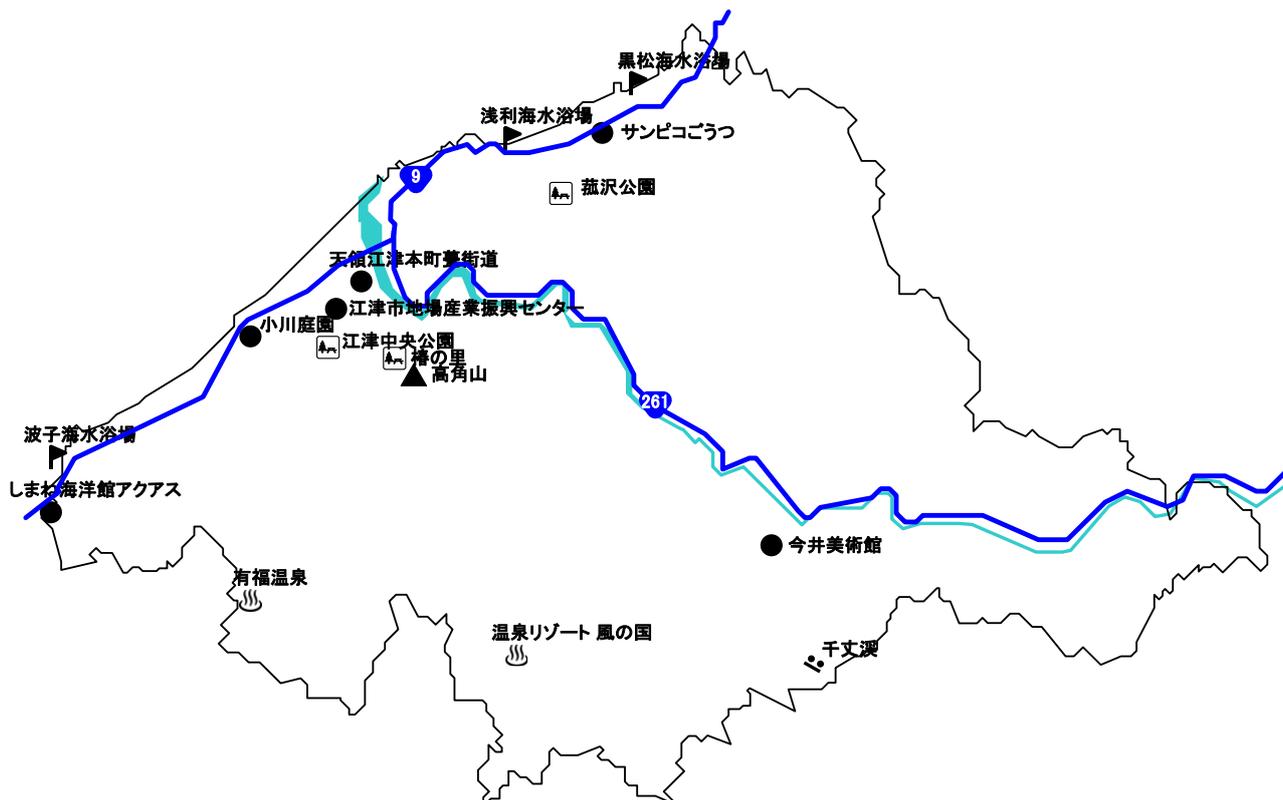


図 3-1-7 観光資源

えころむ ecolumn

島の星のいわれ

柿本人麻呂像のある高角山は、別名「島の星山」と言われています。なぜ島の星山と言われるのかご存じでしょうか。それはこの山のふもとに星が落ちたからなのです。だから島の星山には星形のマークが刻まれているのです。星とはすなわち隕石のことです。

隕石が落ちたのは 874 年のことでした。高角山ゆかりの柿本人麻呂が亡くなったのは 724 年なので、彼の死のちょうど 150 年後のことです。

「椿の里」を抜けた先には冷昌寺というお寺があり、その手前には隕石が落下した跡にできたという池、境内には「隕石大明神」という小さな祠があります。祠の中を覗くと・・・何やら丸みを帯びた石が鎮座しています。これが本当に隕石なのか・・・残念ながら国立科学博物館の隕石リストには本隕石は掲載されていません。ここは星のロマン伝説として受け止めておきましょう。



隕石大明神の祠

2. 環境の現況

2-1. 自然環境

■動植物■

本市の植生は、落葉広葉樹の二次林が中心ですが、部分的に潜在自然植生である照葉樹林が見られるほか、海岸沿いには自然度の高い海浜植生が帯状に続いています。

希少な動物として、日本海沿岸にアカウミガメ、江の川にアカザ、八戸川にブチサンショウウオが生息するほか、桜江地域でダイセンオサムシ、ギフチョウ、イシガケチョウなどの昆虫類が確認されています※¹。

※¹ 出典：島根県、しまね自然マップ（動物）、平成12（2000）年3月

【天然記念物、巨樹・巨木】

天然記念物は、県指定として山本の白枝垂桜（しろしだれざくら）と今田水神の大ケヤキが、市指定として多鳩神社のナギ及び自然林、上有福のイチョウ*、上敬川のチシャノキ*、福田八幡宮のイチイガシ*及び自然林、岩瀧寺の自然林、高倉山八幡宮の境内林*、久保川のクロガネモチ*、福城寺のスギ・カヤ*、大亀山椎の森、八戸大元神社のムクの木、市山八幡宮後背の椎・樅林、牛尾家のムクの木、大倉のムクノキが指定されています。

なお、「*」を記したものは、併せて環境省の第4回自然環境保全基礎調査による「巨樹・巨木」に指定されています。

【外来生物問題】

近年、生物多様性を阻害するものとして、外来生物が問題になっています。わが国においては、「特定外来生物による生態系等に関する被害の防止に関する法律」（外来生物法）により「特定外来生物」を指定し、飼養・栽培・保管・運搬・輸入等を制限するとともに、防除を進めています。

島根県内では、令和2（2020）年2月現在、特定外来生物として確認された昆虫はありませんが、平成27（2015）年以降にセアカゴケグモが発見されています。本市においては、特定外来生物に指定されているオオキンケイギクが問題となり、ホームページにおいても注意を呼び掛けています。オオキンケイギクは強健で繁殖力が強いため、野生化すると在来の郷土種を駆逐し、生態系を破壊してしまいます。

■自然景観■

島根県立自然公園条例に基づき断魚溪・観音滝県立自然公園と千丈溪県立自然公園が指定されています。観音滝は、鹿賀谷川に懸かる高さ約50mの大滝で、石英斑岩質安山岩の大岩壁を急流落下する様が観音像に似ているともいわれています。千丈溪は、江の川の支流八戸川に注ぐ日和川が約5kmにわたって石英粗面岩の岩肌を浸食してきた県内有数の大溪谷で、昭和7（1932）年に国の名勝にも指定されています。

また市内には、龍頭ヶ滝、岩瀧寺の滝等があります。



写真 左)観音滝 右)岩瀧寺の滝

■ 自然環境保全基礎調査 ■

【特定植物群落】

環境省の第1～3回自然環境保全基礎調査により、保護上重要な特定植物群落として、浅利黒松海岸砂丘植生、江津の照葉樹林、有福八幡宮の照葉樹林、有福福泉寺の照葉樹林が指定されています。



図 3-2-1 自然環境

■ 田園環境 ■

【環境保全型農業】

本市においては「江津市環境保全型農業推進方針」を策定し、安全で良質な食料や豊かな自然環境を提供できるよう、生物多様性保全をより重視した農業生産や田園地域・里地里山の保全等に配慮した環境保全型農業を推進しています。これまでも堆肥購入助成などの施策を展開し、現在 54ha 以上の農地が有機 JAS 認証ほ場となっており、環境保全型農業の取組は増加の傾向にあります。また、「みどりの食料システム法」が制定され、環境保全型農業への機運が高まっています。

また、有機農業の取組を広げるため、有機農業推進協議会を設立し、有機農業実践講座や有機農業推進セミナー等を開催しているほか、有機農業のための資材購入費用の一部の助成等を行っています。



図 3-2-2 左)有機 JAS マーク 右)有機農業推進協議会のシール

【地産地消】

本市には、「まる姫ポーク」「桜江ごぼう」「桑茶」などの江津ブランドの地場産物があります。地産地消を推進するために、産直市を拠点としてこれらの江津ブランドをはじめ、江津産の野菜と米を中心とした地場産物を供給しています。また、学校給食においては、地場産物の使用だけでなく、生産者と児童・生徒との顔の見える交流会を開催し、普段食べている米や野菜などがどのように栽培されているかを、直接生産者から聞く場を設けています。

2-2. 生活環境

■大 気■

本市には、大気汚染防止法第 22 条第 1 項に基づく島根県の一般環境大気測定局（江津市役所）があり、令和 2（2020）年度の測定結果及び評価は表 3-2-1 のとおりでした。

表 3-2-1 江津市役所一般環境大気測定局の測定結果(令和 2(2020)年度)

項目	年平均値	1 時間値 の最高値	単位	評価
二酸化硫黄(SO ₂)	0.001	0.122	ppm	短期的評価による環境基準を未達成 長期的評価による環境基準を達成
二酸化窒素(NO ₂)	0.002	—	ppm	長期的評価による環境基準を達成
一酸化炭素(CO)	ND	—	ppm	長期的評価による環境基準を達成
光化学オキシダント(Ox)	0.04	—	ppm	短期的評価による環境基準を未達成 長期的評価による環境基準を達成
浮遊粒子状物質(SPM)	0.014	0.143	mg/m ³	短期的評価による環境基準を未達成 長期的評価による環境基準を達成
炭化水素 (NMHC)	ND	—	ppmC	長期的評価による環境基準を達成
微小粒子状物質(PM2.5)	9.2	—	μg/m ³	短期的及び長期的評価による環境基準を達成

資料：島根県. 令和 3(2021)年版環境白書(資料編)

大気中に排出されたフッ素化合物による蚕児被害や農林作物被害が、昭和 47（1972）年頃から県内の 3 地域（安来市、江津市、益田市）において顕在化したため、県では昭和 49（1974）年以降、大気中フッ素化合物の調査を実施してきました。令和 3（2021）年版環境白書によると、本市における大気中フッ素化合物調査の令和 2（2020）年度の測定結果は、江津高校が 88μgF/100cm²/月、丸八裏が 6μgF/100cm²/月、職業訓練校が 98μgF/100cm²/月で、環境指導基準値（1μgF/m³/月）に相当する値として、LTP 法による測定値（746μgF/100cm²/月）と比較した結果、超過した地点はありませんでした。

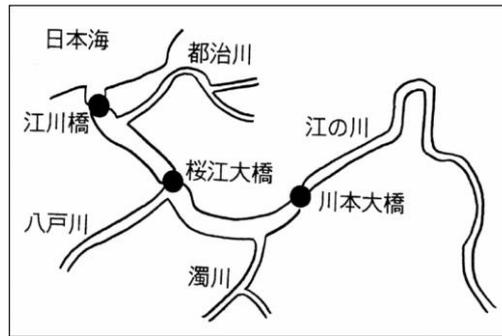
本市では、島根県による酸性雨のモニタリング調査が行われており、令和 2（2020）年度における年平均 pH は 4.83 でした。年平均 pH は、平成 18（2006）年度以降は横ばいで推移していましたが、近年は上昇する傾向が見られます。

大気汚染防止法及び県公害防止条例により、工場及び事業場等の施設を設置する際は届出が義務付けられています。また、ばい煙については、工場等の規制基準遵守状況を監視するため、工場・事業場等に対し立入検査を行い、変更届の提出や自主測定の回数について指導が行なわれています。

■水 質■

【河 川】

公共用水域の調査地点は、江の川については川本大橋、桜江大橋、江川橋の3地点が設定されています。令和2(2020)年度の各地点におけるBOD75%値はそれぞれ0.7、0.7、0.7mg/lで、3地点ともA類型に適合し、環境基準を達成しています。BODの環境基準は平成22(2010)年度以降継続して達成し、年平均値も1mg/l以下で推移しており、江の川の水質は良好な状況です。



資料: 島根県. 令和2(2020)年度 公共用水域及び地下水水質測定結果

図 3-2-3 江の川の調査地点

また、本市では、生活環境の保全に関する項目(生活環境項目)について類型未指定の6河川(6地点)で調査を行っています。令和2(2020)年度の測定結果は下表のとおりで、参考までに環境基準と比較すると、すべてAA類型(BOD1mg/l以下)の良好な水質でした。

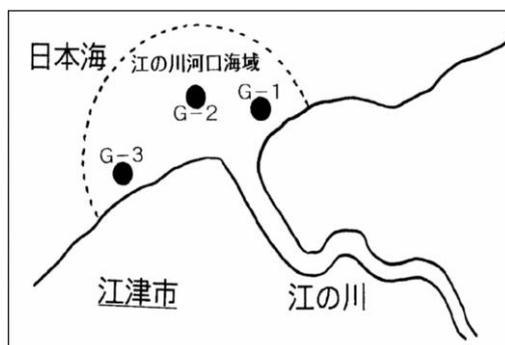
表 3-2-2 類型未指定の市内河川の水質測定結果(令和2(2020)年度)

河川名	小谷川	八戸川	家古屋川	長谷川	日和川	糸谷川
地点名	小谷川	冬見橋下	八戸橋	出合橋下	千丈溪	糸谷川
BOD75%値 (mg/l)	<0.5	0.6	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5
相当する水質の類型	AA	AA	AA	AA	AA	AA

資料: 島根県. 令和2(2020)年度 公共用水域及び地下水水質測定結果

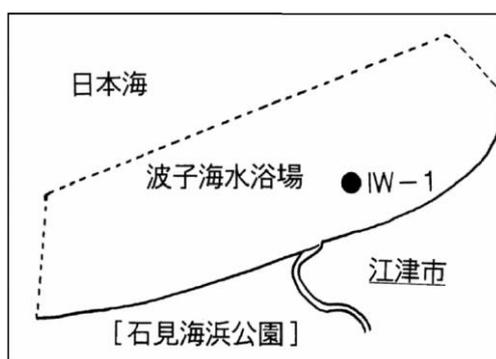
【海 域】

海域は、江の川河口海域に3ヶ所調査地点が設定されており、環境基準はA類型(COD2mg/l)です。下図の調査地点G-1,2,3におけるCOD75%値は、それぞれ1.6、1.5、1.9mg/lで、3地点ともA類型に適合し、環境基準を達成しています。この海域はほぼ江津港湾区域に位置し、江の川や河口周辺からの江津市街地の生活排水や工場・事業場排水等の影響を直接受けることもありますが、平成22(2010)年度以降は平成25(2013)年度を除き、CODの環境基準を達成しています。



資料: 島根県. 令和 2(2020)年度 公共用水域及び地下水水質測定結果
 図 3-2-4 江の川河口海域の調査地点

海水浴場では波子海水浴場水域に調査地点 IW-1 が設定されており、環境基準は A 類型(COD2mg/l)です。調査地点の COD75%値は 1.5mg/l で、A 類型に適合し、環境基準を達成しています。平成 22(2010)年度以降は毎年 COD の環境基準を達成しています。



資料: 島根県. 令和 2(2020)年度 公共用水域及び地下水水質測定結果
 図 3-2-5 波子海水浴場水域の調査地点

■ 悪臭 ■

本市の悪臭の測定地点は、①江津市渡津町小迫谷、②日本製紙(株) 敷地境界、③(有)マルナガファーム本農場 敷地境界、④黒松地域コミュニティ交流センター (吉浦牧場)、⑤江津浄化センター 敷地境界、⑥島の星クリーンセンター 敷地境界の 6 地点で、それぞれ年 2 回の測定を行っています。

令和 3 (2021) 年度の調査では、①江津市渡津町小迫谷は「悪臭原因物の排出を規制する地域及び特定悪臭物質の規制基準」(江津市告示第 26 号) の A 地域に該当し、②日本製紙(株) 敷地境界は同 B 地域に該当しますが(メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチルは A 地域の基準に該当)、両地点ともメチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル、二硫化メチルはいずれも検出されません(定量下限未満)でした。

一方、③(有)マルナガファーム本農場 敷地境界、④黒松地域コミュニティ交流センター (吉浦牧場)、⑤江津浄化センター 敷地境界、⑥島の星クリーンセンター 敷地境界は「悪臭原因物の排出を規制する地域及び特定悪臭物質の規制基準」(島根県告示第 318 号) の B 地域に該当しますが(メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル及びトリメチルアミンは A 地域の基準に該当)、⑤江津浄化センター 敷地境

界、⑥島の星クリーンセンター敷地境界では、夏の測定において、ノルマル酪酸が基準値 0.002 に対してそれぞれ 0.0028、0.0031 と基準値を超えていました。当年の 7 月は豪雨の影響もあり、土や草の中に滞留した臭気が飛散したのがその原因と考えられます。

■騒音・振動■

本市では、「自動車騒音常時監視 5 ヶ年計画」に基づき、騒音測定及び面的評価を行っています。令和 3 年度の調査対象区間では、昼夜とも環境基準を達成していました。

表 3-2-3 自動車騒音常時監視路線

年度	測定区間(路線名)
平成 29 年度	県道皆井田江津線
平成 30 年度	国道 261 号
令和元年度	国道 9 号
令和 2 年度	県道江津インター線
令和 3 年度	国道 9 号、国道 9 号 (江津バイパス)

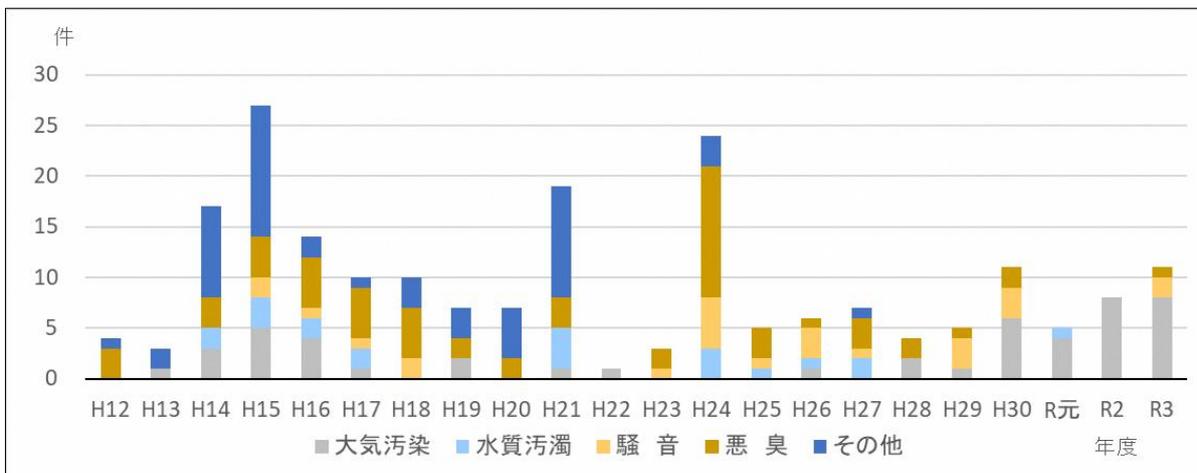
資料:江津市

■土壌汚染■

本市においては、島の星町及び嘉久志町の 174,255m² が砒素及びその化合物の汚染による土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定を受けています。

■公害苦情■

公害苦情は毎年数件発生しており、令和 3 (2021) 年度は 11 件でした。長期的に見てみると、平成 25 (2013) 年度以降の苦情件数が比較的少なくなっています。苦情内容は、平成 30 (2018) 年度以降は大気汚染に係るものが多くなっています。



資料: 島根県環境政策課

図 3-2-6 公害苦情

■生活排水処理■

【生活排水処理施設】

本市の生活排水処理施設は、公共下水道は公共下水道事業の江津西処理区と特定環境保全公共下水道事業の波子処理区があり、それぞれ江津西浄化センターと江津浄化センター、波子浄化センターの処理場があります。農村集落排水は桜江中央地区農業集落排水処理施設、川越地区農業集落排水処理施設、小規模集合排水処理施設の3処理区があります。



写真 左)江津西浄化センター 右)波子浄化センター

【衛生処理人口】

本市の令和2(2020)年度の生活排水の排出状況は次表のとおりで、汚水衛生処理率は44.2%(島根県75.6%)、水洗化率(生活排水処理率)は72.4%(島根県84.2%)となっており、汚水衛生処理率、水洗化率(生活排水処理率)ともに島根県平均を下回っています。特に汚水衛生処理率の低さは、下水道整備の遅れと単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換の遅れによるものと考えられます。

表 3-2-4 生活排水の排出状況

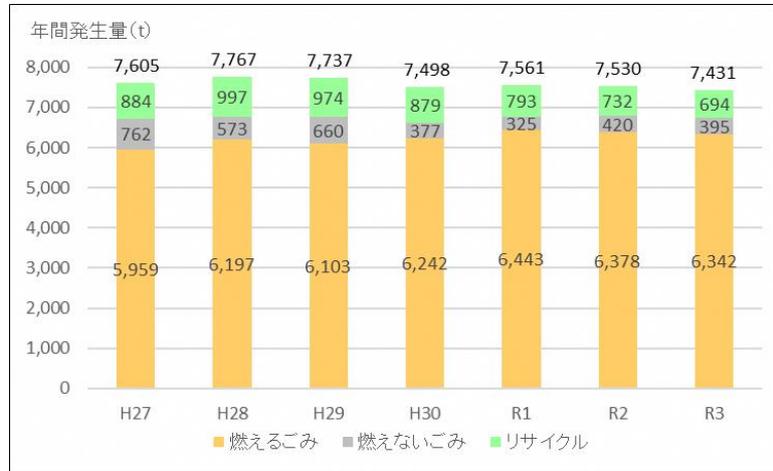
区分		記号	人口(人)
総人口		A	23,160
生活排水処理施設	下水道	B	3,616
	農業集落排水処理施設	C	1,756
	合併処理浄化槽(補助)	D	2,453
	その他合併浄化槽	E	2,412
	単独処理浄化槽	F	6,528
人口内訳	汚水衛生処理人口	G (B+C+D+E)	10,237
	水洗化人口(生活排水処理人口)	H (F+G)	16,765
	非水洗化人口(計画収集人口)	I	6,187
	非水洗化人口(自家処理人口)	J	208
汚水衛生処理率		G/A	44.2%
水洗化率(生活排水処理率)		H/A	72.4%

資料:島根県. 令和2(2020)年度 一般廃棄物処理の現況(資料編)

■ 廃棄物 ■

【一般廃棄物】

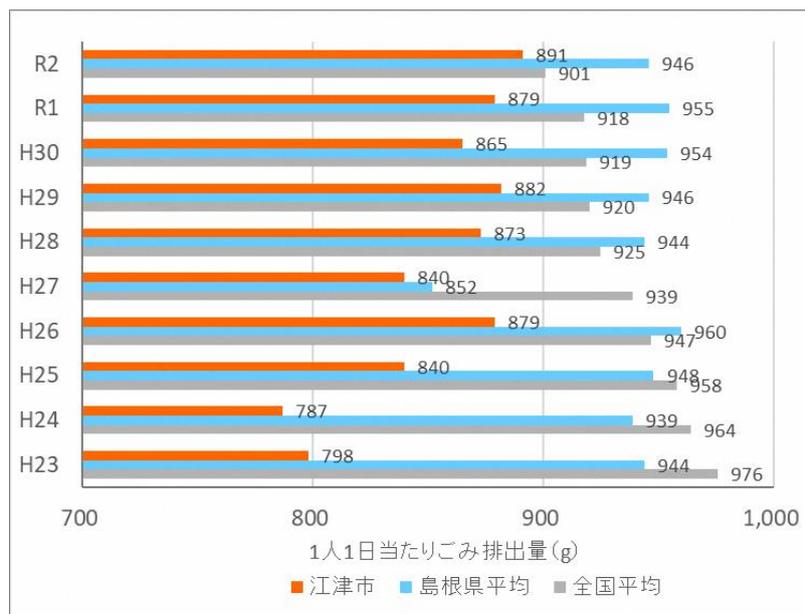
本市の一般廃棄物の令和3（2021）年度のごみ総排出量は7,431tで、その85%に当たる6,342tが可燃ごみでした。



資料：島根県環境政策課

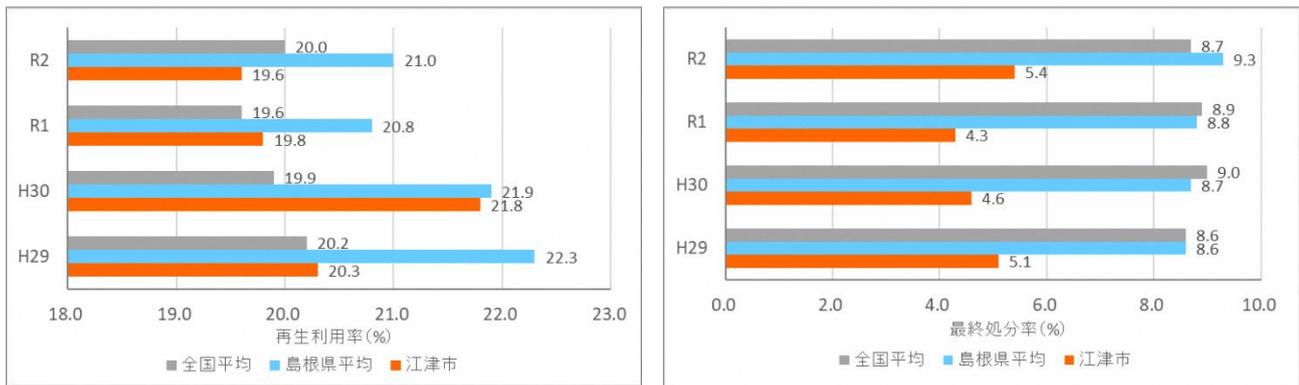
図 3-2-7 年間ごみ発生量

令和2（2020）年度の1人1日当たりごみ排出量は891g（島根県平均946g、全国平均901g）、再生利用率（再資源化量÷総ごみ排出量）は19.6%（島根県平均21.0%、全国平均20.0%）、最終処分率（最終処分量÷総ごみ排出量）は5.4%（島根県平均9.5%、全国平均8.7%）で、1人1日当たりごみ排出量や最終処分率は島根県平均や全国平均より少なかったですが、再生利用率は島根県平均や全国平均より低い状況でした。



資料：島根県環境政策課

図 3-2-8 1人1日当たりごみ排出量の比較



資料: 島根県環境政策課

図 3-2-9 再生利用率(左)と最終処分率(右)の比較

ごみ処理は、可燃ごみ（粗大ごみ含む）は浜田地区広域行政組合のエコクリーンセンターで中間処理を行い、溶融飛灰は浜田市に委託して最終処分を行っています。不燃ごみ（粗大ごみ含む）は本市の島の星クリーンセンターで中間処理を行い、同最終処分施設で埋立処分を行っています。資源ごみは、本市の江の川リサイクルセンターで処理を行っています。



写真 左)エコクリーンセンター 右)島の星クリーンセンター

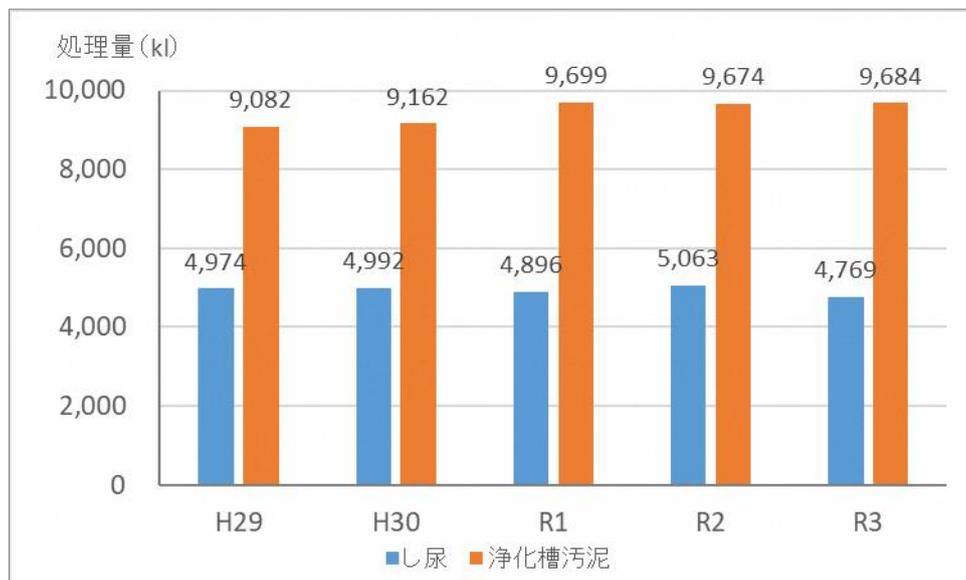
平成 29（2017）年 3 月に策定された「江津市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」では、ごみの発生・排出削減計画として、市民・事業者の意識向上や市民・事業者との協働推進、協議体制の整備をあげています。本市では、家庭ごみの分け方・出し方について、一覧表や冊子を作成して、市民の意識向上を推進しています。また、資源ごみについては、回収のためのリサイクルステーションを市役所旧本庁舎前に設置し、ごみ分別や資源化、ごみ減量を推進しています。



写真 左)家庭ごみの分け方・出し方(冊子) 右)リサイクルステーション

【し尿処理】

本市の令和3(2021)年度のし尿の収集量は4,769kl、浄化槽汚泥のごみ総排出量は9,684klでした。収集されたし尿は江津浄化センターで中間処理が行われ、処理されたし渣混合脱水汚泥は炭化処理にて最終処分されています。



資料: 江津市

図 3-2-10 し尿及び浄化槽汚泥処理量の推移

2-3. 快適環境

■公園・緑地■

本市の都市公園は下表のとおりで、広域公園の県立石見海浜公園、総合公園の菰沢公園、運動公園の江津中央公園をはじめ 20 ヶ所の都市公園があります。菰沢公園にはオートキャンプ場が、江津中央公園には様々な運動施設があり、市民に親しまれています。これらの都市公園は用途地域内及びその周辺部に集中しています。

人口 1 人当り供用面積は 40.3 m²で、国が示す整備目標の 20 m²を大きく上回っていますが、面積の大きい大規模公園や都市基幹公園によるところが大きい現状にあります。

表 3-2-5 都市公園の整備状況

種 別		公園名	供用開始面積 (ha)
大規模公園	広域公園	県立石見海浜公園	39.10
都市基幹公園	総合公園	菰沢公園	32.83
	運動公園	江津中央公園	17.01
住区基幹公園	近隣公園	浅利公園	1.03
		シビックセンター公園	0.73
	街区公園	いちご山児童公園	0.16
		赤羽根児童公園	0.30
		都野津西児童公園	0.63
		本町児童公園	0.11
		都野津北児童公園	0.22
		三本松児童公園	0.25
		新開公園	0.30
		川戸児童公園	0.07
		和木北公園	0.11
		江津給食センター公園	0.41
緑地	広場緑地	高角山公園	4.47
		波子ふれあい公園	0.41
		本町つどいの広場	0.05
		小迫谷緑地 1	0.01
		小迫谷緑地 2	0.19
合 計			98.66

資料:江津市. 江津市都市計画マスタープラン. :令和 3(2021)年 3 月

■景 観■

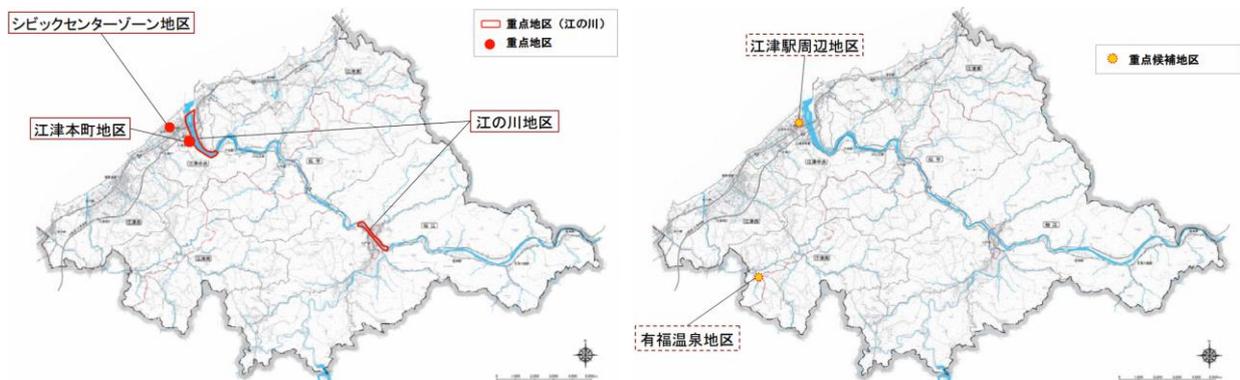
波子・浅利・黒松の海浜等の日本海や「中国太郎」江の川などの自然景観、天領江津本町薨街道や有福温泉などの街並景観、大元神楽や石見神楽などの歴史・文化景観等多くの景観資源を有する本市は、平成23（2011）年6月に景観法に定める「景観行政団体」となり、平成26（2014）年10月に「江津市景観条例」を施行、「江津市景観計画」を策定しました。



写真 左)「中国太郎」江の川下流 右)天領江津本町薨街道

江津市景観計画では、市全域を景観計画区域とし、江の川地区、江津本町地区、シビックセンターゾーン地区の3地区を重点地区として定め、それぞれ「自然の景観まちづくり」「歴史と文化の景観まちづくり」「生活と営みの景観まちづくり」の基本方針を設定しています。また、有福温泉地区、江津駅周辺地区の2地区を重点候補地区として定め、それぞれ「歴史と文化の（温泉情緒あふれる）景観まちづくり」「生活と営みの（市の玄関となる）景観まちづくり」の基本方針を設定し、今後、地域住民との協働の取組により、重点地区への移行をめざすものとしています。さらに、市内の23地区を赤瓦景観保全地区として、赤瓦景観を守り育てていくこととしています。

これらの良好な景観形成に向けた取組として、良好な景観形成のための届出、良好な景観形成のための基準をはじめ、各種の指針や方針を設定しています。



資料：江津市. 江津市景観計画. 平成26(2014)年10月

図 3-2-11 重点地区と重点候補地区

■歴史・文化■

本市には多くの歴史・文化資源があります。柿本人麻呂ゆかりの地、多嶋神社や山辺神社、甘南備寺などの社寺、小川庭園、江戸時代からの面影を残す石州瓦の街並み、旧山陰道の石畳が残る土床坂、有福温泉の街並み、そして大元神楽や石見神楽などの伝統芸能。これらの歴史・文化資源は、有形・無形にかかわらず、人々が長い時間の中で育んできた本市の自然や風土と調和して、かけがえのない快適環境を生み出しています。



写真 左)柿本人麻呂の妻の依羅娘子(よさみのおとめ)像 右)天領江津本町藁街道の中心に建つ山辺神社

えこらむ
ecolumn



石見神楽の原型、大元神楽

桜江町に伝わる国の重要無形民族文化財の大元神楽は、石見神楽の原型とされています。なぜかという、石見神楽にはない独特の演目があることや、神職によって舞われる神事舞が受け継がれており、特に「託舞」と呼ばれる神がかり託宣の古儀が傳承されているからです。大元神楽は桜江町小田地区と川平町では7年に1度、桜江町市山地区では6年に1度しか行われぬ貴重なものです。

石見地方には大元神社とよばれる神社が多くあり、そこで祀られる大元神というのは豊穰をもたらしてくれる土着の農耕神です。大元神は蛇や龍の形でイメージされ、神木に蛇を模した藁を巻きつけた状態で祀られることが多いようです。「大蛇」は石見神楽の演目の花形であり、大元神楽の祭段の中心には藁蛇(託綱)が祀られています。



大元神楽の祭段
中央には藁蛇が祀られています

2-4. 地球環境

■地球温暖化対策■

【江津市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)】

本市においては、令和4(2022)年7月に「第4期 江津市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」(以下、「事務事業編」という。)を策定しました。事務事業編は、本市の事務事業を対象とするものです。事務事業編によれば、本市の事務事業からの令和3(2021)年度の温室効果ガスの排出量のCO₂換算算値は約3,767.83t-CO₂であり、内訳をみると、電気が3,229.64t-CO₂で85.7%を占めています。

温室効果ガスの削減目標は、令和8(2026)年度までの5年間に基準年度(令和3(2021)年度)と対比して13.5%削減することを目標としています。また、そのための取組として、「日常の事務・事業に関する取組」「施設整備等に関する取組」をあげています。

【江津市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)】

本市においては、令和2(2020)年3月に「江津市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」(以下、「区域施策編」という。)を策定しました。区域施策編は、官民間わず市域全体における社会活動を対象とするものです。

区域施策編によれば、本市の平成28(2016)年度のCO₂排出量は、229千t-CO₂であり、基準年度である平成25(2013)年度と比べ、約7.6%減少しています。部門別にみると、産業部門が34.5%を占め最も多く、次いで家庭部門が25.3%、運輸部門が20.1%、業務その他部門が19.7%、廃棄物分野が0.4%となっています。

CO₂排出量の将来推計は、現状以上の削減対策は行わずCO₂排出量に関わる活動量のみが変化すると仮定した「現状趨勢ケース」と、部門別に削減対策を実施した場合の「対策実施ケース」について推計を行っています。中期目標の2030年度、長期目標の2050年度におけるCO₂排出量及び基準年度対比の推計は、下表のとおりです。

表 3-2-6 CO₂排出量の将来推計

ケース	項目	中期目標(2030年度)	長期目標(2050年度)
現状趨勢ケース	CO ₂ 排出量(千t-CO ₂)	220	198
	基準年度対比(%)	-11%	-20%
対策実施ケース	CO ₂ 排出量(千t-CO ₂)	171	117
	基準年度対比(%)	-31%	-53%

資料:江津市. 江津市地球温暖化対策実行計画(区域施策編). 令和2(2020)年3月

CO₂の削減目標は、国の削減目標を踏まえ、2030年度に26%(CO₂削減後の排出量184千t-CO₂)、2050年度に80%(CO₂削減後の排出量50千t-CO₂)を目標値としています。また、そのための取組として、「低炭素社会の推進」「循環型社会の推進」「情報提供・環境教育の推進」「気候変動の影響への適応」を基本方針としてあげています。

■市民啓発■

【江津市地球温暖化対策推進協議会】

「江津市地球温暖化対策推進協議会」は、豊かな自然環境を次世代に引き継ぐため、地球温暖化防止と循環型社会の構築に向けて、環境にやさしい生活様式への転換を図ることを目的として、地球温暖化対策を推進するため、平成 21（2009）年に市民、事業者、行政により設立した組織です。温暖化対策の一環として、レジ袋削減、ダンボールコンポストによるごみの減量化、環境図書の無料貸し出し、配布、エコライフカレンダー作成などの活動を行っています。

【レジ袋の削減推進に関する協定について】

「レジ袋の削減推進に関する協定」とは、参加事業者と江津市地球温暖化対策推進協議会、江津市で平成 23（2011）年から締結している協定です。レジ袋無料配布中止やマイバッグ持参運動などを推進し、レジ袋の削減に対し 3 者が取り組むことを明確化しています。マイバッグ等の持参率 90%を目指しています。

江津市内のレジ袋の削減推進に関する協定締結店舗は令和元（2019）年 9 月現在で 29 店舗です。

また、令和 2（2020）年 7 月 1 日からのレジ袋有料化に伴い、レジ袋の削減に向けて、マイバッグの持参を締結店舗で呼びかけを行っています。



図 3-2-13 レジ袋削減キャラクター「エーコさん」

【エコライフカレンダー】

子どもたち自身が環境問題について考え、家庭や地域で環境に配慮した行動に取り組むきっかけになるように小学生から環境絵画、中学生からは環境標語を募集し「江津市エコライフカレンダー」の作成を行っています。

子どもたちの環境に対する想いが込められた作品が多く毎年多くの市民の皆さまから好評を得て利用されています。

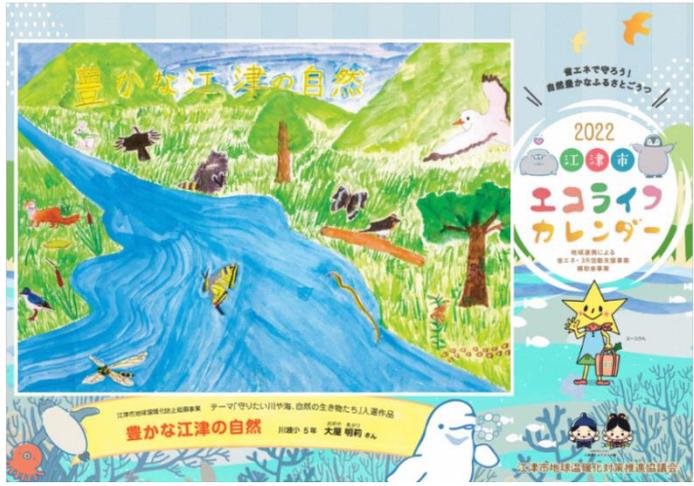
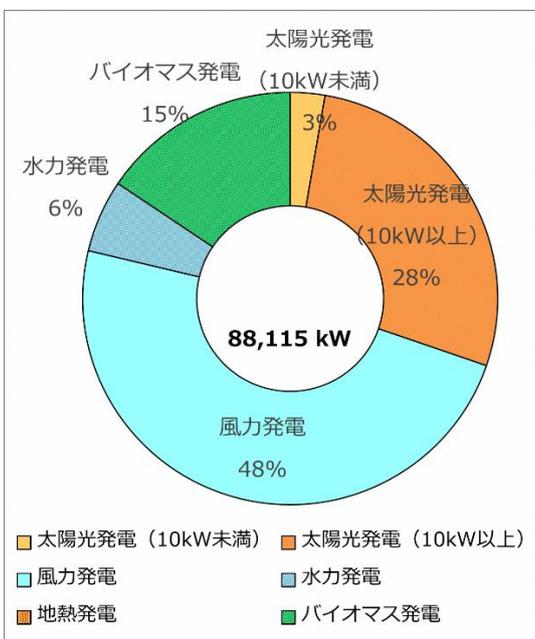


図 3-2-14 エコライフカレンダー(2022年版)

■再生可能エネルギー■

本市には風力・水力・太陽光・バイオマスなど多種にわたる再生可能エネルギー設備が多く導入されています。特に民間において、積極的に導入されており、山陰有数の発電量を誇っています。「自治体排出量カルテ」(環境省)によれば、本市の令和2(2020)年度のFIT制度*による再生可能エネルギーの導入容量※は88,115kWにおよび、そのうち風力発電が48%、太陽光発電が31%を占めています。

※ 再生可能エネルギーの導入容量は、「固定価格買取制度 情報公開用ウェブサイト『B表 市町村別認定・導入量』(経済産業省)から集計。



資料:環境省. 自治体排出量カルテ

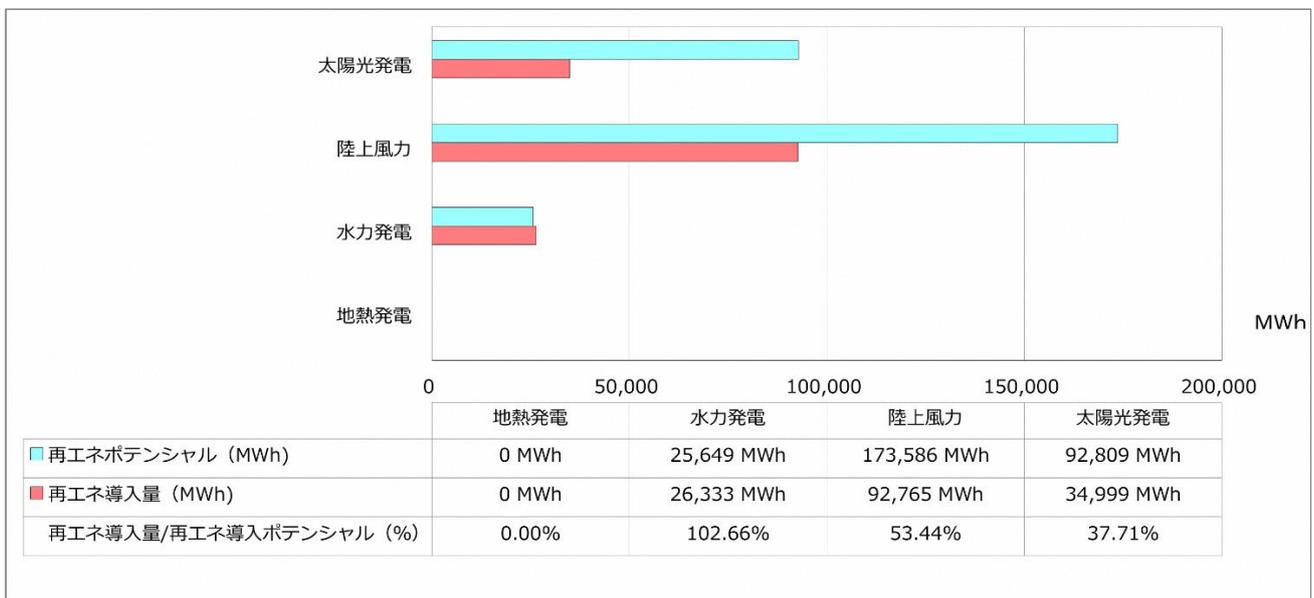
図 3-2-15 江津市の再生可能エネルギーの導入容量(令和2(2020)年度)

* FIT制度: 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく再生可能エネルギーの固定価格買取制度。

しかしながら一方で、発電施設の建設にあたっては、環境保全、景観形成の観点から住民の不安も少なからずあることから、本市では平成 30（2018）年に小型風力発電施設設置に係るガイドラインを策定しました。

このように本市では再生可能エネルギー設備が風力発電を中心に多く導入されている中で、「自治体排出量カルテ」（環境省）によれば、本市の再エネ導入量と比較して再エネ導入ポテンシャル※はまだ十分に高く、風力発電は 53.44%、太陽光発電は 37.71%の電力利用に止まっており、さらなる導入の余地があります。

※ 再生可能エネルギー導入ポテンシャルは、令和 3（2021）年 8 月 23 日時点で「再生可能エネルギー情報提供システム [REPOS（リーポス）]」（環境省）に掲載されている再生可能エネルギーのポテンシャル情報（設備容量、発電電力量）による。



資料:環境省. 自治体排出量カルテ

図 3-2-16 江津市の再エネ導入ポテンシャルと再エネ導入量(電力)(令和 3(2021)年)

本市における概ね 500kW 以上の再生可能エネルギー発電施設は以下のとおりです。

表 3-2-7 本市の再生可能エネルギー発電施設(平成 30(2018)年現在)

名称	所在地	発電事業者	発電出力 (kW)	運転開始	設備等
風力発電					
江津東ウィンドファーム風力発電所	浅利町	江津ウィンドパワー株式会社	22,000	平成 21 年 4 月	風車 11 基
江津高野山風力発電所	二宮町、千田町、敬川町	島根県企業局	20,700	平成 21 年 2 月	風車 9 基 (最大出力 2.3MW/基)
太陽光発電					

第3章 環境の現況

名称	所在地	発電事業者	発電出力 (kW)	運転開始	設備等
江津地域拠点工業団地 太陽光発電所	松川町	島根県企業局	1,200	平成 28 年 3 月	太陽光パネル 5,520 枚
江津浄水場太陽光発電 所	松川町	島根県企業局	430	平成 26 年 3 月	太陽光パネル 1,848 枚
島の星太陽光発電所	嘉久志町	株式会社スターテ ック	630	平成 27 年 4 月	太陽光パネル 2,970 枚
かくしソーラーパーク	嘉久志町	播磨屋林業株式会 社	998	平成 26 年 12 月	
江津市都野津町第 2MS 発電所	都野津町	篠野海運株式会社	1,870	平成 28 年 3 月	太陽光パネル 8,568 枚
都野津ひまわりパワー ステーション	都野津町	株式会社松江テク ノサービス	1,650	平成 26 年 9 月	太陽光パネル 5,604 枚
都野津ひまわりパワー ステーション 2 号機	都野津町	宍道湖建設株式会 社	468	平成 27 年 10 月	太陽光パネル 5,604 枚
東洋ソーラー江津第二 太陽光発電所	二宮町	東洋ソーラー株式 会社	1,500	平成 27 年 10 月	太陽光パネル 5,700 枚
東洋ソーラー江津第三 太陽光発電所	二宮町	東洋ソーラー株式 会社	1,500	平成 27 年 10 月	太陽光パネル 6,300 枚
太陽ケーブルテック太 陽光発電所	二宮町	太陽ケーブルテッ ク株式会社	500	平成 26 年 3 月	
J A しまね敬川発電所	敬川町	JAMC ソーラーエ ナジー合同会社	648	平成 28 年 9 月	島根県農業協同組 合による共同事業
丸惣敬川発電所	敬川町	株式会社丸惣	1,500	平成 25 年 5 月	
敬川メガソーラー発電 所	敬川町	株式会社ソレック	1,276	平成 25 年 3 月	太陽光パネル 8,800 枚
MOT 江津太陽光発電所	敬川町	株式会社 MOT ホ ールディングス	1,000	平成 28 年 2 月	
太陽熱利用					
総合福祉施設ミレ青山 太陽熱利用給湯設備	二宮町神主	社会福祉法人いわ み福祉会	77,446MJ/年 (発熱出力)	平成 29 年 12 月	集熱パネル 25 枚 蓄熱ユニット 5 台
水力発電					
八戸川第一発電所	桜江町	島根県企業局	6,300	昭和 33 年 1 月	最大使用水量 12.0m ³ /s
八戸川第二発電所	桜江町	島根県企業局	2,500	昭和 51 年 4 月	最大使用水量 10.0m ³ /s

名 称	所在地	発電事業者	発電出力 (kW)	運転開始	設備等
八戸川第三発電所	桜江町	島根県企業局	240	平成 12 年 10 月	最大使用水量 0.60m ³ /s
勝地発電所	桜江町	島根県企業局	770	平成 12 年 10 月	最大使用水量 3.0m ³ /s
その他の発電					
江津バイオマス発電所	松川町	合同会社しまね森林発電	12,700	平成 27 年 7 月	
エコクリーンセンター 発電所	波子町	浜田地区広域行政 組合	1,800	平成 18 年 12 月	可燃性一般廃棄物 の処理施設

資料:江津市ホームページ「実はすごい！江津の再生可能エネルギー(発電施設の一覧)」



写真 左)江津東ウィンドファーム風力発電所(浅利町～黒松町) 右)江津バイオマス発電所(松川町)

2-5. 環境保全活動

■地域コミュニティ■

本市では、人口減少・高齢化などによって起こる課題を地域住民で話し合い、解決策を考えて実践する場として、「地域コミュニティ」を推進しています。地域コミュニティは、自治会、婦人会、高齢者クラブなどの各種団体をはじめ、ボランティアやまちづくりグループ、企業やNPO法人など、地域で活動する様々な組織が連携して地域運営に取り組むもので、20地区の地域コミュニティがあります。平成31(2019)年3月には「江津市地域コミュニティのあり方指針」(以下、「指針」という。)を改訂し、今後どのような考えを持って地域コミュニティ活動を進めていくべきかを提案しています。

指針では、地域づくりを進める際の3つの方向性のうち「持続可能な地域」では「環境維持や景観を守る」を地域課題のひとつと位置づけ、今後予想される環境の悪化や守りたい地域の景観について考える「地域を担う人づくり」に取り組むこととしています。各地域コミュニティでは、花壇の手入れや草刈り、清掃活動などの環境美化・緑化活動等が行われています。

■環境イベント■

ごうつ秋まつり、桜江いきいき祭りなどのイベントにおいて、環境関係のブースを設け、環境保全活動の普及啓発を推進しています。



写真 桜江いきいき祭り(令和元(2019)年)

■出前講座■

本市では、市職員や公的機関職員が講師となって環境問題に関する出前講座を行っています。令和4(2022)年度は、「リサイクルとごみの減量」「ごみ処理のしくみ」「ごみの分別について」「地球温暖化について考えよう」等のメニューを企画しています。



写真 出前講座

■ダンボールコンポスト■

ダンボールコンポストは、ダンボールを利用した処理容器の中に生ごみを入れることで堆肥化させる方法であり、一般家庭でも身近に取り組めるごみ減量方法の一つです。

環境保全活動としてその実践を地域団体に依頼し、ロコミ等による普及拡大を図るとともに、ダンボールコンポストモニター講習会、出前講座「ダンボールコンポスト講習会」を開催しています。

講習会では、講師による講義の後に、実技を行い、よりわかりやすく説明をしています。



写真 ダンボールコンポスト講習会

3. アンケート調査

3-1. 市民アンケート調査

■調査概要■

市民アンケート調査は、本市の環境に対する市民の意識を把握するために、市民 1,000 人に対して行いました。調査概要は、以下のとおりです。

調査期間：令和 4（2022）年 6 月 14 日（発送）～6 月 30 日（返信締切）

調査対象：住民基本台帳より 20 歳以上 70 歳未満の市民を無作為抽出

調査方法：調査票を郵便にて送付・返信

配布数：1,000 部

回収数：365 部

回収率：36.5%

■調査結果のまとめ■

市民アンケート調査の調査結果の要点をまとめると、以下のようになります。なお、調査結果の具体的な内容は、資料編に記載しています。

【江津市の環境の満足度】

- 生活環境について、「満足」と「やや満足」を合わせた割合が最も高かったのは「空気のきれいさ」で、次いで「近所の生活騒音」、「ごみの分別などのごみ出しのマナー」でした。逆に「不満」と「やや不満」を合わせた割合が最も高かったのは「道路の整備」で、次いで「ごみのポイ捨てや不法投棄」「下水道の整備」「ごみの野焼き」の順でした。
- 自然環境については、各項目とも満足度が高く、総じて高い評価でした。中でも「山や森などの緑」は最も満足度が高い結果となりました。
- 快適環境について、最も満足度が高かったのは「山や川、海などの自然景観」で、次いで「公園や道路、住宅地等のまちなみ緑化」の順でした。

【地球環境への関心】

- 地球環境問題については、いずれの項目についても高い関心が寄せられました。

【環境に配慮した取組】

- 日常的に取り組んでいるのは「燃やせないごみ・燃やせるごみ・資源ごみの分別と、それぞれの収集日に気をつけている」「市民一斉清掃など、地域の環境美化活動に参加している」で、廃棄物処理については市民の取組みの意識が高いといえます。

- 逆に、あまり取り組まれていないものは「地域の環境イベントや環境に関する教室など環境教育・啓発活動へ参加している」「自然観察会への参加や野外活動など、自然とのふれあいの機会を持つようにしている」で、環境保全活動への参加が少ないことがうかがえます。

【環境保全活動への市民参加】

- 環境保全活動への市民参加については、「興味のある活動であれば参加していきたい」「都合のつく範囲で参加していきたい」の意見が多く、機会があれば市民が参加する余地は大いにあるといえます。
- 参加したい活動としては、「ごみの分別・排出削減、リサイクル等の活動」「環境学習活動」「環境活動団体への参加」などがあげられました。
- 一方、参加しない理由とは、「日常生活が多忙であり、環境について考える余裕がないから」をあげた人が多くありました。

【江津市の環境の将来像】

- 市民が考える江津市の環境の将来像として最も多かったのは「ごみが少なく道路や水路の手入れの行き届いたきれいなまち」で、次いで「豊かな緑や多様な生き物が生息する自然豊かなまち」「市民が誇れる街並み景観の美しいまち」でした。
- 市民は、身近な生活環境を大切にしたいという意識が最も高く、豊かな自然環境や美しいまちを望んでいることがわかります。

【自由記述】

- 自由記述に意見が多く寄せられたものは、ごみ排出・収集（9件）、道路の雑草・雑木整備（9件）、悪臭（8件）、ポイ捨て・不法投棄（6件）、海岸ごみ（6件）などでした。

3-2. 事業者アンケート調査

■調査概要■

事業者アンケート調査は、本市の環境に対する事業者の意識を把握するために、市内に事業所を持つ200事業者に対して行いました。調査概要は、以下のとおりです。

調査期間：令和4（2022）年6月14日（発送）～6月30日（返信締切）

調査対象：江津商工会議所及び桜江町商工会の会員名簿より、まず規模の大きい事業所を半数に当たる100事業所程度抽出し、残りの半数は産業分類の偏りが無いよう抽出

調査方法：調査票を郵便にて送付・返信

配布数：200部

回収数：96部

回収率：48.0%

■調査結果のまとめ■

事業者アンケート調査の調査結果の要点をまとめると、以下のようになります。なお、調査結果の具体的な内容は、資料編に記載しています。

【対象者の属性】

- 業種は「サービス業」が47%を占め最も多く、従業員数は10人未満が47%を占めています。

【環境問題への関心】

- 環境問題への関心が高かったのは、「省エネ、地球温暖化対策」「廃棄物処理」「SDGs」「大気汚染、水質汚濁、騒音振動等の公害問題」などで、逆に「生物多様性」「環境学習」「ISO14001、EA21」などの関心は低かったです。

【環境問題に関する取組】

- 「現在取り組んでいる」ものは、手軽にできる省エネ、ごみ減量化・再資源化、環境美化活動などの身近な取組でした。また、「今後取り組んでみたい」ものは、SDGs、省エネ、グリーン購入などでした。
- このような環境活動に取り組む理由としては、「コスト削減につながるため」「環境への配慮の必要性を感じているため」「企業の社会的責任だから」の回答が多くあげられ、環境への配慮の必要性は強く認識されていました。
- 取組の障害になっているものは、「時間や手間がかかる」「人材不足」「資金不足」「ノウハウ不足」「情報不足」などで、これらの問題が解決できれば、取組に対する潜在意識は高いことがうかがわれます。

【地球温暖化対策】

- 多くの事業者が「策定の予定はない」と回答し、地球温暖化対策について取組が進んでいないことがわかります。これは「サービス業」の事業者が多かったことによるものと考えられます。

【環境に関する言葉】

- 「意味を知っている」の回答が多かったのは「SDGs」で、この言葉が事業者にも深く浸透していることをうかがわせます。「SDGs」に次いで「意味を知っている」の回答が多かったのは「CSR」と「LOHAS」でした。
- 「ESG」「ESD」「CSV」は、「意味を知っている」の回答が少なく、かつ「聞いたことはない」の回答が多く、これらに対する事業者の認識は低いことがわかります。

【行政(市)に対する要望】

- 行政(市)に対する要望で、突出して多かったのは「再生可能エネルギーや省エネ設備への補助金等の財政支援」で、次いで「廃棄物の資源化に関する仕組みづくりや情報提供」「環境問題に取り組むための指針やガイドラインの作成」でした。省エネや廃棄物処理などの事業と深くかかわる課題についての要望が多いことが分かります。

4. 事業所ヒアリング調査

■調査概要■

SDGs が社会潮流の本流となる中、環境と経済の好循環を推進する必要があることから、市内に事業所を持つ主要な企業に対し、環境に関する取組をはじめ、本市の環境施策や本計画に対する意見・要望等を把握するために、事業所ヒアリング調査を行いました。調査概要は、以下のとおりです。

調査期間：令和4（2022）年7月6日～7月8日、7月21日

調査対象：市内の主要な事業所8社（表3-4-1参照）

調査方法：対象事業所を直接訪問して担当者にヒアリング

表 3-4-1 事業所ヒアリング調査

事業所名	場 所	訪問日	事業内容	備 考
ゆめタウン江津	江津市嘉久志町 2306-30	2022.7.6	大規模小売店舗	
㈱第一稀元素化学 工業江津事業所	江津市松川町上 河戸 400-4	2022.7.6	無機化学工業製品製造	
今井産業㈱	江津市桜江町川 戸 472 番地 1	2022.7.7	総合建設業、宅地建物取引業、不動産賃貸業、建設資材リサイクル	今井美術館を運営
㈱丸惣	江津市二宮町神 主 1820 番地 5	2022.7.7	窯業・土石製品製造	
ポリテクカレッジ 島根（島根職業能力 開発短期大学校）	江津市二宮町神 主 1964-7	2022.7.7	教育機関（厚生労働省所管の工科系短期大学校）	
㈱井上組	江津市桜江町小 田 943-12	2022.7.8	総合建設業、産業廃棄物収集運搬業	
合同会社しまね森 林発電	江津市松川町上 河戸 390 番 22 号	2022.7.8	木質バイオマス発電	
日本製紙㈱江津工場	江津市江津町 1280	2022.7.21	パルプ、化成品製造業	

具体的なヒアリング内容は以下のとおりです。

- ① 環境への取組（CSR 活動、地球温暖化対策、グリーン購入、廃棄物処理、環境教育・環境学習、SDGs の取組等）
- ② 環境に係る課題（社員意識に係る課題、組織的な課題、人材的な課題、資金的な課題等）

- ③ 今後の取組
- ④ 行政への要望等

■調査結果■

対象事業所は、大規模小売店舗、製造業、建設業、教育機関、発電事業等多様な業種だったので、業種によって環境への取組や環境に係る課題は様々でしたが、共通してみられるものも少なくありませんでした。ヒアリングの結果を整理すると以下ようになります。

環境報告書の作成：自社が環境にかけている負荷やそれに対する取組などを、広く社会に対して説明責任を果たすために情報発信を行う年次報告書である環境報告書（CSR 報告書）については、その重要性を感じているものの、実際の作成については、人員の関係や作成のノウハウ不足等により作成には至っていないのが現状でした（本社・本部作成は除く）。そういう意味では、市内事業者の環境意識はこれから発展の余地があります。

CSR活動：CSR 活動は、事業所周辺の清掃に取り組む(株)第一稀元素化学工業江津事業所や(株)丸惣、島根県道路愛護ボランティア制度「ハートフルロードしまね」による県管理の道路の清掃・緑化・草刈活動に取り組む今井産業(株)や(株)井上組、水尻川の河川清掃に取り組むポリテクカレッジ島根など、多くの事業者が周辺の道路や河川の清掃美化に取り組んでいました。特に今井産業(株)は、今井美術館を運営して様々な形で地域に貢献し、特異な存在といえます。

地球温暖化対策への取組：地球温暖化対策は、節電やLEDへの転換などの省エネを中心に、すべての業種において最も関心のある事項でした。特に製造業においては喫緊の課題であり、各事業所とも業種に応じた取組を展開していました。特に製造業においては、温室効果ガス削減はその重要性は認識しながらも、コストであるとの課題の中で苦慮している現状にあります。その中で、今井産業(株)の「木の風力発電」(ウインドジェネレーター)や水素ステーションの整備の提案、(株)井上組の省エネ建築への様々な取組等は、市内の企業でも新たな取組が進んでいると感じさせました。

廃棄物処理：それぞれの業種で、その業種なりの資源化や再生利用が進められていました。大規模小売店舗では、衣料品、トレー、古紙のリユースや、食品ロスの削減などに取り組まれており、建設業ではリサイクルプラントを設けてコンクリート・アスファルトの再生利用に取り組み、窯業では廃瓦の再生利用に取り組んでいました。

環境学習・環境教育：ほとんどの事業者が地域の小中学校を対象に出前授業や自社の見学会を実施していました。これは事業者の環境保全活動のシーズ(種)として特筆すべきことであり、今後行政と一体となって仕組みを整え、有効に活用すべきものです。地域の事業者による環境学習・環境教育は、地域学習(ふるさと学習)であり、郷土愛の醸成や若者の定着につながる重要な取組です。

今後の取組：ゆめタウン江津からは、今も行っている環境問題への取組に係るブースを市と連携して

さらに充実させてイベント等を開催していきたい旨の提案がありました。これは次年度以降の具体的な官民連携の取組を示唆するものであり、市民の環境意識の醸成を推進し、店側にとっても集客につながるものです。

行政への要望等：江津市には再生可能エネルギーに係る施設が多いので、その再生可能エネルギーを市内で循環できる仕組みに取り組んでもらいたい。また、水素ステーションの整備など、水素に係るインフラを他に先駆けて推進してほしい。

えこらむ ecolumn

CSRからCSVへ

最近、CSR とか CSV という言葉をよく聞きます。どちらも環境や社会に対する企業の取組のことをいい、CSR は”Corporate Social Responsibility”の略で「企業の社会的責任」、CSV は”Creating Shared Value”の略で「共通価値の創造」と訳されます。

似たような言葉ですが、CSR は社会奉仕の意味合いが強く、たとえば事業活動とは無関係の地域の清掃活動などをいうことが多いようです。一方、CSV は事業活動を行うことにより、社会貢献と企業の目的である利益の追求を同時に行うことができるような活動のことをいいます。

ボランティア的な社会奉仕活動は大切な活動ですが、企業にとっては経済的なリスクが伴います。その企業本来の事業活動が利益も生みながら併せて社会貢献につながるのであれば、持続可能な活動として継続・発展できます。ソーシャルビジネスは、CSR から CSV への進化が求められているのです。



第4章 めざす環境像と基本目標

1. めざす環境像

1-1. 江津市がめざすもの

「めざす環境像」の設定にあたっては、まず、市民憲章や第6次江津市総合振興計画などの本市の行政施策の基本文書に表現された理念や江津市歌に反映された本市のイメージを整理し、その中で表現されている重要なキーワードを抽出します。次に、抽出されたキーワードに込められた理念や想いを活かしながら、それらの相互関係を整理して、本市がめざすべき環境像のイメージを明らかにします。

■市の理念に込められたキーワード■

下線を引いた部分が何度も現れるキーワードです。同じキーワードには同じ種類の下線を引いています。単独のキーワードですが、重要なキーワードには下線「_____」を引いています。

【市民憲章】

私たちのまちは、輝く江の川と日本海、緑滴る山野に抱かれた美しいまちです。

私たちは「元気」と「勇氣」をもって郷土と人を愛し、住む人も、訪れる人も、様々な「感動」に出会えるまちをつくるため、市民憲章を定め、その実現につとめます。

- みんながいきいき働く、活力ある豊かなまちをつくりましょう。
- みんなが安心して暮らす、元気なまちをつくりましょう。
- 個性が輝く、教育と文化のまちをつくりましょう。
- 川と海と緑きらめく、美しいまちをつくりましょう。
- 力を合わせ、秩序ある平和なまちをつくりましょう。

【第6次江津市総合振興計画】

まちづくりのスローガン「小さくともキラリと光るまち とうつ」

まちづくりの将来像

1. くらしの視点：安全で快適なくらしの姿
2. こころの視点：江津を愛する市民のこころの姿
3. 豊かなまちの視点：人々を魅了するまちの姿
4. まちづくり推進の視点：積極的なまちづくり活動の姿

重点プロジェクト（江津市版総合戦略）

1. 多様な生業（なりわい）と魅力ある雇用があるまち
2. 住みたい！自分を活かせる場所があるまち
3. 子どもたちの未来を地域みんなで育むまち
4. 住み慣れた地域で安心して暮らせるまち

【江津市歌】

流れも清い江川の 姿うつして晴れやかな そうだ江津だふるさとの あの陽あの空あの光
明るい夢が呼んでいる

日本海の潮風に のせてひろがる希望なら そうだ 江津だたくましい その血その意気その力
ゆたかな幸におどりたつ

汽笛の音もサイレンも とけて一つに鳴るところ そうだ江津だとこしえに この和この人この心
理想の街が伸びて行く

■キーワードから導かれるイメージ■

これらのキーワードの相互関係を整理して、本市がめざすべき環境の側面からの都市像のイメージを模式的に整理すると次のようになります。

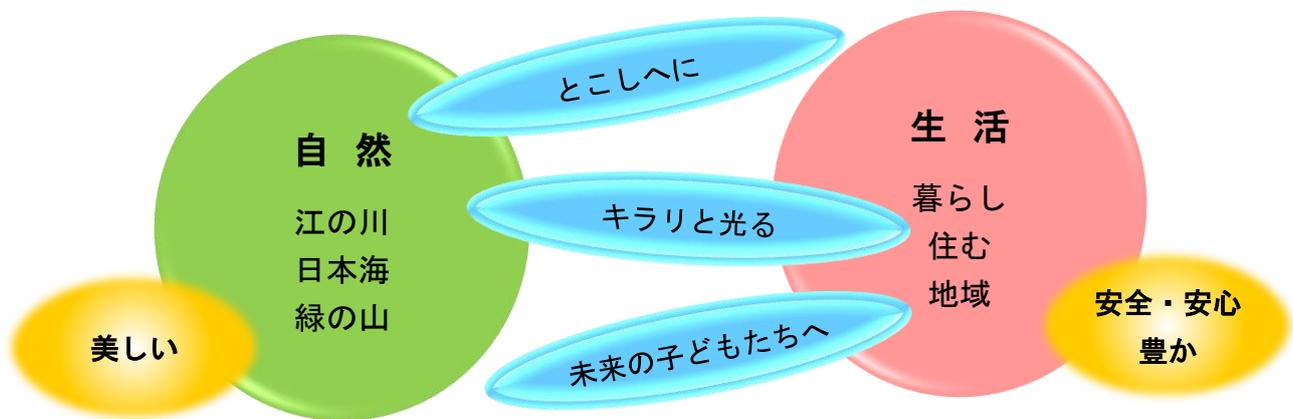


図 4-1-1 キーワードの相互関係とめざすべき環境の側面からの都市像のイメージ

1-2. めざす環境像の設定

以上を踏まえ、本市がめざす環境像を次のように設定しました。



この環境像に込められた思いは、次のとおりです。

江の川と日本海 美しい山の緑

江の川は「江津」の名前の由来であり、江の川とともに発展してきた江津市のゆるぎないシンボルです。この江の川が注ぐ日本海もまた波子・浅利・黒松の海浜に代表されるように本市を特徴づける大切な資源です。母なる江の川の流域を形成し、中国山地に続く本市の南に広がる山々には、断魚溪・観音滝や千丈溪などの貴重な自然資源もあり、そこに生育・生息する生き物とともに本市の重要な環境資源です。

とこしえに

これらの自然の中でともに育まれた文化は、長い時間をかけて人々の暮らしとともに赤瓦の特徴的な景観を産んできました。その一方で、現在の私たちの生活は、多くの資源を消費し、様々な化学物質やごみ、二酸化炭素を環境中に排出しています。私たちはこのような社会のあり方を今一度「わがこと」として考え、江の川や日本海、美しい山々とともにあるべき環境を次世代に、そして永遠に引き継いでいくことが求められています。

2. 基本目標

前項のめざす環境像を実現するために、基本目標を設定します。基本目標は、「第1章 基本的な考え方」の「3-2. 計画の対象」で整理した自然環境、生活環境、快適環境、地球環境の4つの環境とそのすべてに関係する環境保全活動の5つの項目について、それぞれ設定します。

1. 自然環境の目標

豊かな自然を守る

江の川や日本海、緑の山々などの豊かな自然をそこに棲む多くの生き物とともに守り、人と自然が共生するまちをめざします。

2. 生活環境の目標

環境にやさしい暮らしをする

川や海の水や空気がきれいでごみも少なく、環境への負荷が小さい循環型の持続可能なまちをめざします。

3. 快適環境の目標

きれいできもちのよい環境を守る

まちの緑化や環境美化に努め、歴史と文化に育まれた赤瓦の景観を守り、快適でうるおいのあるまちをめざします。

4. 地球環境の目標

かけがえのない地球を守る

地球環境問題を「わがこと」としてとらえ、カーボンニュートラルに向けて一人ひとりが生活の中で実践していくまちをめざします。

5. 環境保全活動の目標

環境について考え行動する

市民・事業者・市がそれぞれ意識啓発を図り、連携して主体的に環境に配慮した実践活動に取り組むまちをめざします。

3. 施策の体系

めざす環境像及び基本目標から施策の柱への流れを体系的に表すと次のようになります。



図 4-3-1 施策の体系

第5章 施策と取組

1. 自然環境 ～豊かな自然を守る～

施策の柱と施策・取組

施策の柱	施策・取組
1. 動植物の保全  11 住み続けられるまちづくりを  15 陸の豊かさも守ろう  17 パートナリシップで目標を達成しよう	<ul style="list-style-type: none"> ●野生動植物の保全 ●野生動植物の生息・生育基盤の保全 ●外来生物への対応
2. 森林の保全  11 住み続けられるまちづくりを  12 つくる責任つかう責任  15 陸の豊かさも守ろう	<ul style="list-style-type: none"> ●森林管理の推進 ●循環型林業の推進
3. 農地の保全  11 住み続けられるまちづくりを  12 つくる責任つかう責任  15 陸の豊かさも守ろう	<ul style="list-style-type: none"> ●農業の有する多面的機能の発揮 ●有機農業の推進 ●地産地消・6次産業化の推進 ●有害鳥獣被害への対応
4. 自然とのふれあい  6 安全な水とトイレを世界中に  15 陸の豊かさも守ろう  17 パートナリシップで目標を達成しよう	<ul style="list-style-type: none"> ●自然環境の保全・活用

指標と目標値

目標設定項目	現状値 R3(2021)	中間年度 R9(2027)	目標値 R14(2032)
江の川アユの遡上数(浜原ダム魚道)	329 千匹	400 千匹	400 千匹
再造林面積(10年間延べ)	0ha	10ha	20ha
間伐の実施面積(10年間延べ)	5.16ha	25ha	50ha
有機農業実施面積	54ha	63ha	72ha
産直品の売り上げ	96 百万円	100 百万円	100 百万円
学校給食での産直率	35.3%	40%	40%

1-1. 動植物の保全

現状と課題

- 本市は南に中国山地が位置し、北は日本海に面し、市域を南東から北西に「中国太郎」の江の川が貫流しています。本市の植生は落葉広葉樹の二次林が中心ですが、海岸沿いには自然度の高い海浜植生が帯状に続いています。このような自然基盤の中で、市域にはアカウミガメ、アカザ、ブチサンショウウオなどの水辺の生き物や、ダイセンオサムシ、ギフチョウ、イシガケチョウなどの希少な昆虫類が生息しています。
- 本市には、山本の白枝垂桜や今田水神の大ケヤキなどの天然記念物や、断魚溪・観音滝や千丈溪の県立自然公園などの貴重な自然資源があります。
- 本市では近年、郷土種などの生態系を阻害するものとして特定外来生物に指定されているオオキンケイギクが各地で繁殖し、問題となっています。
- 江の川では、地球温暖化が原因と思われる豪雨災害や周辺の工事等による濁り水の流入等によりアユの生息数が激減しています。



写真 左)今田水神の大ケヤキ 右)オオキンケイギクの群落

市の施策

- 市内に生育・生息する動植物について、生物多様性を確保するという視点から、動植物はもとよりその生育・生息基盤を保全します。

- 河川工事等の土木工事にあたっては、出来るだけ現地で入手可能な材料（石、木材等）の使用や再生砕石の利用など、野生動植物の生息・生育基盤の保全に配慮し、多自然型工法（近自然型工法）[※]やビオトープ[※]等の手法を採用するように努めます。
- オオキンケイギクなどの特定外来生物について、市ホームページや市広報によって市民に情報を発信し、その駆除について啓発を行います。
- 江の川の天然アユ資源回復のため、稚魚及び親魚の放流や産卵場の整備等について関係機関と協力して推進します。

市民の取組

- 希少野生動植物の捕獲・採取はしないようにしましょう。
- 外来種の動植物やペットなどの生きものを安易に野外に放したり捨てたりしないようにしましょう。
- オオキンケイギクなどの特定外来生物を見つけた場合には、速やかに適切な方法で駆除しましょう。
- 身近な環境について理解を深め、自然環境の保護や保全に努めましょう。
- 江の川等身近な河川の生き物の保全活動や河川の環境整備活動に参加しましょう。

事業者の取組

- 事業者が各種工事を行う際は、野生動植物の生息・生育基盤の保全に配慮した土木資材や多自然型工法（近自然型工法）やビオトープ等の手法を採用するように努めましょう。

※ **多自然型工法(近自然型工法)**：土木上の安全性を確保しつつも、生物の良好な生息・生育環境をできるだけ改変しない自然環境に配慮した工法のこと。元々は河川工事に関していう。

※ **ビオトープ**：「生物の生息空間」と訳され、その地域にすむ様々な野生生物が生息することができる空間のことをいう。

えこらむ ecolumn

江の川—この不思議な川(その1)

【不思議その1：名前】江の川は、源を発する広島県内では可愛川（えのかわ）といいます。島根県内では元々、江の川（ごうのかわ）ではなく、江川（ごうがわ）といました。

【不思議その2：流路】江の川は、広島県北広島町の阿佐山に源を発し、最初は南東方向に向かって流れていたのに、右回りにぐるっとほぼ1回転し、最後は全く逆向きになって北西方向に流れてわがまち江津の日本海に注ぐのです。瀬戸内海に向かって流れ始めた川がぐるっと回って脊梁山地である中国山地を突き破り、全く逆方向の日本海に注ぐのです。



えこらむ ecolumn

江の川—この不思議な川(その2)

【不思議その3：分水界】普通、分水界というのは、川の峠みたいなもので脊梁山地にあるものですが、江の川の分水界は、中国山地よりずっと南の広島県安芸高田市の平地の田んぼの中にあります。この分水界を「泣き別れ」といい、市指定の天然記念物になっています。ここに降った雨は、南は太田川へ、北は江の川へと泣いて別れていったのだろうと名づけられました。

なぜこのようなことになったかという、それは太田川水系の三篠川の侵食により江の川水系の旧戸島川の上流域が奪われた「河川争奪」が起きたからなのです。



「泣き別れ」は広島県安芸高田市（旧向原町）より天然記念物に指定されています。

1-2. 森林の保全

現状と課題

- 森林は、木材の生産だけでなく、国土の保全、水源かん養、二酸化炭素の吸収、動植物の生息・生育基盤など多面的な公益的機能を有しています。加えて、森林には保健休養機能や森林レクリエーション機能を有しており、森林に触れることで心と体の健康増進機能も有しています。森林の保全は社会・経済、健康・レクリエーションと環境の面から重要な役割を担っています。
- 本市の林業は、これまで公社造林 924ha、市有林 130ha、市行造林 240ha の間伐・植林等の森林管理を推進し、林業従事者に対しては、作業道の開設や施業についての費用を支援してきました。
- 林業専用道など基盤整備や自伐林家の育成などに努めていますが、すでに伐期を迎えた森林が多い中、基盤整備の遅れから、効率よく施業が実施できない状況にあり、作業道などの基盤整備が求められています。
- 松枯れ対策として被害木の伐倒、燻蒸処理を実施してきましたが、保全すべき松林が減少していることが課題としてあげられます。
- 一方、市内には平成 28 年度からバイオマス発電所が稼働し、間伐材等をバイオマス資源として有効利用する取り組みが展開されています。

市の施策

- 市有林、市行造林の計画的な利用間伐を促進し、一部主伐・再造林も検討します。林業従事者に対しては、継続して支援を行います。
- 「伐って、使って、植えて、育てる」循環型林業の推進や地域ぐるみで実践する間伐材の搬出支援などにより、循環型林業を推進します。
- 松枯れ対策は、沿岸部の被害木を中心に伐倒、燻蒸処理を行います。
- 江津市が発注する工事や事業等においては、地場産材利用を推進します。

市民の取組

- 植樹や間伐などの林業体験に積極的に参加しましょう。
- 間伐材を利用した製品を積極的に購入しましょう。

事業者の取組

- 工事等にあたっては、地場産材を積極的に利用しましょう。

えこらむ ecolumn

WANTED！ヒアリ・セアカゴケグモ

近年、島根県でも今まで見ることのなかった虫たちの報告が相次いでいます。最も注意しなければいけないのは、特定外来生物のヒアリとセアカゴケグモです。いずれも強い毒を持っており、刺されると非常に激しい痛みを覚え、人によっては重症化することもあります。

ヒアリは、島根県内での発見例はありませんが、国内で港湾施設を中心に発見が相次いでおり、注意が必要です。釜山との定期航路がある浜田港においては、コンテナヤード周辺を定期的に点検しています。

セアカゴケグモは、島根県内では浜田港敷地内で平成27年から毎年発見されています。

もしこれらを発見した場合は、決して素手では触らず、市役所にご連絡ください。



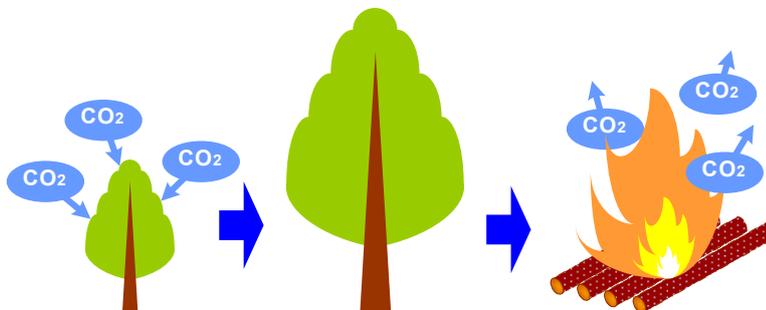
セアカゴケグモ(出典：島根県ホームページ)

えこらむ ecolumn

木を燃やすとCO₂は出るけど出ない！？

当たり前ですが、物を燃やせばCO₂が出ます。薪など木を燃やせば、CO₂が出ます。しかし、地球温暖化対策上は、木を燃やしてもCO₂は出ないことになっています。

植物は大気中のCO₂を吸収して光合成を行い、それをもとに養分を作り出して大きくなります。木を燃やして出るCO₂は、元々大気中にあったものが一旦植物に吸収され、それが再び大気中に放出されたもので、大気中のCO₂の量は新たに増えておらず、プラス・マイナス・ゼロです。これを「カーボンニュートラル」と言います。



1-3. 農地の保全

現状と課題

- 農地も森林と同様、農産物の生産だけでなく、国土の保全、水源かん養、二酸化炭素の吸収、動植物の生息・生育基盤など多面的な公益的機能を有しています。農地の保全は社会・経済と環境の両面から重要な役割を担っています。
- 農業振興地域整備計画により、農業振興地域 23,185ha（うち農用地区域 608.3ha）の土地利用等を推進しています。
- 環境保全型農業直接支払交付金事業による減農薬、減化学肥料による水稻の栽培を実施し、有機 JAS 認証取得等、有機栽培等による農業を推進しています。
- 本市の農業は、今後、高齢化や後継者の不在により、農地の遊休化や農村集落の維持・継続が困難な状況になることが予想されます。このため、地域の新たな担い手の確保と受け入れのための環境整備が課題となっています。
- 「道の駅」サンピコごうつ内の農林水産物直売所を拠点に地産地消を推進するとともに、学校給食への食材供給を実施しています。
- 市内地域商社や産直市と連携した農林水産物等の PR や消費拡大事業を実施し、市内事業者と連携して新商品開発や販路開拓に取り組んでいます。
- 有害鳥獣対策については、集落ぐるみで防護柵を設置するとともに、捕獲班による有害鳥獣の捕獲を実施しています。

市の施策

- 農業振興地域整備計画の全体見直しを行い、農地の有効利用を推進します。
- 人・農地プラン[※]の実行により確保すべき農用地の活用を図ります。
- 多面的機能支払交付金の活用による保全活動組織、地域資源（農地・水路・農道など）の資質向上を図る共同活動、将来に向けて農業生産活動を維持する活動、自然環境の保全に資する農業生産活動の実施に伴う追加的コストを支援することにより、農業の有する多面的機能の発揮を支援します。
- 減農薬・減化学肥料による水稻栽培の推進や、有機 JAS 認証取得面積の拡大を図ります。
- 地域ぐるみで取り組む有機の郷づくりや有機農業実践者への規模拡大を支援し、有機農業の新規参入の促進を図るなど、有機農業を推進します。



※ **人・農地プラン**：地域や集落の話合いに基づき、5年後、10年後までに、地域内の農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者（中心経営体）や当該地域における農業のあり方などを明確にするに作るプラン。

- 生産者の確保・育成や営農コーディネーターの配置を推進するとともに、生産者と消費者を結ぶ直売所の運営支援や学校給食食材における産直率向上により、地産地消を推進します。
- 農林水産物を活用して地域に新しい価値を創出することで6次産業に関わる人材の確保・育成を行い、6次産業化を推進します。
- 有害鳥獣対策については、集落及び農地への防護柵設置を支援するとともに、捕獲班と農家、集落と連携し、有害鳥獣捕獲を推進します。

市民の取組

- 田植えや稲刈りなどの農業体験に積極的に参加しましょう。
- 地産地消の観点から、「まる姫ポーク」「桜江ごぼう」「桑茶」などの江津ブランドをはじめ、地場産品を積極的に利用するようにしましょう。

事業者の取組

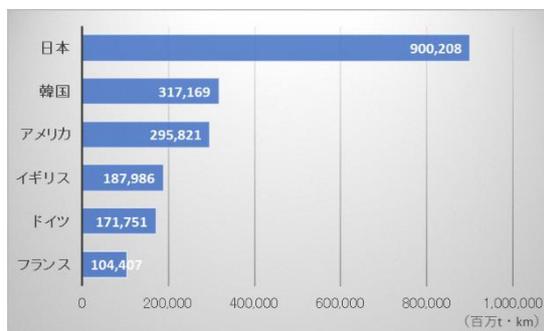
- 農業従事者は、減農薬や有機栽培などの環境保全型農業や、有機資源や農業用資材の再利用など循環型農業を推進しましょう。また、有機 JAS の認定を目指しましょう。
- 地産地消を推進し、生産から加工販売までの一体化（6次化）とブランド化を図り、6次産業化を推進しましょう。

えこらむ ecolumn

地産地消のススメ

「フードマイレージ」という言葉があります。食料について、その重さと運搬距離をかけたもので、**t・km** という単位で表します。沢山のものを遠くから運べばその値は大きくなります。輸入食料についてのわが国のフードマイレージは約9千億 t・km で世界で群を抜いており、韓国やアメリカの約3倍となっています。わが国が、世界中からいかに多くの食料を輸入しているかわかります。

フードマイレージが大きいということは、エネルギー消費やCO₂排出量が多いということであり、地球に大きな負荷をかけているということです。この意味からも、地産地消は重要な取組です。



出典：農林水産省

1-4. 自然とのふれあい

現状と課題

- 本市には、県立自然公園に指定された観音滝や千丈溪、県立少年自然の家、菰沢公園や江津中央公園などの都市公園、高角山・椿の里などの自然とふれあえる施設・資源があります。
- また、波子・浅利・黒松の海水浴場をはじめ、江の川などの水資源があります。
- 本市では、このような自然環境や歴史・文化などを守り伝えるとともに、それらを活用し、地域内外の人たちにとって魅力あるまちづくりを進めることが求められており、民間や地域コミュニティが主体となり、農業体験や田舎暮らし体験をはじめ、本市ならではの体験事業や交流イベント・活動が展開されています。



写真 椿の里

市の施策

- 地域資源を活かした体験活動の推進を図ります。
- 地域住民と都市住民との交流活動を支援します。

市民の取組

- 県立自然公園や都市公園などの自然とふれあえる施設・資源、海水浴場や江の川などの水資源等の市民が身近に自然とふれあえる場を積極的に活用しましょう。
- 自然観察会などに積極的に参加するなどして、地域の自然について理解を深め、自然を大切にしましょう。



事業者の取組

- 事業所の CSR 活動やレクリエーション活動などの際は、市民が身近に自然とふれあえる場を積極的に活用しましょう。



えこらむ
ecolumn



ゲンジボタルは西日本と東日本では光り方が違う

ゲンジボタルの光が点滅する間隔は、西日本では2秒、東日本では4秒といわれています。同じ種でも、地域によって明らかな遺伝的な違いが生れてきています。

近年、各地で清流のシンボルとしてホタルを復活させる運動が進められ、他の地域で捕獲したホタルを川に放すことなどが行われています。これを「移入」といい、地域の在来種との交雑によってその地域に固有の遺伝学的特徴が失われる「遺伝子かく乱」が生じ、その地域固有の生態的・形態的な特性も失われてしまいます。すなわち、生物多様性のひとつである「遺伝子の多様性」が失われてしまうのです。

生きものを復活させるために異なる地域の生物を野外に放つ「移入」は、実は生物多様性保全に逆行するものなのです。「移入」は決して行わないようにしましょう。



2. 生活環境 ～環境にやさしい暮らしをする～

施策の柱と施策・取組

施策の柱	施策・取組
1. 環境負荷の低減   	<ul style="list-style-type: none"> ●大気環境の保全 ●水環境の保全 ●悪臭の防止 ●騒音振動の防止
2. 適正な生活排水・廃棄物処理   	<ul style="list-style-type: none"> ●適正な生活排水処理 ●適正な廃棄物処理

指標と目標値

目標設定項目	現状値 R3(2021)	中間年度 R9(2027)	目標値 R14(2032)
大気汚染測定値(SPM)(環境基準値 0.1 mg/m ³)	0.014mg/m ³ (R2(2020))	0.01 mg/m ³	0.01 mg/m ³
公用車における次世代自動車の導入推進	10.8%	30%	70%
江の川の水質(河川 A 類型 BOD 2mg/ℓ 以下)	0.7mg/ℓ (R2(2020))	0.7mg/ℓ	0.7mg/ℓ
市内河川水質の環境基準達成率(八戸川・家古屋川・長谷川・糸谷川・日和川・小谷川:河川 AA 類型 BOD 1mg/ℓ 以下)	100%	100%	100%
海域水質(波子海水浴場)(海域 A 類型 COD 2mg/ℓ 以下)	1.5mg/ℓ (R2(2020))	1.5mg/ℓ	1.5mg/ℓ
自動車騒音測定値の環境基準達成率	100%	100%	100%
公害苦情件数の低減	11 件	9 件	7 件
汚水処理人口普及率(下水、農業集落排水、合併処理浄化槽)	55.1%	63.8%	78.4%
廃棄物排出量	7,431t	6,390t	5,550t
資源リサイクル率	19.6%	21.8%	23.6%
マイバック持参率	85.3% (R 元(2019))	87%	90%

2-1. 環境負荷の低減

現状と課題

- 大気環境については、本市には一般環境大気測定局（江津市役所）があり、測定を行っています。測定項目のうち、二酸化窒素（NO₂）、一酸化炭素（CO）、微小粒子状物質（PM2.5）は環境基準を達成しており、二酸化硫黄（SO₂）（短期的評価）、光化学オキシダント（O_x）（環境基準を超えた時間数）、浮遊粒子状物質（SPM）（短期的評価）は環境基準を達成していませんでした。
- 河川水質については、江の川及び市内6河川ともすべて環境基準及び環境基準との比較においてすべて環境基準を達成しており、良好な水質でした。また、海域水質については、調査地点が設定されている江の川河口海域及び波子海水浴場において環境基準を達成しています。
- 悪臭については、毎年のように苦情が寄せられており、発生源を注意深く監視する必要があります。令和3（2021）年度の調査において、市内6ヶ所の測定地点のうち、江津浄化センター敷地境界と島の星クリーンセンター敷地境界でノルマル酪酸がわずかに基準値を超えていましたが、当年の豪雨による臭気の飛散がその原因と考えられます。
- 自動車騒音・振動については、環境基準を達成しています。

市の施策

- 大気環境について、ばい煙、粉じん、野外焼却に関し、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（廃掃法）及び悪臭防止法に基づく監視・指導を行います。
- 公用車にハイブリッド車や電気自動車等の次世代自動車を順次導入します。
- 公共用水域の水質について、水質汚濁防止法に基づく監視・指導を行います。
- 騒音・振動規制法に基づき、騒音・振動の発生源への監視・指導に努めます。



市民の取組

- ごみの野外焼却や野焼きはやめましょう。
- 自動車購入時には低公害車や低燃費車、ハイブリッド車や電気自動車等を選ぶようにし、運転の際はエコドライブを心がけましょう。
- 台所では油を流さない、洗剤は適量使用して食器の汚れは流す前にふき取るなどの生活排水対策に努めましょう。
- 近隣の住民の迷惑となるような騒音の発生抑制に努めましょう。
- 悪臭の原因となる堆肥やペットのし尿等は適正に管理・処理しましょう。

事業者の取組

- 大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音・振動規制法、悪臭防止法や県公害条例などの法令を遵守しましょう。
- 社用車購入時には低公害車や低燃費車、ハイブリッド車や電気自動車等を選ぶようにし、運転の際はエコドライブを心がけましょう。
- 農業従事者は、農薬や肥料の適量使用と流出防止に努めましょう。
- 畜産事業者は、畜産に起因する悪臭の発生を防止するために必要な措置を講じましょう。
- 騒音・振動規制法を遵守し、発生が予想される場合は、低騒音振動設備、防音防振設備を導入しましょう。

えこらむ
ecolumn

地球上で使える水の量

青く輝く地球は「水の惑星」です。この水の惑星で、私たちが使える水はどのくらいあるのでしょうか。地球上にあるすべての水を1リットル(1,000cc)だとすると、そのうちの975ccは海の水で、淡水は25ccです。しかし、その淡水のうち7割にあたる17.5ccは南極や北極の氷なのです。特に南極の氷は、平均2,450m、最大4,000mに及ぶ厚さの氷がオーストラリア大陸の倍近い面積の上に乗ったもので、膨大な量があります。ちなみに、地球温暖化によりこの氷が全部溶けたとしたら、世界中の海は70m上昇するといわれています。では、残りの7.5ccが使えるかというところではなく、7.5ccのほとんどは地下水などの自由には使えない水なのです。

結局、私たちが自由に使える水は1リットルのうちの1滴の約0.1cc、地球上にある水の1万分の1に過ぎないのです。



2-2. 適正な生活排水・廃棄物処理

現状と課題

- 本市の令和 2（2020）年度の汚水衛生処理率は 44.2%（島根県 75.6%）、水洗化率（生活排水処理率）は 72.4%（島根県 84.2%）となっており、汚水衛生処理率、水洗化率（生活排水処理率）ともに島根県平均を下回っています。
- 特に汚水衛生処理率の低さは、下水道整備の遅れと単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換の遅れによるものと考えられます。
- 平成 29（2017）年に「汚水処理の 10 年概成」に向けて策定したアクションプランでは令和 8（2026）年度での汚水処理人口普及率を約 64%と目標設定しており、引続き生活排水処理施設の普及を推進する必要があります。
- ごみ処理は、可燃ごみ（粗大ごみ含む）は浜田地区広域行政組合のエコクリーンセンターで中間処理を行い、溶融飛灰は浜田市に委託して最終処分を行っています。不燃ごみ（粗大ごみ含む）は本市の島の星クリーンセンターで中間処理を行い、同最終処分施設で埋め立て処分を行っています。資源ごみは、本市の江の川リサイクルセンターで処理を行っています。
- 令和 2（2020）年度の 1 人 1 日当たりごみ排出量は 891g、再生利用率は 19.6%、最終処分率は 5.4%で、1 人 1 日当たりごみ排出量や最終処分率は島根県平均や全国平均を下回りましたが、再生利用率は島根県平均や全国平均より低い状況でした。

市の施策

- 公共下水道事業計画区域においては、公共下水道の整備を推進し、区域外においては、合併処理浄化槽の普及促進を図ります。
- 江津市汚水処理施設整備構想の見直しを行い、これに伴い公共下水道全体計画区域の見直しも行います。
- 生活排水処理施設の長寿命化対策を推進します。
- 公共下水道及び農業集落排水に接続する際の融資あっせん制度や、合併処理浄化槽設置の際の補助金制度を推進します。
- ごみ処理施設については、処理フローの見直しを含む施設の改修などの検討を行い、適正な維持管理および改修工事の実施により、施設・設備の長寿命化に努めます。
- 市民活動の支援、地域学習と学校教育の推進、広報等による情報発信、ごみ処理施設の見学受け入れ、啓発資料の貸し出し、環境イベントの開催、マイバック持参運動の推進、家庭ごみ・事業ごみ減量の推進などにより市民・事業者の意識向上を図ります。
- 江津市衛生組合協議会と連携を図り、地域住民に対してごみの出し方や環境美化等を協働して推進します。

- 販売店への協力要請、しまねエコショップの推進、分別広場での資源回収などにより、事業者の協力を推進します。
- ごみの減量化やリサイクルの推進に対し、具体的かつ効果的に取り組んでいくため、江津市衛生組合協議会を通じて市民等との連携を図るなど協議体制を整備します。
- 市民が行うボランティア清掃時のごみの回収を実施します。
- 不法投棄防止看板を配布するとともに、県と協働で不法投棄監視パトロールを行い、発見された場合は速やかに処理します。

市民の取組

- 公共下水道及び農業集落排水の整備済み区域では、公共下水道及び農業集落排水への接続を図りましょう。
- 単独処理浄化槽や汲み取り便所の合併処理浄化槽への転換を推進しましょう。
- 浄化槽を設置している人は、法定検査を定期的に受検しましょう。
- 3Rのうち、何よりも「リデュース」（ごみを出さない）に優先して取り組み、ごみ減量に努めましょう。
- ごみを出す際は分別を徹底し、決められた日に、決められた場所に出すようにしましょう。また、資源ごみはリサイクルステーションを活用しましょう。
- 買い物の際はリサイクル商品や詰め替え商品など環境に配慮した製品を選び、不要な物は買わないようにしましょう。また、マイバックを使うようにしましょう。
- リサイクルショップや「しまねエコショップ」を活用しましょう。
- ごみのポイ捨てや不法投棄、ごみの野外焼却はやめましょう。



事業者の取組

- 公共下水道及び農業集落排水の整備済み区域では、公共下水道及び農業集落排水への接続を図りましょう。
- 事業所から出るごみの分別・減量化を徹底するとともに、リサイクルにより再資源化を推進しましょう。
- 事業所での物品の購入にあたっては、グリーン購入※を推進しましょう。
- リサイクルしやすい製品の開発、商品の簡易包装等に努めましょう。
- 事業者は産業廃棄物の発生を抑制し、排出する際はマニフェストを発行し、適正な処理に努めましょう。

※ **グリーン購入**：製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入すること。平成13年から施行されたグリーン購入法では、国等の機関にグリーン購入を義務づけるとともに、地方公共団体や事業者、国民にもグリーン購入に努めることを求めている。

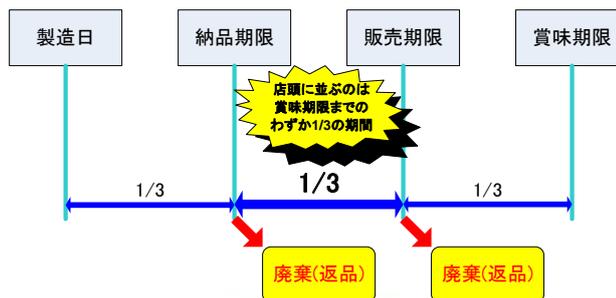
- 農業従事者は農業用廃プラスチック等、畜産従事者は家畜排せつ物等の適正処理に努めましょう。
- プラスチック廃棄物の排出事業者や小売・サービス事業者などの使い捨てプラスチックの提供事業者は、国の定める判断基準に従い、排出抑制とリサイクルに取り組みましょう。
- 産業廃棄物の適正な処理を行いましょう。

えこらむ ecolumn

3分の1ルール

スーパーに「3分の1ルール」というものがあるのを知っていますか？「3分の1ルール」とは、食品流通業界の商慣習で、食品の製造日から賞味期限までの期日を3分割し、その最初の1/3の期間を「納品期限」、次の1/3の期間を「販売期限」、最後の1/3の期間を「賞味期限」とします。そして、「納品期限」までにメーカーはスーパーに納品し、スーパーは「販売期限」までに販売しなければならないのです。それぞれの期限を越えたら返品もしくは廃棄されるのです。このことを冷静に考えてみると、商品が店頭には並ぶのは、最短で納品期限から販売期限の間の全体の1/3の期間しかありません。

「食品ロス」の問題がさげばれる中、「3分の1ルール」の見直しが食品流通業界に求められるとともに、私達も賞味期限切れ間近の商品を積極的に購入するなどの意識改革が必要です。



3. 快適環境 ～きれいできもちのよい環境を守る～

施策の柱と施策・取組

施策の柱	施策・取組
1. 緑化の推進   	<ul style="list-style-type: none"> ●公園・緑地の整備 ●まちの緑の整備
2. 景観の保全   	<ul style="list-style-type: none"> ●自然景観の保全 ●街並み景観の保全 ●歴史・文化景観の保全
3. 環境美化の推進   	<ul style="list-style-type: none"> ●環境美化の推進 ●空家対策

指標と目標値

目標設定項目	現状値 R3(2021)	中間年度 R9(2027)	目標値 R14(2032)
空家の有効利用(10年間延べ)	17件	50件	100件
市民のボランティア清掃申請者数	1,546人	1,750人	2,000人

3-1. 緑化の推進

現状と課題

- 本市には広域公園の県立石見海浜公園、総合公園の菟沢公園、運動公園の江津中央公園をはじめ20ヶ所の都市公園があります。菟沢公園にはオートキャンプ場が、江津中央公園には様々な運動施設があり、市民に親しまれています。
- 人口1人当り供用面積は40.3㎡で、国が示す整備目標の20㎡を大きく上回っていますが、面積の大きい大規模公園や都市基幹公園によるところが大きい現状にあります。
- 島の星山(高角山)、浅利富士(室神山)などの市街地背後の山々は、美しい緑の稜線を形成するとともに、市街地に潤いとやすらぎを与えています。



写真 左)菰沢公園 右)島の星山(高角山)

市の施策

- 江津市都市公園施設長寿命化計画に基づき、計画的かつ適切な整備と維持管理を図ります。特に、江津中央公園及び菰沢公園の長寿命化対策を促進します。
- 総合公園や運動公園などの広域的な公園については、国民スポーツ大会島根県開催（2030年）を踏まえた施設の充実を図ります。
- 近隣公園や街区公園などの身近な公園については、遊具等公園施設の計画的な更新を進めるとともに、地域の実情に応じた維持管理を進めます。また、居住拠点地区において街区公園や子育て支援施設等の少ない地区については、優先的に小公園整備に努めます。
- 地域ぐるみの緑化活動を誘導・支援し、地域での緑化に関する自主的なルールづくりを促進します。そのため、計画的に整備する住宅団地などにおいては、緑地協定等の既存制度の活用等を検討します。
- 大規模建築物等の建築や駐車場の設置などに際しては、緑化に関する指導・誘導に努めます。



市民の取組

- 樹木や草花の植栽、生垣やグリーンカーテンの設置により、住宅の緑化に努めましょう。

事業者の取組

- 市街地内や市街地に隣接して立地する工場地においては、隣接する商業・業務地や住環境に配慮し、緩衝緑地等による敷地周りの緑化の充実・指導を図るとともに、工場内の緑化による職場環境の改善を促進しましょう。

えこらむ ecolumn

花のない花言葉

花がないのに花言葉がある植物があるのをご存じですか？それは、「苔」です。苔の花言葉は「母性愛」「信頼」「孤独」「物思い」などです。いかにも苔らしい慎ましい花言葉ですね。ところで、江津市はこの苔という地域資源を活用して地域起こしに取り組んでいる人たちがいます。

それは、生産者・地元の企業・行政が一体となって取り組む「52 KOKE PROJECT」です。本プロジェクトは、地方創生6次産業モデルとして「江津のコケで世界を潤す」をビジョンに、癒しと新しい暮らしを提案し、地域の活性化を目指すプロジェクトです。



出典：52 KOKE PROJECT ホームページ

えこらむ ecolumn

藁街道は藁だけじゃない

天領江津本町藁街道は、旧江津郵便局や藁街道交流館などの国の登録有形文化財をはじめ、文字どおりの石州赤瓦の民家が連なる街並みが一番の魅力です。ところがこれらの「藁」のほかにも歴史の証人がひっそりと眠っています。

江津本町の北のはずれ、江の川を望む丘陵地には、戦国時代の城跡である亀山城跡と、かつて二楽閣（じらっかく）と呼ばれた邸宅がありました。今は、亀山城跡には法華塔と呼ばれる石塔があるのみ、二楽閣は石垣や崩れかけた塀を残すのみとなっています。丘陵地の北側には線路が撤去され橋脚だけが石の巨人のように並んだ旧三江線の線路跡もあります。

残された「藁」ではないこれらの史跡に、江津の昔を偲んでみてはいかがでしょうか。「昔の光 今いずこ」



「春高樓の花の宴・・・」二楽閣の残された石垣にかつての栄華が偲べれます

3-2. 景観の保全

現状と課題

- 本市は、平成 23（2011）年 6 月に景観法に定める「景観行政団体」となり、平成 26（2014）年 10 月に「江津市景観条例」を施行、「江津市景観計画」を策定しました。
- 江津市景観計画では、市全域を景観計画区域とし、江の川地区、江津本町地区、シビックセンターゾーン地区の 3 地区を重点地区として、有福温泉地区、江津駅周辺地区の 2 地区を重点候補地区として定めています。また、市内の 23 地区を赤瓦景観保全地区として、赤瓦景観を守り育てていくこととしています。
- これらの良好な景観形成に向けた取組として、良好な景観形成のための届出、良好な景観形成のための基準をはじめ、各種の指針や方針を設定しています。



写真 左)シビックセンターゾーン 右)江津駅

市の施策

- 歴史的街並みの残る江津本町地区においては、街なみ環境整備事業等による住宅や道路の修景整備を図り、石州赤瓦を用い、統一された江津らしい景観形成を促進します。
- 公共施設の整備にあたっては、景観計画に定める公共建築物の整備に関する指針に基づき、赤瓦の活用を実施するなど、江津らしさが香る都市景観の形成に努めます。
- 景観計画に位置づけられた重点地区や赤瓦景観保全地区においては、地区ごとの景観まちづくりの方針に沿って、まちづくり協定や建築協定などの制度を活用し、地区の特性を活かした良好な景観形成を促進します。
- 出前講座等により景観計画の市民への周知を図り、届出の円滑な運用を推進します。
- 屋外広告物と景観阻害要因の適切な景観誘導を行います。
- 江津駅及び駅前広場の江津駅前地区の景観整備を推進します。

- シビックセンターゾーンの景観保全を推進します。
- 景観重要建造物、景観重要樹木の指定を推進します。

市民の取組

- 江津市景観計画で定められた景観形成基準をはじめ各種の指針や方針を遵守し、建築物・工作物の建築等や開発行為の際は必要な届出を行いましょ。
- 赤瓦の住宅・街なみ絵画コンクールや景観フォトコンテスト、景観講演会やシンポジウムに積極的に参加しましょ。
- 石州赤瓦利用促進補助制度を活用するとともに、赤瓦景観住民協定を締結しましょ。

事業者の取組

- 江津市景観計画で定められた景観形成基準をはじめ各種の指針や方針を遵守し、建築物・工作物の建築等や開発行為の際は必要な届出を行いましょ。
- 屋外広告物は色や大きさに配慮し、周辺の景観を阻害しないようしましょ。

えころむ ecolumn



27年ぶりの仲間入りー土床坂(つとこざか)

令和4年3月28日に27年ぶりに新たな文化財が市指定文化財の仲間入りをしました。それは、「山陰道(土床坂)」(つとこざか)です。

山陰道(土床坂)は、天保6・7(1835・1836)年に整備された近世山陰道の一部で、現在の江津本町から浜田藩・石見銀山領の境界である嘉久志町土床に至る石畳道です。この道は、石見焼や鉄などを生産工房から北前船の寄港地である江津本町に運んだ道と考えられます。坂を登りつめた峠には、市指定建造物になっている「是より西濱田領」と記された「土床坂の領界標柱」もあります。山中にひっそりと眠るこの江津の歴史的景観を訪ね、皆さんも江戸の昔の人々の往来を偲んでみませんか。



3-3. 環境美化の推進

現状と課題

- 本市では、江津市衛生組合協議会を主体とした市民一斉清掃（江津地区）、クリーンさくらえ（桜江地区）による清掃活動など、自治会や江津市衛生組合協議会により、地域の清掃や除草、花壇整備などの環境美化活動が行われています。
- 平成 28（2016）年度に、市内全ての 20 地区において地域コミュニティ交流センターを拠点とする地域コミュニティが発足し、草刈りや花壇の植栽など地域の環境美化活動を推進しています。
- しかしながら、人口減少と高齢化による担い手不足は環境美化の面でも例外ではなく、これまで住民により支えられていた環境美化活動の継続が難しくなっており、人材確保が課題となっています。
- 一部の事業者は、島根県道路愛護ボランティア制度「ハートフルロードしまね」による県管理の道路や、事業所周辺の道路の清掃・緑化・草刈活動を行っています。
- 空地や空家の雑草やそれによる害虫被害などの問題が増加しています。空家については、本市の平成 30（2018）年の空家率は 22.2%となっており、全国の空家率より 8.6%、島根県の空家率より 6.8%上回っており、本市の空家の増加が顕著な状況です。
- 本市において空家と判定された建物は 2,092 棟で、沿岸地域に多く、地域別では郷田が 208 棟と最も多くなっています。空家率で見ると、沿岸地域では 12%以下と低くなっていますが、中山間地域の跡市、有福、波積、谷住郷、長谷では 30%を超える高い空家率となっています。
- 野良猫への餌やりが原因のふんや悪臭の被害が多く寄せられています。

市の施策

- 多面的機能支払交付金の活用による農村環境の保全活動組織への支援を行います。
- 道路沿道の緑について、市民による日常管理を促すため、市民と行政の協働による道路愛護作業や一斉清掃を推進します。
- 空家については、空家等の発生抑制、空家等の適切な管理の推進、空家等及びその跡地の活用の促進、管理不全な空家等の解消、空家等対策に関する実施体制の整備などの施策を進めます。
- 地域の環境美化活動や海岸清掃等を行う団体に対し、ゴミ袋を配付します。
- 犬や猫の適切な飼い方の普及啓発を行います。

市民の取組

- ごみのポイ捨てや不法投棄は絶対にしないようにしましょう。また、路上等でごみを見かけたら、回収するようにしましょう。

- 散歩時の犬のフンは必ず持ち帰りましょう。
- 犬や猫は適切に飼育し、野良猫への餌やりはやめましょう。
- 路上や灰皿のない場所では、喫煙しないようにしましょう。
- 所有する空地については、除草等の管理を行いましょう。
- 江の川などの河川について、堤防除草や植栽、除草などの環境美化活動を推進しましょう。
- 地域の清掃や除草、花壇整備などの環境美化活動に積極的に参加しましょう。

事業者の取組

- 地域の清掃や除草、花壇整備などの環境美化活動に積極的に参加しましょう。
- 事業所周辺の道路や河川、公園等の清掃や除草、花壇整備などの環境美化活動を行うアダプトプログラム※に積極的に取り組みましょう。
- 廃棄物の適正処理を遵守しましょう。
- 所有する空地については、除草等の管理を行いましょう。



えこらむ ecolumn

ごみから電気ができる！？

みなさんの家庭から出た燃やせるごみは、波子町のエコクリーンセンターで燃やしています。そのごみで電気が作られていることを知っていましたか？エコクリーンセンターでは、ごみの焼却によって発生する熱エネルギーを利用し、ボイラーでつくられた蒸気でタービンを動かし、発電を行っています。最大 1,800kW の発電を行い、余熱利用により場内の給湯などに活用しています。石油や石炭などの化石燃料ではなく、ごみを原料に電気が作られているってすごいですね。



市民みんなでごみのないきれいなまちづくりに取り組みましょう。

※ **アダプトプログラム**：「アダプト」とは英語で「養子」を意味し、「アダプトプログラム」とは、道路や河川、公園等の一定区画の公共の場所を養子に見立て、市民や事業者がわが子のように愛情をもって美化などの面倒をみ、行政がこれを支援するもの。

4. 地球環境 ～かけがえのない地球を守る～

施策の柱と施策・取組

施策の柱			施策・取組	
1. 地球温暖化対策の推進	 7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに	 11 住み続けられる まちづくりを	 13 気候変動に 具体的な対策を	●地球温暖化対策の推進 ●省エネルギーの取組
2. 再生可能エネルギーの活用	 7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに	 11 住み続けられる まちづくりを	 13 気候変動に 具体的な対策を	●再生可能エネルギーの導入推進 ●再生可能エネルギーの普及・啓発

指標と目標値

目標設定項目	現状値 R3(2021)	中間年度 R9(2027)	目標値 R14(2032)
江津市内の温室効果ガス排出量	189 千t-CO ₂ (R 元(2019))	162 千t-CO ₂	134 千t-CO ₂
市の事務事業に伴う温室効果ガス排出量	3,767t-CO ₂	3,157t-CO ₂	2,649t-CO ₂
道路及び公園施設の照明に占めるLEDの割合	20%	50%	75%

4-1. 地球温暖化対策の推進

現状と課題

- 本市の令和元（2019）年度のCO₂排出量は、189千t-CO₂であり、基準年度である平成25（2013）年度と比べ、約24.0%減少しています。部門別にみると、産業部門が34.4%を占め最も多く、次いで運輸部門が22.9%となっています。
- 国においては温室効果ガスの削減目標を、2030年度に46%、2050年度にカーボンニュートラルの達成を掲げています。本市においても国の目標に沿った削減の取り組みが求められています。
- 本市の事務事業からの令和3（2021）年度の温室効果ガスの排出量は約3,767.83t-CO₂であり、電気が3,229.64t-CO₂で85.7%を占めています。令和8（2026）年度までの5年間に基準

年度（令和3（2021）年度）と対比して13.5%削減することを目標とし、そのための取組として、「日常の事務・事業に関する取組」「施設整備等に関する取組」をあげています。

- 「江津市地球温暖化対策推進協議会」は、地球温暖化対策を推進するため、平成21（2009）年に設立され、レジ袋削減、ダンボールコンポストによるごみの減量化、環境図書の無料貸し出し、配布、エコライフカレンダー作成などの活動を行っています。

市の施策

- 「江津市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」の進行管理により、市の事務事業によって排出される温室効果ガスの削減に取り組みます。
- 「江津市地球温暖化対策推進協議会」を通じて地球温暖化対策に係る市民の普及・啓発を図るとともに、市民の取組を支援します。
- 地球温暖化のための国民運動「COOL CHOICE」※を推進します。
- 道路照明や学校施設、市庁舎等の公共施設へのLED照明の導入を推進します。
- 施設改修等により、公共施設などでの省エネルギーを推進します。

市民の取組

- 地球温暖化対策のための国民運動「COOL CHOICE」に積極的に取り組みましょう。
- マイカー通勤の自粛、自転車や公共交通機関の利用に取り組みましょう。
- アイドリングストップなどのエコドライブを推進しましょう。
- 緑のカーテンに取り組みましょう。
- 家電・商品の購入においては省エネ家電・省エネ商品、自家用車の購入においてはハイブリッド車や電気自動車等の次世代自動車の導入を促進しましょう。
- HEMS（ホーム エネルギーマネジメント システム）※や省エネナビ※を導入してエネルギーの「見える化」を図るとともに、適切なエネルギー使用に取り組みましょう。
- 住宅の建築工事においては、省エネルギー型設計を行い、地場産材利用を推進しましょう。また、ZEH※の導入を推進しましょう。



※ **COOL CHOICE**：2030年度の温室効果ガスの排出量を2013年度比で46%削減するという目標達成のために、日本が世界に誇る省エネ・低炭素型の製品・サービス・行動など、温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動。国民が一人となって温暖化防止に資する選択を行ってもらうため、統一ロゴマークを設定し、政府・産業界・労働界・自治体・NPO等が連携して、広く国民に呼びかけている。

※ **HEMS**：「Home Energy Management System」（ホーム エネルギーマネジメント システム）の略で、家電製品や給湯機器をネットワーク化し、表示機能と制御機能を持つシステムのこと。

※ **省エネナビ**：現在のエネルギーの消費量を金額で知らせるとともに、利用者自身が決めた省エネ目標を超えると知らせ、利用者自身がどのように省エネをするのか判断させる機器のこと。

※ **ZEH**：「Net Zero Energy House」（ネット ゼロ エネルギー ホーム）の略で、住宅の高断熱化と高効率設備の導入により、快適な室内環境と大幅な省エネルギーを同時に実現した上で、太陽光発電等によってエネルギーを創り、年間に

- 「エコライフチャレンジしまね」や「うちエコ診断」を活用し、家庭でのエネルギー使用量の実態を把握しましょう。

事業者の取組

- 地球温暖化対策のための国民運動「COOL CHOICE」に積極的に取り組みましょう。
- ノーマイカーデーの実施、マイカー通勤の自粛、自転車や公共交通機関の利用に取り組みましょう。
- アイドリングストップなどのエコドライブを推進しましょう。
- 家電・商品の購入においては省エネ家電・省エネ商品、社用車の購入においてはハイブリッド車や電気自動車等の次世代自動車の導入を促進しましょう。
- 「省エネルギー診断」を実施して、事業所のエネルギー使用の実態を把握し、省エネの取組につなげましょう。
- BEMS (ビル エネルギー マネジメント システム) ※を導入してエネルギーの「見える化」を図るとともにデマンドコントロール※を行って、適切なエネルギー使用に取り組みましょう。
- 社屋や工場の建築工事においては、省エネルギー型設計を行い、地場産材利用を推進しましょう。また、ZEB※の導入を推進しましょう。
- 環境マネジメントシステムの国際規格「ISO14001」や「エコアクション 21」の認証取得を検討しましょう。



消費する正味（ネット）のエネルギー量が概ねゼロ以下となる住宅のこと。

※ **BEMS** : 「Building Energy Management System」(ビル エネルギー マネジメント システム) の略で、ビル内の配電設備や空調設備、照明設備、換気設備、OA 機器等をネットワーク化し、表示機能と制御機能を持つシステムのこと。

※ **デマンドコントロール** : 高圧受電では、1ヶ月の中で30分間の電気の平均使用量が最大となるものをその月の最大需要電力(デマンド値)といい、1年のうちで最も大きいデマンド値が基本料金の計算に使用される。従って、一度でも大きなデマンド値がでると、1年間そのデマンド値が適用されるため、工場等では常に使用電力を監視し、デマンド値を下げる事が求められる。

※ **ZEB** : 「Net Zero Energy Building」(ネット ゼロ エネルギー ビルディング) の略で、室内及び室外の環境品質を低下させることなく、負荷抑制、自然エネルギー利用、設備システムの高効率化等により、大幅な省エネルギーを実現したうえで、太陽光発電等の再生可能エネルギーによってエネルギーを創り、年間に消費する正味(ネット)のエネルギー量が概ねゼロ以下となる建築物のこと。

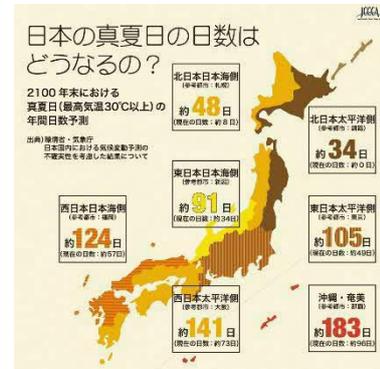
えこらむ ecolumn

80年後は1年の1/3は真夏日に

地球温暖化の影響は、気温・海水温や海面の上昇、干ばつや豪雨などの異常気象、それに伴う生態系の破壊や農林水産業の被害、水不足や食糧不足など多方面に及びます。

気温を例にすると、このまま適切な対策がされずに温暖化が最も進めば、2100年末には江津市（西日本日本海側）では真夏日（最高気温30℃以上）の日が年間約124日になると環境省・気象庁では予測しています。なんと、1年のうち4か月は真夏日になるのです。

それに伴い、先にあげた様々な影響のほか、インフラの機能停止、熱中症や熱帯性の疾病の増加など、他にも私たちが想像もしないような影響が出てくると考えられます。



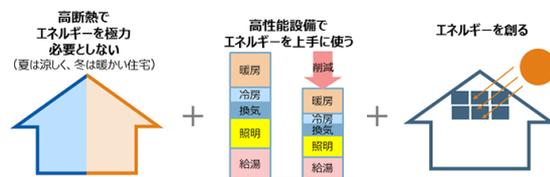
出典：全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト
(<https://www.jccca.org/>)

えこらむ ecolumn

省エネ住宅で快適に

民生家庭部門での地球温暖化対策として重要なもののひとつに省エネ住宅があります。「建築物省エネ法」により「住宅の省エネルギー基準」が設定され、断熱・日射遮蔽・気密の性能と使用するエネルギー量の二面から住宅の省エネルギー性能を評価しています。省エネ住宅として目指すべき最終の水準が文中でも紹介したZEHです。ZEHは、月々の光熱費を安く抑えることができる、夏は涼しく冬は暖かく快適な生活を送ることができる、災害の発生に伴う停電時においても太陽光発電や蓄電池を活用すれば電気を使うことができるなど、多くのメリットがあります。

江津市でも断熱構造の健康住宅など、省エネ住宅の建設に熱心に取り組んでいる企業があります。



出典：資源エネルギー庁ホームページ
/省エネポータルサイト

4-2. 再生可能エネルギーの活用

現状と課題

- 本市には風力・水力・太陽光・バイオマスなど多種にわたる再生可能エネルギー設備が多く導入されており、山陰有数の発電量を誇っています。市内には平成 30（2018）年現在、風力発電の風車 20 基、500kW 以上の太陽光発電所 14 ヶ所のほか、水力発電所 4 ヶ所、バイオマス発電所が 2 ヶ所あります。
- 本市の令和 2（2020）年度の FIT 制度※による再生可能エネルギーの導入容量は 88,115kW におよび、そのうち風力発電が 48%、太陽光発電が 31%を占めています。
- しかしながら一方で、発電施設の建設にあたっては、環境保全、景観形成の観点から住民の不安も少なからずあることから、本市では平成 30（2018）年に小型風力発電施設設置に係るガイドラインを策定しました。
- 本市では、市所有施設の約 8 割で再生可能エネルギー由来の電気を利用しています。今後は再生可能エネルギー発電施設を設置するなど、市所有施設自体のゼロカーボン化の検討が必要と考えられます。
- 今後は市内で生みだされた再生可能エネルギーが市内で消費される「エネルギーの地産地消」を推進していく必要 があります。



資料：江津市政策企画課

図 5-4-1 江津市内の再生可能エネルギー

※ FIT 制度：電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく再生可能エネルギーの固定価格買取制度

市の施策

- 再生可能エネルギーの公共施設での導入を推進します。
- 再生可能エネルギーへの理解を深める啓発活動・情報提供を推進します。
- 市役所新庁舎整備における地中熱を利用した空調設備導入の効果のPRによる普及啓発を推進します。



市民の取組

- 太陽光や太陽熱等の再生可能エネルギーの導入を促進しましょう。



事業者の取組

- 太陽光や太陽熱等の再生可能エネルギーの導入を促進しましょう。
- 重油等の化石燃料を使用するボイラーの木質バイオマスボイラーへの転換を推進しましょう。
- グリーン電力認証*を受けた再生可能エネルギーによる電力を利用しましょう。

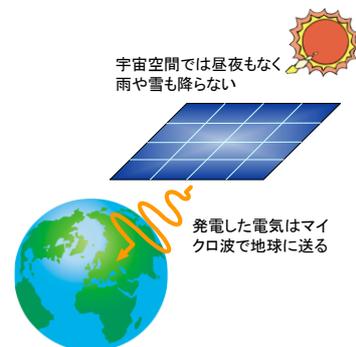
えこらむ ecolumn

夜でも発電できる太陽光発電

「太陽光発電の最大の弱点は、当たり前だけど、夜は発電できないことです」と小学校の出前授業で話していたところ、ある児童が「でも、太陽はずっとあるんだから、工夫すれば発電できるんじゃないんですか」と言ったという話があります。

実は、そのとおりなのです。夜があるのは地球が自転しているからです。ならば、地球の外の宇宙空間に出て、いつも太陽の方を向いていたら、いつでも発電できます。これを「宇宙太陽光発電」といい、JAXA（宇宙航空研究開発機構）で検討されているそうです。問題は、メガソーラーのような大きな太陽パネルを折りたたんでどうやって打ち上げるか、そして宇宙空間でそれをどうやって広げるかということだそうです。

しかし、そんな疑問を持てる小学生に感心しますね。



* **グリーン電力認証**：風力や太陽光、バイオマスなどの再生可能エネルギーで作った電気が持つ環境価値を証書化して取引することにより、再生可能エネルギーの普及・拡大を応援する仕組み。

5. 環境保全活動 ～環境について考え行動する～

施策の柱と施策・取組

施策の柱			施策・取組	
1. 環境保全活動の推進	 15 陸の豊かさも守ろう	 11 住み続けられるまちづくりを	 17 パートナシップで目標を達成しよう	●地域コミュニティや江津市地球温暖化対策推進協議会との連携 ●環境保全活動の推進
2. 環境学習の推進	 4 質の高い教育をみんなに	 11 住み続けられるまちづくりを	 17 パートナシップで目標を達成しよう	●地域での環境学習 ●学校での環境学習 ●人材や団体の育成

指標と目標値

目標設定項目	現状値 R3(2021)	中間年度 R9(2027)	目標値 R14(2032)
市民のボランティア清掃申請者数【再掲】	1,546 人	1,750 人	2,000 人
小中学校の「緑のカーテン」実施校	8 校	11 校	11 校
小中学校での環境学習の実施(地域・企業連携)	0 校	3 校	7 校

5-1. 環境保全活動の推進

現状と課題

- 本市には、地域で活動する様々な組織が連携して地域運営に取り組む地域コミュニティがあり、花壇の手入れや草刈り、清掃活動などの環境美化・緑化活動等が行われています。
- 人口減少と高齢化による担い手不足は環境美化の面でも例外ではなく、これまで住民により支えられていた環境美化活動の継続が難しくなっており、人材確保が課題となっています。
- 地域コミュニティ活動を担う人材やリーダーの育成など、人づくりの必要性が増していますが、特に若い世代では仕事や家事などにより参加する時間的な余裕がない状況がみられます。
- 地球温暖化対策に取り組む「江津市地球温暖化対策推進協議会」も、直接的な地球温暖化対策だけでなく、レジ袋削減、ダンボールコンポストによるごみの減量化、環境図書の無料貸し出し、配布、エコライフカレンダー作成などの全般的な環境保全活動を行っています。
- 本市では、毎年2月の「省エネ月間」、6月の「環境月間」、8月の「江津市省エネ月間」について、様々な取組を実践・支援するとともに、広報等で取組の呼びかけを行っています。

市の施策

- 市民に対して様々な情報を提供し、加えて市民グループ等との連携を図るなど、市民の自主的な環境保全活動を支援します。
- 地域コミュニティによる地域で支え合う仕組みづくりを促進し、地域特性を活かした地域コミュニティ活動への支援を行います。
- ボランティアへの支援、ボランティア組織の充実など、市民活動への支援を行います。
- エコライフカレンダーの作成、環境の出前講座及び環境イベントを引き続き実施します。
- 8月を「江津市省エネ月間」とし、省エネの取り組みを市ホームページ・広報等で呼びかけを行います。

市民の取組

- 地域コミュニティや江津市地球温暖化対策推進協議会が地域で行っている環境保全活動や環境イベントに積極的に参加しましょう。



事業者の取組

- 活動を行っている市民や団体とのパートナーシップやネットワークを構築し、互いに情報交換・情報発信して連携して活動しましょう。
- 活動団体に対し、人員や施設、技術や設備・機器の提供等の支援を行きましょう。
- 地域での環境保全活動の取組について、ホームページ等を通じて積極的に情報発信しましょう。

えこらむ
ecolumn

SDGs・・・「だれひとり取り残さない」

SDGs は、2015 年の国連総会で採択された「我々の世界を変革する 持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」という文書の一部で、「持続可能な開発目標」と訳されます。SDGs の前文の前半は、「ともに持続可能な世界へ向かうこの旅をはじめるとに当たり、だれひとり取り残さないことを誓います」という言葉で結ばれています。この計画は、貧困の撲滅が最大の目標なのです。そしてそのためには、環境をはじめあらゆる面で地球を守ることが必要なこととしています。

よく目にする 17 の目標は、その実現のための目標で、2030 年までにこれを達成しようとするものです。



出典：国際連合広報センター

5-2. 環境学習の推進

現状と課題

- 江津市地球温暖化対策推進協議会では、保育所（園）や放課後児童クラブ、地域コミュニティへの環境絵本・紙芝居の貸し出しを行っています。また、公共施設やイベントの場での図書の展示、会員による地域の子どもたちへの読み聞かせを行っています。
- 江津市地球温暖化対策推進協議会では、ごみの減量や循環型社会の形成を推進するため、出前講座「ダンボールコンポスト講習会」を開催しています。
- 学校教育については、教育委員会と連携し、「総合的な学習の時間」等を活用した環境学習に取り組んでいく必要があります。
- 事業者ヒアリングでは、多くの事業者が地域の小中学校への出前授業を行っていることがわかりました。このようなシーズ（種）を大切にし、これを地域的な単発なものにとせず、系統立てた恒常的な仕組みを構築する必要があります。
- 本市には「環境カウンセラー」*や「しまね環境アドバイザー」*として登録されている人はいません。また、「こどもエコクラブ」*の登録団体はありません。今後、このような地域で活動する人材や団体を育てていく必要があります。

市の施策

- 地域の自治会や地域コミュニティによる環境学習への住民参加を促進し、子どもたちによる実践活動と連携した活動を推進します。
- 学校においては、児童・生徒の環境意識の醸成に努めます。
- 児童・生徒の意識を高めるため、「こどもエコクラブ」への参加や児童会・生徒会などの自主的活動を促進します。
- 地域や学校での環境学習の教材や出前講座での啓発資料の貸し出しを行います。
- 地域や企業と連携した環境学習を地域や学校等で推進します。



* **環境カウンセラー**：環境省では、市民・事業活動において環境保全に関する豊富な経験や専門的知識を有し、その経験や知見に基づき、市民・NGO・事業者などの行う環境保全活動に対し助言などを行う人を「環境カウンセラー」として登録している。島根県内の登録者は、令和4年度現在延べ16名。

* **しまね環境アドバイザー**：島根県では、環境について専門的な知識や豊富な経験を持った人を「しまね環境アドバイザー」として登録し、県内の学校や子供会、自治会、婦人会、企業等の研修会やセミナーなどに無償派遣している。登録者は、令和4年度現在22名。

* **こどもエコクラブ**：公益財団法人日本環境協会が実施する活動で、3歳から高校生までの1人以上の子どもと、活動を支える大人でクラブを結成し、子どもたちが地域の中で自主的に行う継続的な環境活動・学習を支援する事業。島根県内の登録クラブは、2022年9月度現在クラブ数9、メンバー数150名。

市民の取組

- 地域や学校での機会を活用して環境学習に取り組み、環境に関する知識や意識の向上に努めましょう。
- 環境学習で得た知識を地域での環境保全活動に生かしましょう。

事業者の取組

- 専門性を活かし、出前授業への講師派遣や施設見学の受け入れを行うなど、事業者でなくてはできない取組を推進しましょう。
- 社員の環境学習等を積極的に推進しましょう。

えころむ
ecolumn

地球があと 1.9 個必要だ

日本はいわゆる先進国です。大抵のものは手に入り、食べ物に困ることはありません。その豊かな生活では様々な資源を消費し、様々な廃棄物を排出しています。そして膨大なエネルギーを消費し、膨大な CO₂ を吐き出しています。それは地球に大きな負荷をかけているのです。もし世界中の人々がすべてわれわれのような生活を送るとしたら、地球は 2.9 個必要になります。

人間の活動が地球環境にどれくらい負荷をかけているかを示す指標のことを「エコロジカル・フットプリント」といいます。人間が消費する量と地球が生産する量を数値化し、比べると、地球は 2.9 個必要になります。エコロジカル・フットプリントは既にオーバーシュート（需要超過）の危険な状態にあるのです。



第6章 重点施策

1. 重点施策の意義

環境基本計画は、策定することが目的ではなく、実行することが目的であることは言うまでもありません。環境基本計画は、実行が伴って初めて意味のあるものになります。そのため、計画策定の次年度（令和5年度）より、計画に記載された施策や取組のうち、取組の実現可能性や必要性が高いものから実行に移し、実際に成果を上げていくことが重要です。このようなことから、次のような特徴を持つ施策を「重点施策」として位置づけ、優先的に注力していくこととします。

- ① 社会の要請があり、その必要性や効果が明らかである
- ② すでに地域にその活動のシーズ（種）がある
- ③ 実現性が高く、本計画の意義が市民にアピールできる

2. 重点施策の設定

このような視点に立ち、江津市の環境のことを考え、創り、守って、それを次世代につないでいくために、次のように重点施策を設定します。

重点施策

1. 地球温暖化対策の推進
2. 循環型社会構築の推進
(適正な生活排水・廃棄物処理)
3. 環境学習の推進

これらの重点施策に対する基本方針は次のとおりです。計画策定の次年度からこれらの基本方針に従って重点的に施策を展開していきます。

■地球温暖化対策の推進■

- 国は地球温暖化対策の推進を喫緊の課題とし、2050年までに地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「カーボンニュートラル」を宣言し、島根県内では県を始め6市町が「カーボンゼロシティ」を宣言しています。このような中で、地球温暖化防止対策として「カ

「カーボンニュートラル」の声は近年各方面で高まっています。本計画においても「地球温暖化の推進」を重点施策のひとつとします。

- 本市ではこれまで「江津市地球温暖化対策推進協議会」を中心に地球温暖化対策に係る様々な活動を展開してきました。また、再生可能エネルギーについても、市内には多くの発電施設が整備されています。
- 今後は、時代の要請である地球温暖化対策としてカーボンニュートラルを本市においても様々な形で推進していきます。

■循環型社会構築の推進(適正な生活排水・廃棄物処理)■

- 廃棄物処理については1人1日当たりごみ排出量や最終処分率は島根県平均や全国平均を下回りましたが、再生利用率は島根県平均や全国平均より低い状況でした。今後はリサイクル量を増加させ、再生利用率を高める「循環型社会の推進」を重点施策のひとつとします。
- 本市において排出される資源ごみは、紙類が最も多く、次いでプラスチック類となっています。これらのリサイクル量を増加させるためには、ごみ分別を徹底し、資源化に向けた処理の効率化や資源物の品質を高めていくことが求められます。
- 今後は、資源ごみの分別徹底や可燃ごみ処理残渣のリサイクルなどのマテリアルリサイクルを中心に、循環型社会の構築を推進していきます。

■環境学習の推進■

- 事業所ヒアリング調査では、多くの事業所で地域の小中学校を対象に出前授業や自社の見学会が行われていることがわかりました。これは前項「1. 重点施策の意義」で述べた「すでに地域にその活動のシーズ(種)がある」ものであり、「環境学習の推進」を重点施策のひとつとします。
- 地域の事業者による環境学習は、学校サイドからは地域学習(ふるさと学習)として郷土愛の醸成や若者の定着につながるものであり、事業者サイドからは企業が地域で果たすべき役割であるCSR活動・CSV活動として位置づけられます。
- 今後は、出前授業などの環境学習を事業者と地域の小中学校間の単発のものとしてではなく、事業者と行政が連携・協働した江津市の特徴的な仕組みをめざして発展させていきます。

第7章 地域別配慮指針

1. 地域区分

同じ江津市であっても、地域によってその特性や課題は異なります。本章では、地域区分を行い、区分された各地域の概要と環境の課題を明らかにし、それをふまえた施策の方向性を明らかにします。

地域区分は、平成 31（2019）年に策定された「江津市立地適正化計画」及び令和 3（2021）年に策定された「江津市都市計画マスタープラン」に従い、表 7-1-1、図 7-1-1 のように中学校区単位を基本に江津中央、江津西、江津東、桜江の 4 地域に区分します。

表 7-1-1 地域の概要

地域	地区	中学校区
江津中央	渡津、郷田、嘉久志、和木、松平	江津中学校
江津西	都野津、二宮、敬川、波子、有福、跡市	青陵中学校
江津東	浅利、都治、黒松、波積	江東中学校
桜江	谷住郷、川戸、市山、長谷、川越	桜江中学校

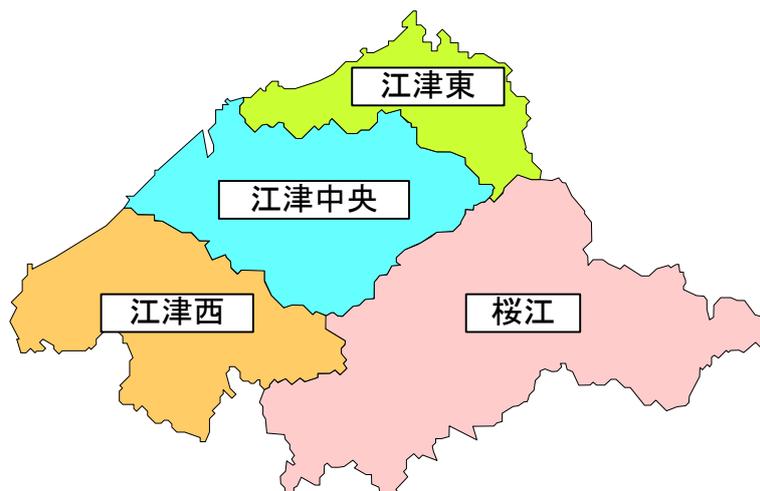


図 7-1-1 地域区分図

2. 江津中央地域

■地域の概要■

- ◆ 江津中央地域は、市の中央部に位置し、中心部はシビックセンターゾーンとして近年整備され、JR 江津駅、市役所、江津市総合市民センター（ミルキーウェイホール）、江津ひと・まちプラザ（パレットごうつ）、済生会江津総合病院などの公共公益施設のほか、ゆめタウン江津などの商業施設が位置する本市の中心市街地です。また江津 IC 近くには江津市地場産業振興センターがあり、江の川河口周辺には工場群が集積しています。
- ◆ 本地域には、運動公園である江津中央公園、椿の里などのレクリエーション施設があります。また、和木には小川庭園があります。
- ◆ 本地域には、ランドマーク※としても市民に親しまれている島の星山（高角山）があり、久保川のクロガネモチが市指定の天然記念物や環境省による「巨樹・巨木」に指定されています。
- ◆ 江津市景観計画では、江の川地区（下流部）、江津本町地区、シビックセンターゾーン地区の3地区を重点地区、江津駅周辺地区を重点候補地区として定め、石州瓦の街並みが残る天領江津本町藁街道は、江津市景観条例に基づく重点地区に指定されており、山辺神社や旧江津郵便局などがあります。



写真 左) 江津市総合市民センター(ミルキーウェイホール) 右) 江津ひと・まちプラザ(パレットごうつ)

※ **ランドマーク**：その土地や景観において目印やシンボルとなる特徴的な建築物や山などの地物。

■環境の課題■

- ◆ 江津本町地区は江津市景観計画で重点地区として位置づけられていますが、市内で最も空家が多い地区となっており、対策が求められます。また、東高浜地区は、老朽住宅や空家が密集しており、空家問題が深刻化しています。
- ◆ 市街地においては、悪臭、騒音、犬や猫の飼育による苦情等の改善が求められています。



写真 左)天領江津本町藁街道にも放置された空家が見られます

■施策の方向性■

【自然環境】

- ◆ 江の川河口等、地域特有の自然的景観・環境の積極的な保全・活用を図ります。(市)

【生活環境】

- ◆ 大気汚染防止法、騒音・振動規制法、悪臭防止法に基づき、大気汚染、騒音・振動、悪臭の発生源への指導に努めます。(市)
- ◆ ごみの野外焼却や野焼きはやめましょう。(市民)
- ◆ 悪臭の原因となるたい肥やペットのし尿等は適切に管理・処理しましょう。(市民)
- ◆ 公共下水道の整備済み区域では、公共下水道への接続を図りましょう。(市民)
- ◆ 大気汚染防止法、騒音・振動規制法、悪臭防止法などを遵守しましょう。(事業者)

【快適環境】

- ◆ 快適な都市空間を維持するため、江津中央公園の長寿命化対策、市民意向を踏まえた施設運営を推進します。(市)
- ◆ 江津本町地区は、赤瓦の歴史的な建造物を保全し、歴史と文化を感じる街なみ景観や文化財周辺の景観の形成を図り、地域の歴史と文化資源、情緒のある風景を守り育てます老朽家屋や空家が多く残る地区においては、建替・不燃化や道路・公園等の基盤整備を総合的に行い、良好な市街地環境の形成を図ります。(市)

- ◆ 江津市景観計画で定められた景観形成基準などを遵守し、建築物等や開発行為の際は必要な届け出を行いましょう。(市民、事業者)
- ◆ 犬や猫は適切に飼育し、野良猫への餌やりはやめましょう。(市民)
- ◆ 地域の清掃や除草、花壇整備などの環境美化活動に積極的に参加しましょう。(市民)
- ◆ 事業所周辺の道路や河川、公園等の清掃や除草、花壇整備活動を行うアダプトプログラムに積極的に取り組みましょう。(事業者)



写真 左)天領江津本町藁街道の街並み 右)旧江津郵便局(国の登録有形文化財)

【地球環境】

- ◆ マイカー通勤の自粛、自転車や公共交通機関の利用に取り組みましょう。(市民)
- ◆ 地球温暖化対策のための国民運動「COOL CHOICE」に積極的に取り組みましょう。(市民・事業者)
- ◆ 太陽光や太陽熱等の再生可能エネルギーの導入を促進しましょう。(市民・事業者)

【環境保全活動】

- ◆ 地域コミュニティによる地域で支えあう仕組みづくりを促進し、地域特性を活かした地域コミュニティ活動への支援を行います。(市)
- ◆ 地域コミュニティ等が行っている環境保全活動等に積極的に参加しましょう。(市民)

3. 江津西地域

■地域の概要■

- ◆ 江津西地域は、市の西部に位置し、古くから窯業の中心地であった都野津地区などには古くからの市街地が形成されているほか、有福地区には古い歴史を持つ有福温泉があります。
- ◆ 波子地区には、しまね海洋館アクアスのある県立石見海浜公園が位置しているほか、波子海岸は市内でも有数の海水浴場です。
- ◆ 本地域は、本明山（権現山）、高野山などの山々に囲まれ、有福八幡宮の照葉樹林、有福福泉寺の照葉樹林が「保護上重要な特定植物群落」に指定されているほか、多鳩神社のナギ及び自然林、上有福のイチョウ、福田八幡宮の森のイチイガシ及び自然林が市指定の天然記念物や環境省による「巨樹・巨木」に指定されるなど、豊かな自然が残っています。



写真 左)多鳩神社とナギ及び自然林 右)上有福のイチョウ

- ◆ 地域を流れる水尻川、敬川は貴重な水辺空間を形成しており、市民による桜の植樹やホタルの保護活動が進められています。
- ◆ 都野津・敬川・波子・有福温泉地区等の古くからの市街地には石州瓦の美しい街並みが形成されており、江津市景観計画では、有福温泉地区を重点候補地区として定めています。
- ◆ 自然災害や観光客の減少で旅館の廃業が相次ぎ賑わいが失われていた有福温泉では、近年、旅館の

再整備やレストランなどの新規開店などにより、地域再生や地域おこしの機運が盛り上がっています。



写真 左)しまね海洋館アクアス 右)有福温泉では新たなレストランなども見られます

■環境の課題■

- ◆ 都野津地区や波子地区などの古くからの市街地は、狭い道路や空家が多く、防災や快適環境の点から大きな課題となっています。
- ◆ 古くからの市街地の石州瓦景観を保全することが必要です。
- ◆ 国道9号沿道など幹線道路は沿道商業施設が立地し、新しい商業地の景観が形成されていますが、屋外広告物が増加する傾向があり、適切なルールづくりが必要です。
- ◆ 有福温泉地区は江津市景観計画で重点候補地区として位置づけられ、重点地区への移行が望まれており、情緒ある街並みを保全し、石州瓦や石見焼などの地域資源を活かした景観整備を図っていく必要があります。



写真 左)昔ながらの狭い小路(都野津) 右)有福温泉の街並み

■施策の方向性■**【自然環境】**

- ◆ オオキンケイギクなどの特定外来生物を見つけた場合には、速やかに適切な方法で駆除しましょう。(市民)
- ◆ アクアス、波子海水浴場、水尻川、敬川の桜並木などの自然環境に触れあえる機会を積極的に活用しましょう。(市民)

【生活環境】

- ◆ 大気汚染防止法、騒音・振動規制法、悪臭防止法に基づき、大気汚染、騒音・振動、悪臭の発生源への指導に努めます。(市)
- ◆ 公共下水道の整備済み区域では、公共下水道への接続を図りましょう。(市民)
- ◆ 大気汚染防止法、騒音・振動規制法、悪臭防止法などを遵守しましょう。(事業者)

【快適環境】

- ◆ 江津市景観計画で重点候補地域に指定されている有福温泉地区は、温泉地としての再生を図りながら、沿道家屋等の景観保全を推進します。また、都野津、敬川、波子等の情緒ある石州瓦の街並みの景観を保全します。(市)
- ◆ 都野津・波子地区の既成市街地や集落内における空家・空地の対策を推進します。(市)
- ◆ 地域の清掃や除草、花壇整備などの環境美化活動に積極的に参加しましょう。(市民)
- ◆ 事業所周辺の道路や河川、公園等の清掃や除草、花壇整備活動を行うアダプトプログラムに積極的に取り組みましょう。(事業者)
- ◆ 屋外広告物は色や大きさに配慮し、周辺の景観を阻害しないようにしましょう。(事業者)

【地球環境】

- ◆ マイカー通勤の自粛、自転車や公共交通機関の利用に取り組みましょう。(市民)
- ◆ 地球温暖化対策のための国民運動「COOL CHOICE」に積極的に取り組みましょう。(市民・事業者)
- ◆ 太陽光や太陽熱等の再生可能エネルギーの導入を促進しましょう。(市民・事業者)

【環境保全活動】

- ◆ 水尻川、敬川で行われている市民による桜の植樹やホタルの保護活動に参加しましょう。(市民)
- ◆ 地域コミュニティによる地域で支えあう仕組みづくりを促進し、地域特性を活かした地域コミュニティ活動への支援を行います。(市)
- ◆ 地域コミュニティ等が行っている環境保全活動等に積極的に参加しましょう。(市民)



写真 左)整備された有福温泉広場 右)波子赤瓦街並み

えころむ ecolumn

北海道にも石見焼が

石見焼といえば、江津を中心に中国地方で使われていたものと思っていたら、なんと、北海道でも広く使われていたそうです（出典：阿部志朗「日本海沿岸地域における「石見焼」の分布とその特色」（人文地理学会大会））。

江戸時代から明治にかけて、石見焼は北前船で日本海を運ばれ、港のあった日本海沿いの各地、そして北海道では港のあった松前、江差、函館、小樽などから陸揚げされ、道内各地に運ばれたそうです。運ばれたものは「はんど」

（水瓶）や石州瓦で、北海道では今でも石州瓦の建物が見られるそうです。

北前船の港は、大田市の温泉津や浜田市の外浦が有名ですが、石見焼は波子から北前船に積み込まれました。当時、波子の仲買人は100隻以上の北前船を所有していたといわれており、波子の街はさぞかしにぎやかだったでしょうね。



写真：江津市地場産業振興センター

4. 江津東地域

■地域の概要■

- ◆ 江津東地域は、市の東部に位置し、JR 浅利駅周辺に市街地が集積しているほか、江津工業団地が隣接しています。国道 9 号沿いには道の駅サンピコごうつがあり、浅利地区と後地地区には山陰自動車道の IC の整備が予定されています。波積地区では波積ダムが建設中です。
- ◆ 本地域には、総合公園でオートキャンプ場などの施設を持つ菰沢公園、近隣公園である浅利公園などのレクリエーション施設があります。また、浅利海岸と黒松海岸には海水浴場があります。
- ◆ 本地域は、浅利黒松海岸砂丘植生が「保護上重要な特定植物群落」に指定されているほか、岩瀧寺の自然林、高倉山八幡宮の境内林、福城寺のスギ・カヤが市指定の天然記念物や環境省による「巨樹・巨木」に指定されるなど、豊かな自然が残っています。
- ◆ 都治川は貴重な水辺空間で、上流には岩瀧寺の滝があります。また、沿川は豊かな農村景観を形成しています。
- ◆ 市街地の背景となる浅利富士（室神山）は、柿本人麻呂が詠んだ「屋上の山」といわれています。浅利海岸の風力発電施設とあわせ、本地域の有力なランドマークになっています。
- ◆ 黒松、尾浜、浅利、中都治、上都治、波積本郷は、歴史や風土によって築かれ育まれてきた石州瓦の街並み景観が残っています。



写真 左)岩瀧寺の滝 右)道の駅サンピコごうつ

■環境の課題■

- ◆ 国道9号バイパス、山陰自動車道のIC（計画）などの交通網をはじめ、江津工業団地や波積ダムなど今後も開発が集中するため、様々な環境に配慮した開発が求められます。
- ◆ 浅利・黒松地区の既成市街地では、空家・空地が多数みられます。また、市街地周辺には中小の工場・倉庫等が点在しています。
- ◆ 本地域には浅利と黒松という本市を代表する砂浜海岸を有するため、海水浴場にふさわしい快適な環境とともに、自然度の高い海浜植生を保全していく必要があります。



写真 左)浅利地区の狭あい道路 右)浅利海岸

■施策の方向性■

【自然環境】

- ◆ 浅利・黒松の海浜環境、都治川の水辺環境や沿川の田園環境及び上流部の自然環境の保全を図ります。(市)
- ◆ 道の駅サンピコごうつ内の農林水産物直売所を拠点に地産地消を推進するとともに、ここでの物販をきっかけに6次産業化を推進します。(市)
- ◆ 菰沢公園、浅利海岸と黒松海岸の海水浴場など身近に自然と触れ合える場を積極的に活用しましょう。(市民)

【生活環境】

- ◆ 単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換を推進しましょう (市民)
- ◆ 大気汚染防止法、騒音・振動規制法、悪臭防止法に基づき、大気汚染、騒音・振動、悪臭の発生源への指導に努めます。(市)
- ◆ 大気汚染防止法、騒音・振動規制法、悪臭防止法などを遵守しましょう。(事業者)

【快適環境】

- ◆ 地域のシンボルである浅利富士（室神山）の山並み景観を保全します。(市)

- ◆ 江津工業団地では工場緑化に努め、うるおいのある快適な環境の創出を図りましょう。(事業者)
- ◆ 地域の清掃や除草、花壇整備などの環境美化活動に積極的に参加しましょう。(市民)
- ◆ 事業所周辺の道路や河川、公園等の清掃や除草、花壇整備活動を行うアダプトプログラムに積極的に取り組みましょう。(事業者)

【地球環境】

- ◆ 地球温暖化対策のための国民運動「COOL CHOICE」に積極的に取り組みましょう。(市民・事業者)
- ◆ 太陽光や太陽熱等の再生可能エネルギーの導入を促進しましょう。(市民・事業者)



写真 左)浅利富士(室神山) 右)黒松の石州瓦の街並み景観

【環境保全活動】

- ◆ 浅利・黒松の海水浴場の環境美化に努めていく必要があります。(市)
- ◆ 地域コミュニティによる地域で支えあう仕組みづくりを促進し、地域特性を活かした地域コミュニティ活動への支援を行います。(市)
- ◆ 地域コミュニティ等が行っている環境保全活動等に積極的に参加しましょう。(市民)

5. 桜江地域

■地域の概要■

- ◆ 桜江地域は、市の南部に位置し、市街地が集積する旧川戸駅周辺に都市計画区域が設定され、商業用地及び公益施設用地が広がっています。
- ◆ 地域を貫流する江の川は地域の大きなシンボルです。江津市景観計画では、川戸地区の江の川を江の川地区（中流部）として重点地区に指定しています。しかしながら近年、沿川では豪雨災害が頻発しています。
- ◆ 本地域には、県立自然公園に指定された観音滝と千丈溪があるほか、温泉リゾート風の国、今井美術館などの観光施設があります。また、甘南備寺などの社寺や国指定重要無形民俗文化財の大元神楽があります。
- ◆ 本地域は、甘南備寺山などの山々に囲まれ、今田水神の大ケヤキが県指定の天然記念物、大亀山椎の森、八戸大元神社のムクの木、市山八幡宮後背の椎・樅林、牛尾家のムクの木、大倉のムクの木が市指定の天然記念物に指定されるなど、豊かな自然が残っています。
- ◆ 川戸、谷住郷、小田、市山、渡田、渡、鹿賀は、歴史や風土によって築かれ育まれてきた石州瓦の街並み景観が残っています。



写真 左)温泉リゾート風の国 右)今井美術館

■環境の課題■

- ◆ 生活利便施設が集積する旧川戸駅周辺は、公共交通の拠点として、また桜江エリアの中心拠点とし

ての役割とともに、環境と共生したゆとりある住環境の整備が求められています。

- ◆ 近年、本地域では江の川沿いや川戸地区における八戸川との合流点付近で豪雨災害が相次ぎ、河川改修や住宅移転等の対策が進められていますが、未整備の区間が多く残されています。



写真 左)旧川戸駅 右)江の川

■ 施策の方向性 ■

【自然環境】

- ◆ 観音滝や千丈溪、江の川などの自然を保全し、その活用を図ります。(市)
- ◆ 江の川や八戸川の整備改修にあたっては、生物多様性や親水性、景観に配慮した整備を図ります。(市)
- ◆ 甘南備寺や大元神楽などの歴史資源を保全し、温泉リゾート風の国や今井美術館などの観光施設など多彩で豊かな地域資源とともに、その活用を図ります。(市)



写真 左)甘南備寺 右)大元神楽伝承館

- ◆ 江の川の天然アユ資源回復のため、稚魚及び親魚の放流や産卵場の整備等について関係機関と協力して推進します。(市)
- ◆ 地域ぐるみで取り組む有機の郷づくりや有機農業実践者への規模拡大を支援し、有機農業の新規参入を図るなど、有機農業を推進します。(市)
- ◆ 観音滝や千丈溪、江の川などの身近に自然とふれあえる場を積極的に活用しましょう。(市民)

【生活環境】

- ◆ 農業集落排水の整備済み区域では、農業集落排水への接続を図りましょう。(市民)
- ◆ 農業従事者は、農薬や肥料の適量使用と流出防止に努めましょう。(事業者)

【快適環境】

- ◆ 川戸、谷住郷、小田、市山、渡田、渡、鹿賀の情緒ある石州瓦の街並みの景観を保全します。(市)
- ◆ 農村環境の保全組織への支援を行います。(市)
- ◆ 地域の清掃や除草、花壇整備などの環境美化活動に積極的に参加しましょう。(市民)
- ◆ 事業所周辺の道路や河川、公園等の清掃や除草、花壇整備活動を行うアダプトプログラムに積極的に取り組みましょう。(事業者)

【地球環境】

- ◆ 地球温暖化対策のための国民運動「COOL CHOICE」に積極的に取り組みましょう。(市民・事業者)
- ◆ 太陽光や太陽熱等の再生可能エネルギーの導入を促進しましょう。(市民・事業者)

【環境保全活動】

- ◆ 川戸周辺の桜並木の維持管理など、地域住民と連携した水辺の清掃活動や花の植栽運動を推進します。(市)
- ◆ 地域コミュニティによる地域で支えあう仕組みづくりを促進し、地域特性を活かした地域コミュニティ活動への支援を行います。(市)
- ◆ 地域コミュニティ等が行っている環境保全活動等に積極的に参加しましょう。(市民)

第8章 推進体制と進行管理

1. 推進体制

本計画を推進するための、市民・事業者・市の各主体で構成される市全体の組織体制は、江津市環境審議会が中心的な役割を担います。

江津市環境審議会は、計画の進捗状況をまとめた年次報告書により計画の総合的な推進について点検・評価を行ない、それに基づいた施策見直しなどの提言を行います。

本計画を推進するための組織体制は次の図のとおりです。

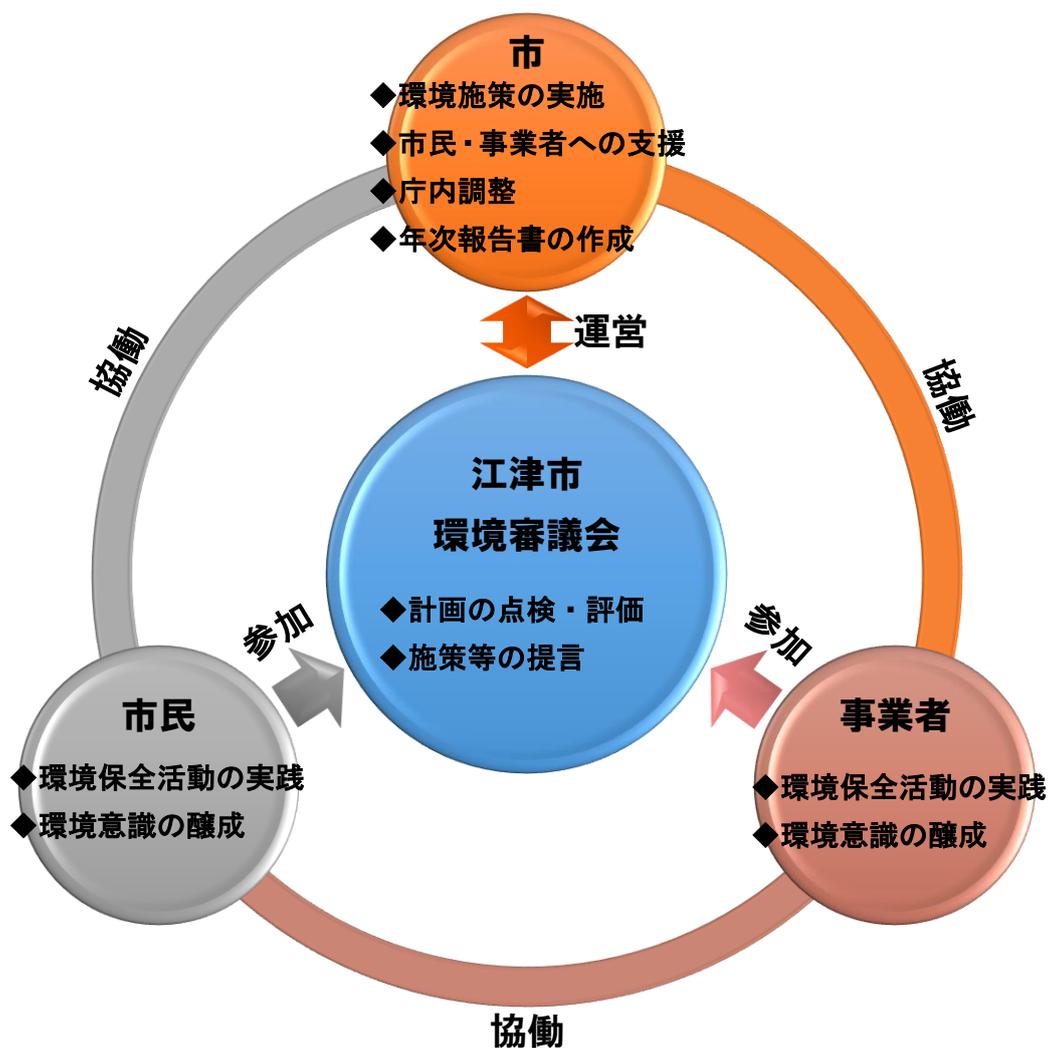


図 8-1-1 推進体制

【関係機関との協力体制】

なお、江の川及び沿川の河川整備・災害対策では国と、自然環境・生活環境分野では島根県と、廃棄物処理では浜田地区広域行政組合を通じて浜田市など、関係する行政機関と連携して施策・取組を推進していきます。

2. 進行管理

進行管理は、次のような PDCA サイクルによって進めます。

■計画(Plan)■

本計画書に定めた将来像や基本目標実現するための市の施策や市民・事業者の行動指針です。

■実行(Do)■

本計画書に基づき市民・事業者・市で施策、行動指針を確実に実行していきます。

■点検・評価(Check)■

本計画書の施策や目標数値などの進捗状況を点検・評価するために、毎年、年次報告書を発行・公表し、環境審議会に意見を伺います。

■見直し(Action)■

年次報告書による環境審議会での意見に基づき、改善点があれば、その原因を検証して見直し、計画に反映させていきます。

このような進行管理を行うことにより、PDCA サイクル（P：Plan 計画、D：Do 実行、C：Check 評価、A：Action 見直し）を展開することができます。

また、PDCA サイクルにより、P から一周して再び P に戻って新たな P を計画する時、その P は以前の P と比べて向上しています。これを「スパイラル・アップ」といい、PDCA サイクルを回すことにより、施策や取組は継続的に改善されていきます。



図 8-2-1 PDCA サイクル

資料編

1. アンケート調査結果

1. 市民アンケート調査

■調査概要■

市民アンケート調査は、本市の環境に対する市民の意識を把握するために、市民 1,000 人に対して行いました。調査概要は、以下のとおりです。

調査期間：令和 4（2022）年 6 月 14 日（発送）～6 月 30 日（返信締切）

調査対象：住民基本台帳より 20 歳以上 70 歳未満の市民を無作為抽出

調査方法：調査票を郵便にて送付・返信

配布数：1,000 部

回収数：365 部

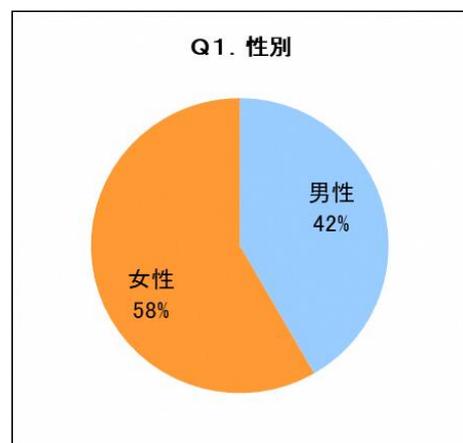
回収率：36.5%

■調査結果のまとめ■

【対象者の属性】

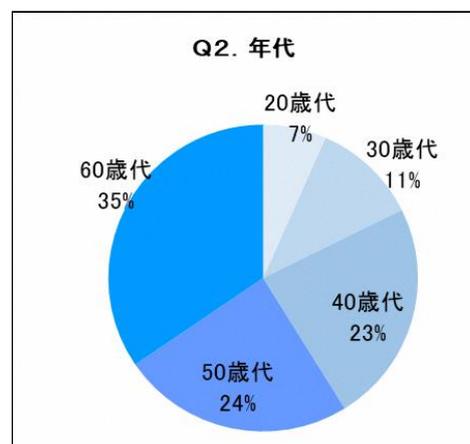
(1) 性別

性別は、男性が42%、女性が58%となっています。



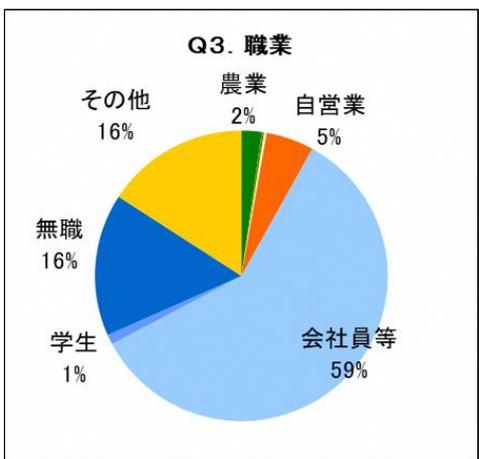
(2) 年代

- 年代は、60歳代が35%と最も多く、次いで50歳代が24%、40歳代が23%となっています。



(3) 職業

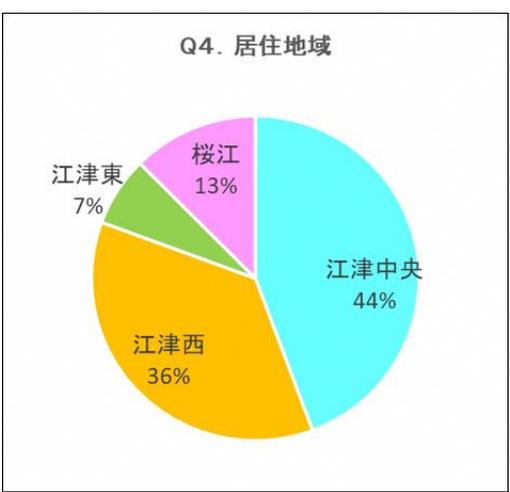
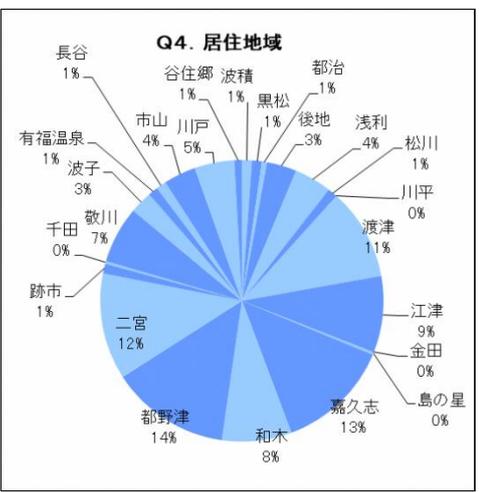
- 職業は、会社員等で59%と6割を占めています。



(4) 居住地域

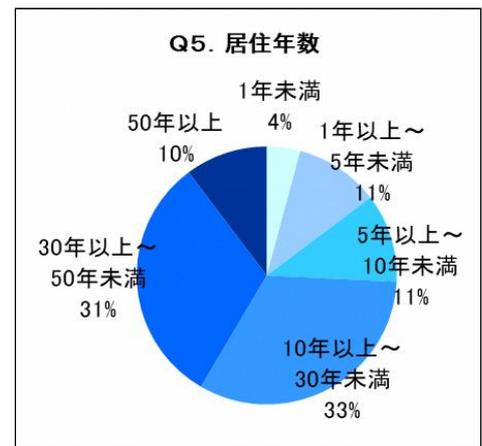
- 居住地域は、都野津、嘉久志、二宮、渡津の順に多く、この4地域で50%を占めます。
- 中学校区に従って下表のように地域区分すると、江津中央地域が44%、江津西地域が36%を占めます。

地域	地区	中学校区
江津中央	渡津、郷田、嘉久志、和木、松平	江津中学校
江津西	都野津、二宮、敬川、波子、有福、跡市	青陵中学校
江津東	浅利、都治、黒松、波積	江東中学校
桜江	谷住郷、川戸、市山、長谷、川越	桜江中学校



(5) 居住年数

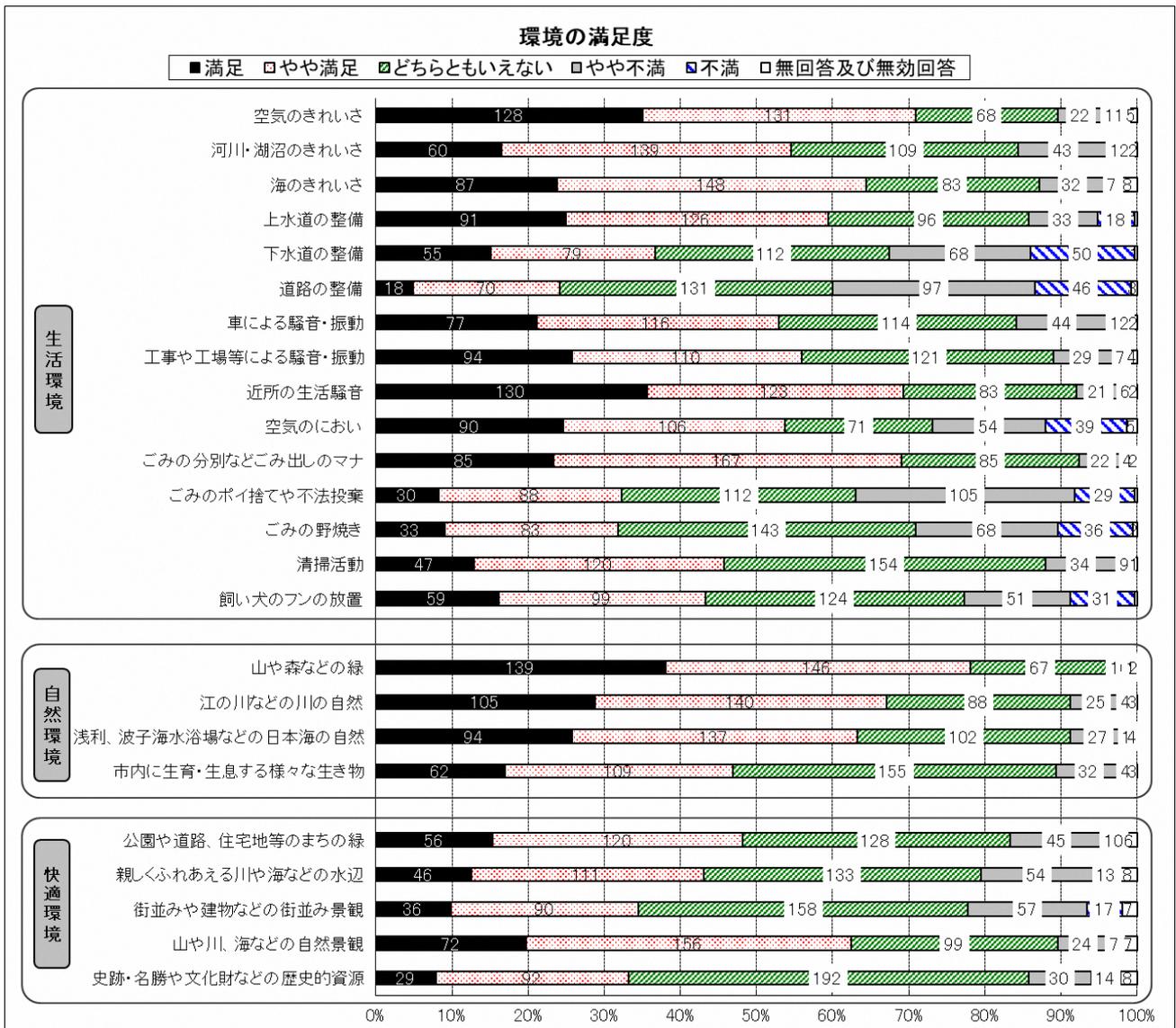
- 居住年数は、10年以上～30年未満が33%と最も多く、次いで30年以上～50年未満が31%で、この2つで64%を占めています。



【集計・解析】

前計画（平成24年）での市民アンケート結果との比較は、アンケートの設問内容も異なり、一概に比較はできませんが、傾向が比較できる項目については、＜前計画との比較＞としてその比較を行ないました。

【環境の満足度】



質問1. 生活環境の満足度について

- 「満足」と「やや満足」の割合が最も多い項目は「空気のきれいさ」で、次いで「ごみの分別などのごみ出しのマナー」「海のきれいさ」の順でした。
- 逆に、「不満」と「やや不満」の割合が最も多い項目は「道路の整備」「ごみのポイ捨てや不法投棄」で、次いで「下水道の整備」「ごみの野焼き」の順でした。特に、「道路の整備」「ごみのポイ捨てや不法投棄」は、「不満」と「やや不満」の割合が「満足」と「やや満足」の割合を上回っており、満足度が低いことがうかがえます。

<前計画との比較>

- 前計画で評価が高かったのは「空気のきれいさ」「近所の生活騒音」などで、逆に評価が低かったのは「ポイ捨て、飼い犬のフンの放置」「道路の整備」などでした。
- 「空気のきれいさ」は前計画と変わらず評価されています。前計画でも評価が低かった「道路の整備」「ごみのポイ捨て」は改善されていないことがわかります。

質問2. 自然環境の満足度について

- 各項目とも「満足」と「やや満足」の割合が多く、総じて高い評価になっています。
- 中でも「山や森などの緑」は「満足」と「やや満足」の割合が最も多く、かつ「満足」の割合が最も多くなっています。

<前計画との比較>

- 前計画で最も評価が高かったのは「野山や森林、田畑などの緑の豊かさ」で、今回と同じ結果になっています
- 自然環境については、前計画も今回調査も同様の高い評価を受けています。

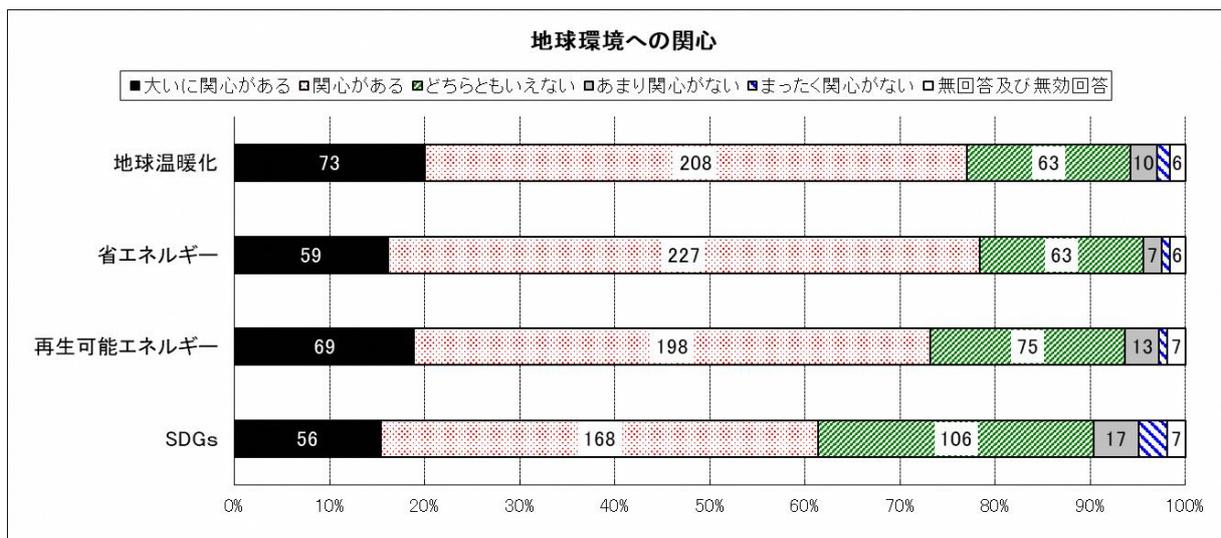
質問3. 快適環境の満足度について

- 「満足」と「やや満足」の割合が最も多い項目は「山や川、海などの自然景観」で、次いで「公園や道路、住宅地等のまちなみの緑化」の順でした。

<前計画との比較>

- 前計画で評価が高かったのは「きれいに清掃された空間（公園や広場）」「都市の緑化（街路樹や公園の緑など）」で、逆に評価が低かったのは「水と親しめる水辺の整備」「まちなみ景観の美しさ」「文化財や遺跡など歴史的遺産の豊富さ」などでした。
- 前計画と同様、都市の緑化は市民の満足度が高いことがわかります。

質問4. 地球環境への関心について

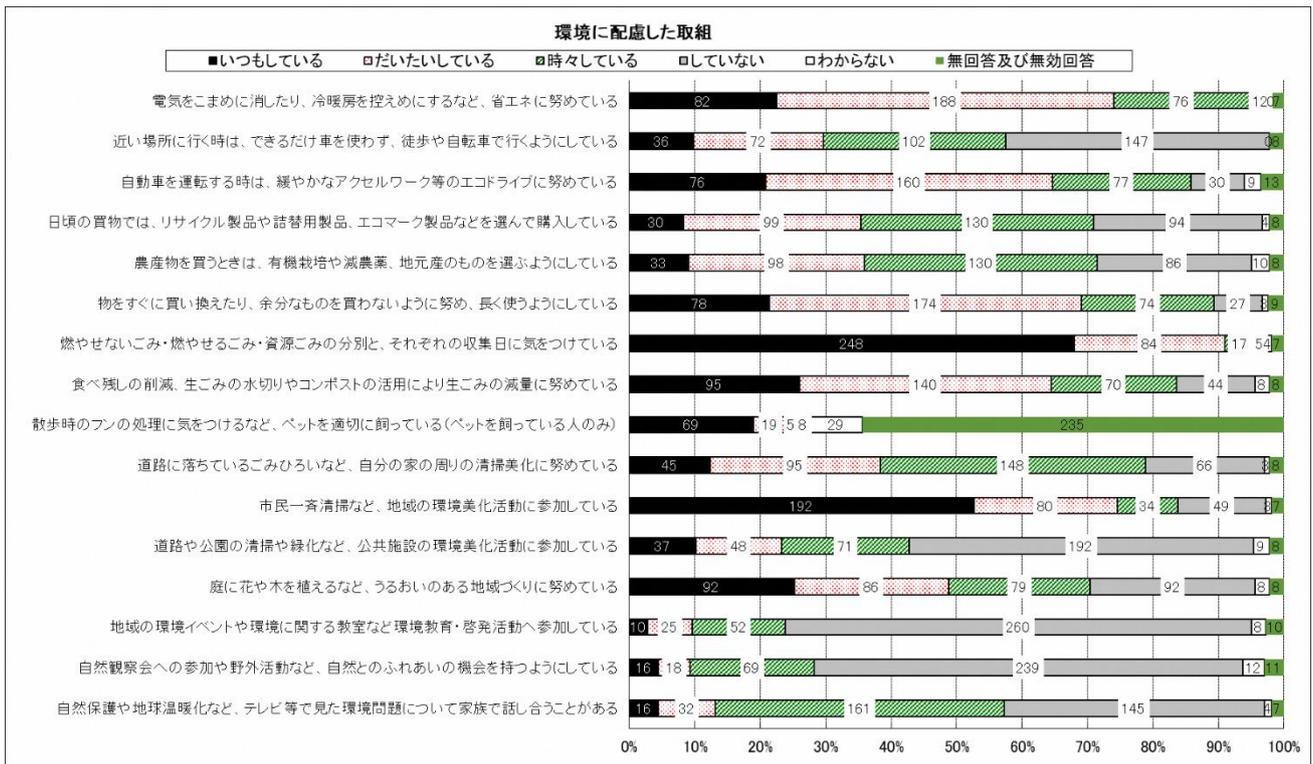


- 地球環境問題については、いずれの項目についても関心が高く、「SDGs」は相対的に低くなっています。「SDGs」を除くと「大いに関心がある」と「関心がある」を合わせると60%前後となっています。

<前計画との比較>

- 前計画では地球環境問題全般について尋ねましたが、最も関心が高かったのは「地球温暖化」でした。この傾向は今回調査でも同様でした。

質問5. 環境に配慮した取り組みについて

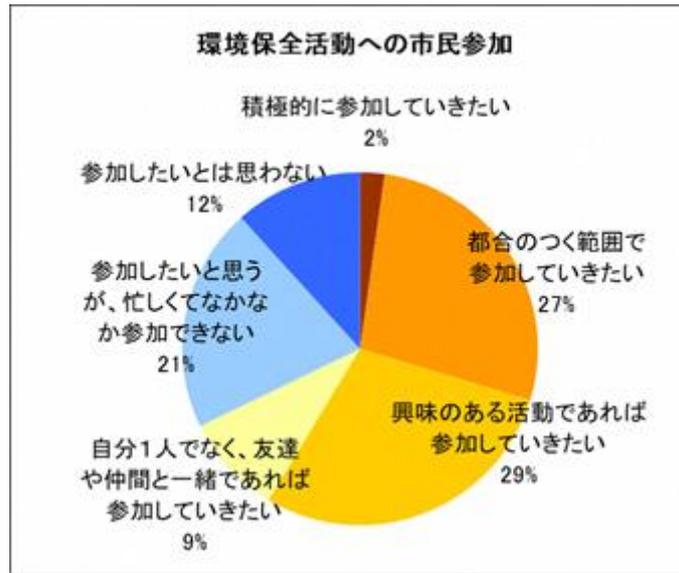


- 「いつもしている」の割合が最も多い項目は「燃やせないごみ・燃やせるごみ・資源ごみの分別と、それぞれの収集日に気をつけている」が68%、次いで「市民一斉清掃など、地域の環境美化活動に参加している」が53%とこの2つが突出しており、廃棄物処理については市民の取り組みの意識が高いといえます。
- 逆に、「していない」の割合が最も多い項目は「地域の環境イベントや環境に関する教室など環境教育・啓発活動へ参加している」が71%、次いで「自然観察会への参加や野外活動など、自然とのふれあいの機会を持つようにしている」が65%とこの2つが突出しており、環境保全活動への参加の意欲が低いことがうかがえます。

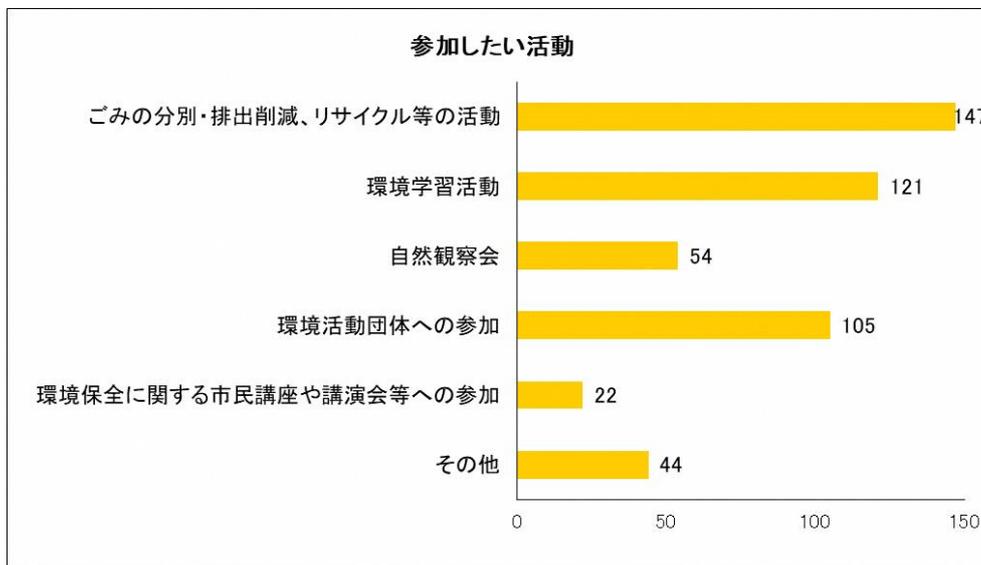
<前計画との比較>

- 前計画で「常に実施している」の割合が多い項目は、「吸い殻や空き缶などのポイ捨てはしない」「ごみをきちんと分別して出している」などの廃棄物処理に関する取組でした。
- 逆に、「実施する気はない」の割合が多い項目は、「マイカー利用をできるだけ自粛し、公共交通機関を利用している」「太陽光発電などのクリーンエネルギーを利用している」などの地球温暖化地策に関する取組でした。
- 廃棄物処理に関する取り組みが積極的に行なわれていることは今回調査も前計画と同様でしたが、環境保全活動への参加の意欲は全計画と比較して低下しているといえます。

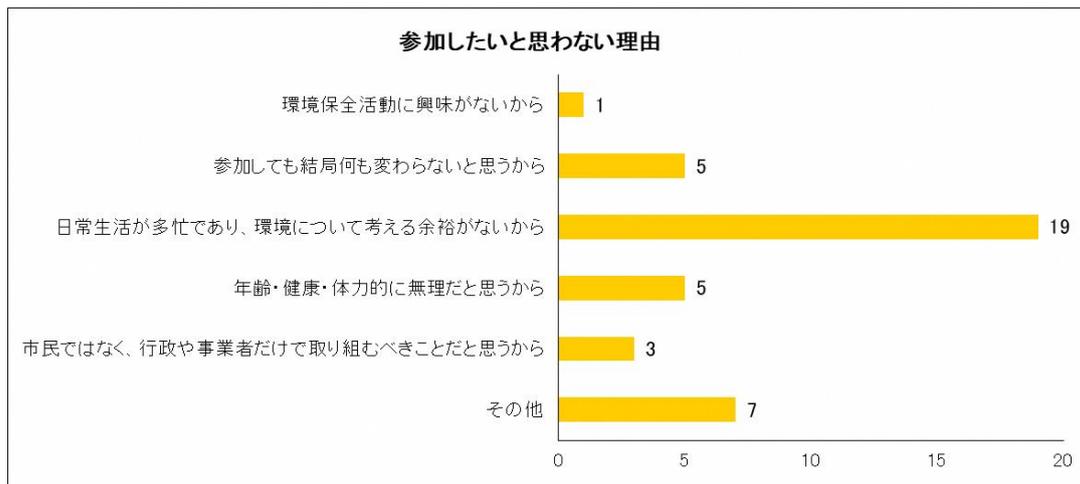
質問6. 環境保全活動への市民参加について



- 環境保全活動への市民参加について、割合の多い項目は「興味のある活動であれば参加していきたい」が29%で最も多く、次いで「都合のつく範囲で参加していきたい」27%でした。一方で、「参加したいとは思わない」は12%にとどまっており、機会があれば参加する余地は大いにあるといえます。



- 参加したい活動として回答数が最も多いのは、「ごみの分別・排出削減、リサイクル等の活動」で、次いで「環境学習活動」「環境活動団体への参加」となっています。

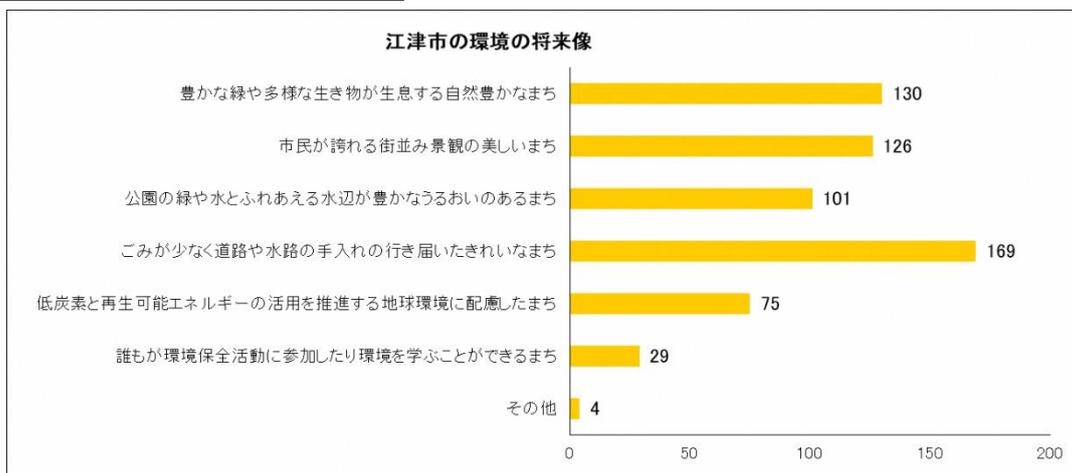


- また、参加しない理由として回答数が最も多いのは、「日常生活が多忙であり、環境について考える余裕がないから」が突出しています。

<前計画との比較>

- 前計画では、環境保全活動の市民参加について割合の多い項目は「都合のつく範囲で参加していきたい」が43%でしたが、今回はその割合が27%と大きく減少しました。これは、市民が「都合のつく範囲で参加していきたい」から「興味のある活動であれば参加していきたい」と環境活動についても目的や意義を求めて参加を考える人が増えていると考えられます。
- 参加しない理由は、前計画は「年齢・健康・体力的に無理だと思うから」が最も多かったのですが、今回は「日常生活が多忙であり、環境について考える余裕がないから」に変化しています。

質問7. 江津市の環境の将来像について



- 市民が考える江津市の環境の将来像について、最も多かったのは「ごみが少なく道路や水路の手入れの行き届いたきれいなまち」で、次いで「豊かな緑や多様な生き物が生息する自然豊かなまち」「市民が誇れる街並み景観の美しいまち」でした。
- 「誰もが環境保全活動に参加したり環境を学ぶことができるまち」や「低炭素と再生可能エネルギーの活用を推進する地球環境に配慮したまち」をあげる人は相対的に少数でした。
- 市民は、身近な生活環境を大切にしたいという意識が最も高く、豊かな自然環境や美しいまちを望ん

でいることがわかります。

<前計画との比較>

- 前計画では、「空気や川の水がきれいで公害のないまち」が突出していました。市民が考える本市の環境の将来像は、公害という生活環境に係る具体的な負荷から、自然やまちの美しさという快適環境にシフトしているといえます。

■自由記述■

- 自由記述で書かれた内容を分野別の項目毎に整理し、細目毎の件数とその主な意見の主旨をとりまとめると、以下のようになります。

意見の内容	件数
1. 自然環境	
特定外来生物の対策	2
自然環境や自然景観の保全	1
森林整備・保全	2
鳥獣害対策	2
自然とのふれあいの場の確保・整備	2
2. 生活環境	
水質汚濁、騒音、振動、悪臭などの公害防止	12
ごみ出し、分別の要望・改善点	9
ごみのポイ捨てや不法投棄、野焼きなどに対する指導、海岸ごみなど	15
犬猫等のふん尿被害など	3
3. 快適環境	
空き家対策・空き地の管理（草刈り等）、環境美化など	4
道路・河川等の環境整備（草刈り、枝打ち等）、河川氾濫対策	14
公園・緑地等の環境整備	7
上下水道整備、料金改定等	7
公共施設の効率的な整備	7
災害対策	5
4. 環境保全活動	
清掃活動・環境美化活動の支援	5
環境保全活動や担い手育成への支援	6
環境教育・環境学習の推進	3
5. その他	
市役所に対する要望	5
その他（環境全般・その他）	13
その他（アンケートについて）	4

2. 事業者アンケート調査

■調査概要■

事業者アンケート調査は、本市の環境に対する事業者の意識を把握するために、市内に事業所を持つ200事業者に対して行いました。調査概要は、以下のとおりです。

調査期間：令和4（2022）年6月14日（発送）～6月30日（返信締切）

調査対象：江津商工会議所及び桜江町商工会の会員名簿より、まず規模の大きい事業所を半数に当たる100事業所程度抽出し、残りの半数は産業分類の偏りがないうよう抽出

調査方法：調査票を郵便にて送付・返信

配布数：200部

回収数：96部

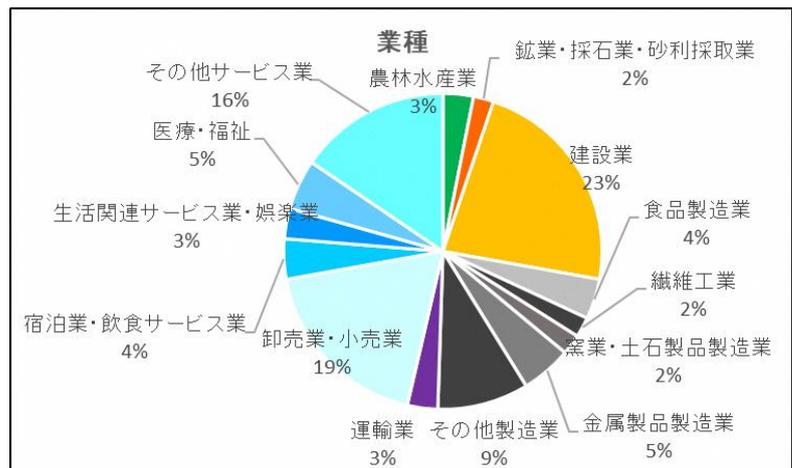
回収率：48.0%

■調査結果のまとめ■

【対象者の属性】

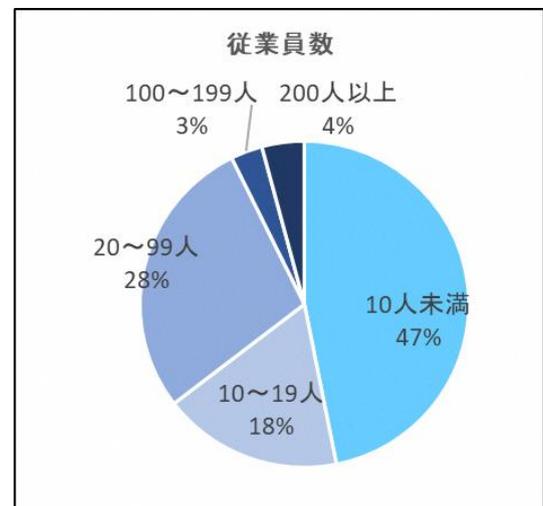
(1) 業種

業種は「サービス業」が47%を占め最も多く、次いで「建設業」が23%、「製造業」が22%となっています。



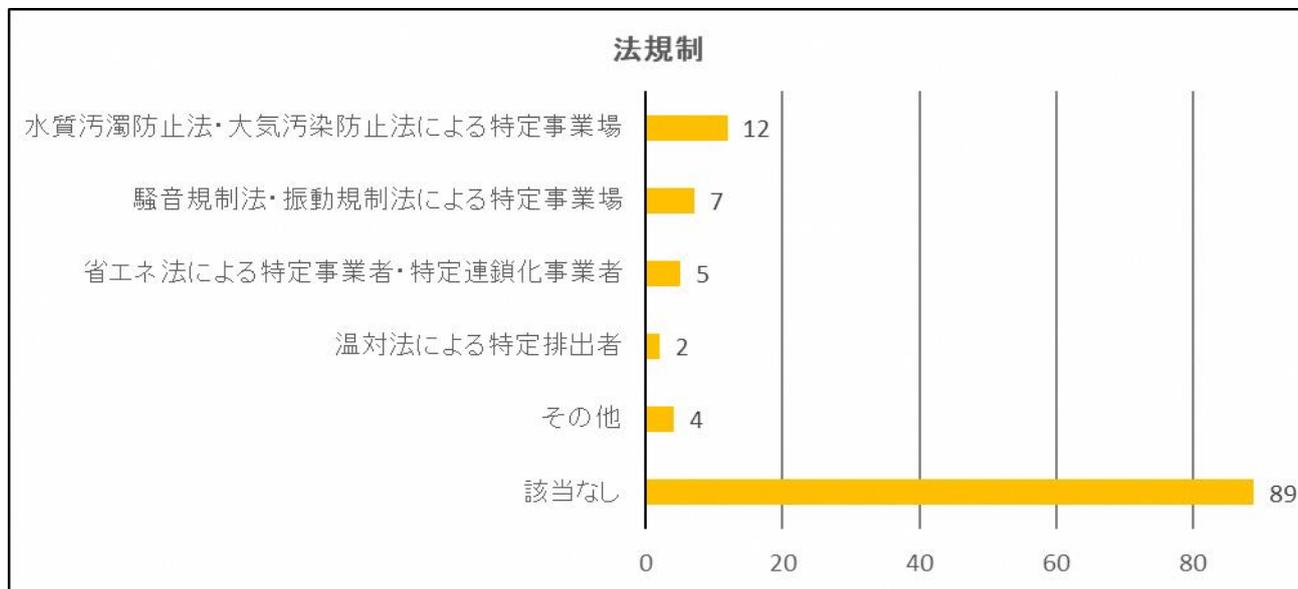
(2) 従業員数

従業員数は、10人未満が47%と最も多く、100人以下が93%を占めています。



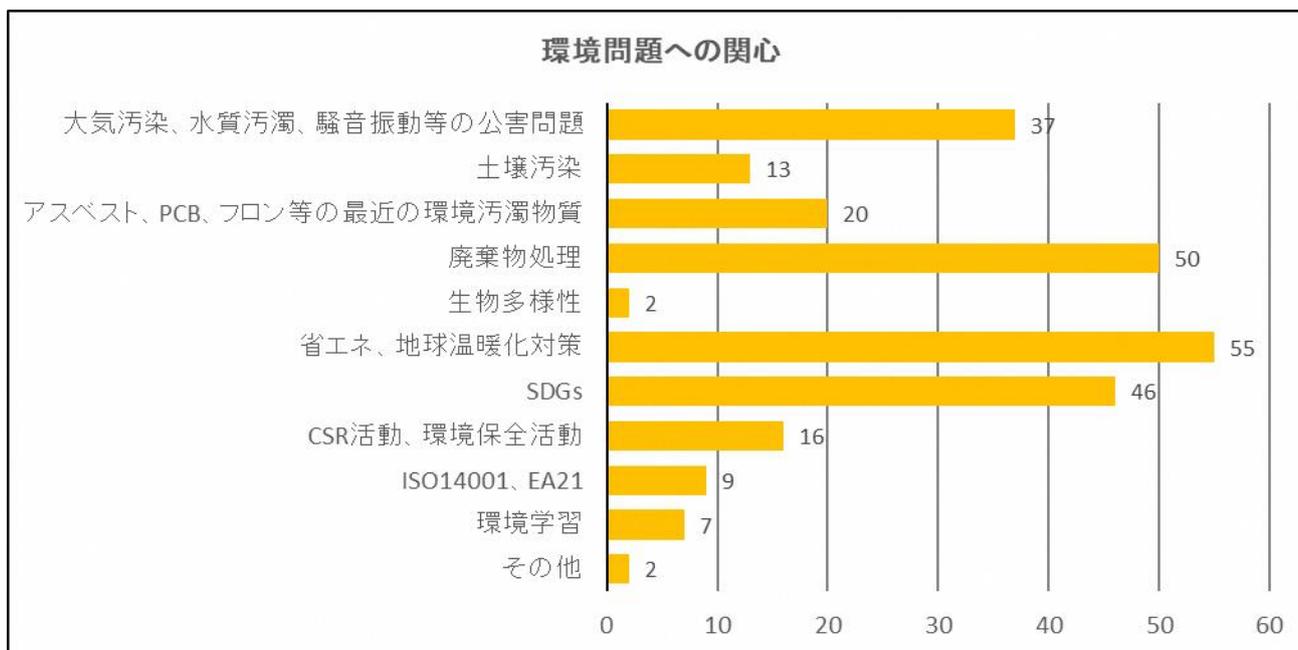
(3) 法規制

法規制は、「該当なし」が 89 件で、回答した 96 事業所の 93%を占めています。該当する法規制は「水質汚濁防止法・大気汚染防止法による特定事業場」が 12 件と最も多くなっています。



(4) 環境問題への関心

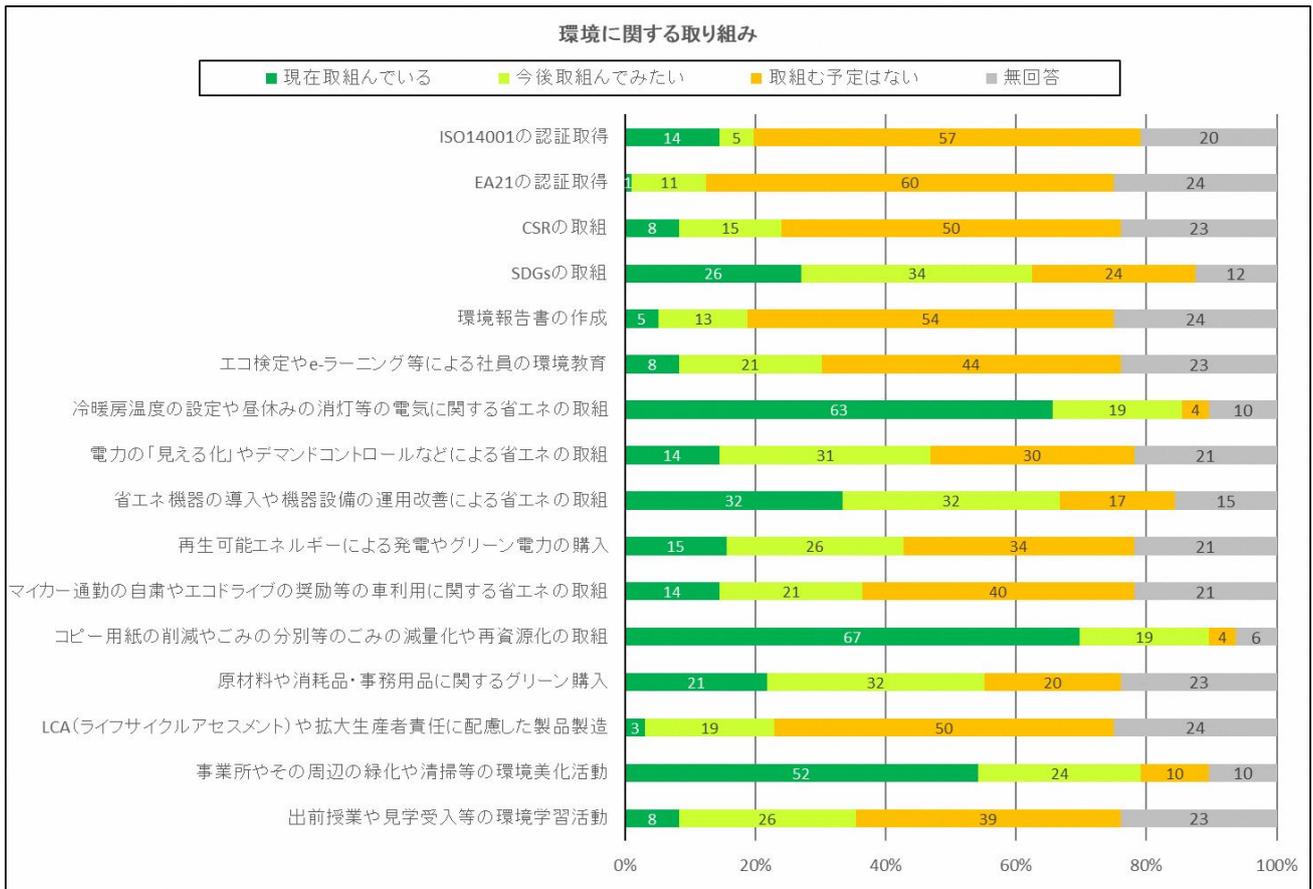
環境問題への関心は、「省エネ、地球温暖化対策」が 55 件と最も多く、次いで「廃棄物処理」50 件、「SDGs」46 件、「大気汚染、水質汚濁、騒音振動等の公害問題」37 件で、この 4 項目の回答が突出しています。



【設問】

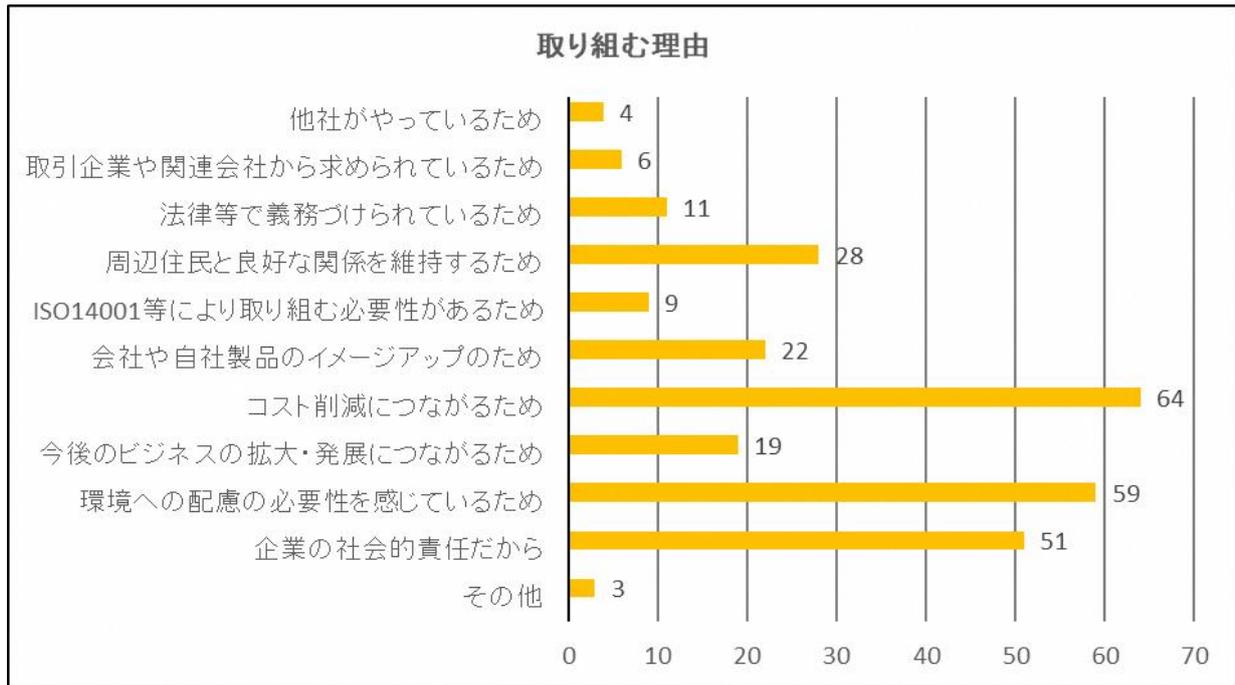
質問1. 環境問題に関する取組

- 「現在取組んでいる」の割合が多かったのが、手軽にできる省エネ、ごみ減量化・再資源化、環境美化活動などの身近な取組でした。
- 「今後取組んでみたい」の割合が多かったのが、SDGsの取組、省エネ機器の導入・機器設備の運用改善や電力のピークカット・ピークシフトによる省エネ、グリーン購入でした。
- 「取組む予定はない」の割合が多かったのが、各種マネジメントシステムの認証取得、環境報告書の作成やCSR活動などのソフトな取組、LCAや拡大生産者責任に配慮した製品製造でした。



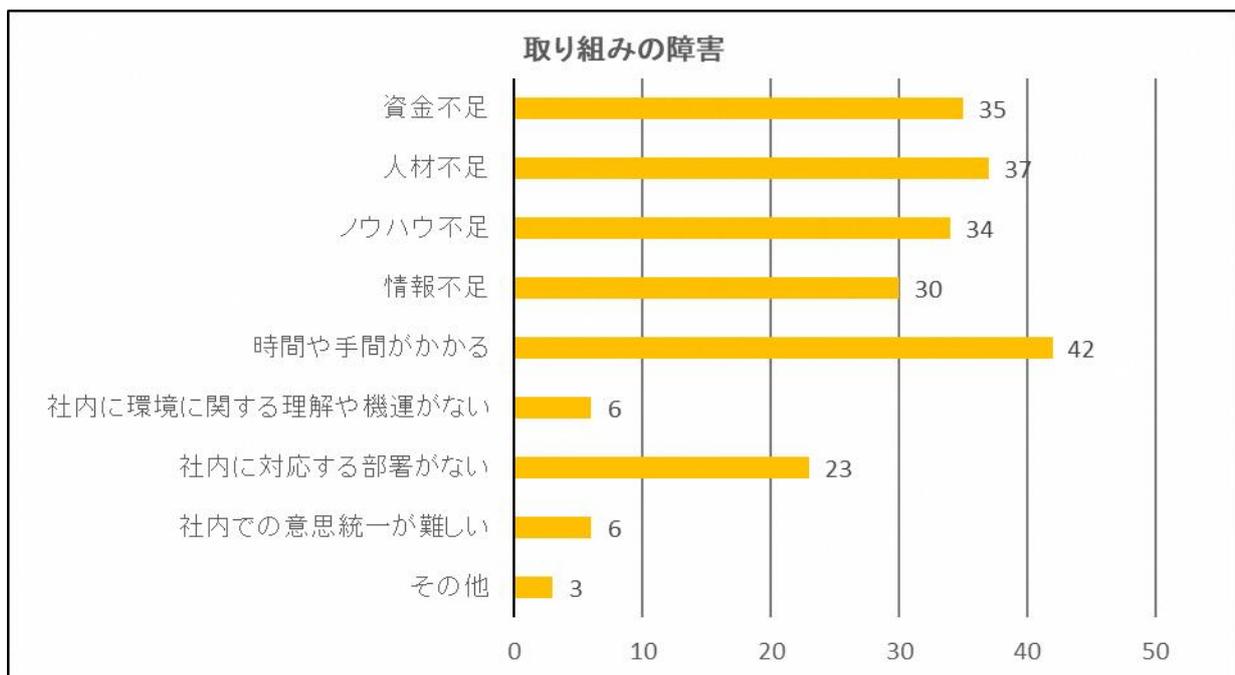
質問2. 取り組む理由

- 前問のような環境活動に取り組む理由としては、「コスト削減につながるため」「環境への配慮の必要性を感じているため」「企業の社会的責任だから」の回答が多くあげられ、環境への配慮の必要性は強く認識されていました。



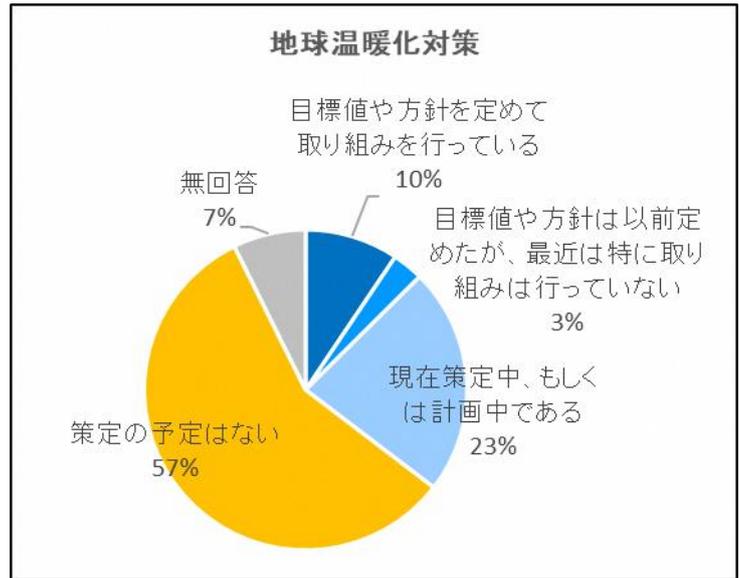
質問3. 取り組みの障害

- 取組の障害になっているものは、「時間や手間がかかる」を筆頭に、「人材不足」「資金不足」「ノウハウ不足」「情報不足」をあげた事業者が多くありました。
- 「社内に環境に関する理解や機運がない」「社内での意思統一が難しい」「社内に対応する部署がない」などの社内的な要因をあげた事業者は少なく、時間や手間、人材や資金、ノウハウや情報等の問題が解決できれば、取組に対する潜在意識は高いことがうかがわれます。



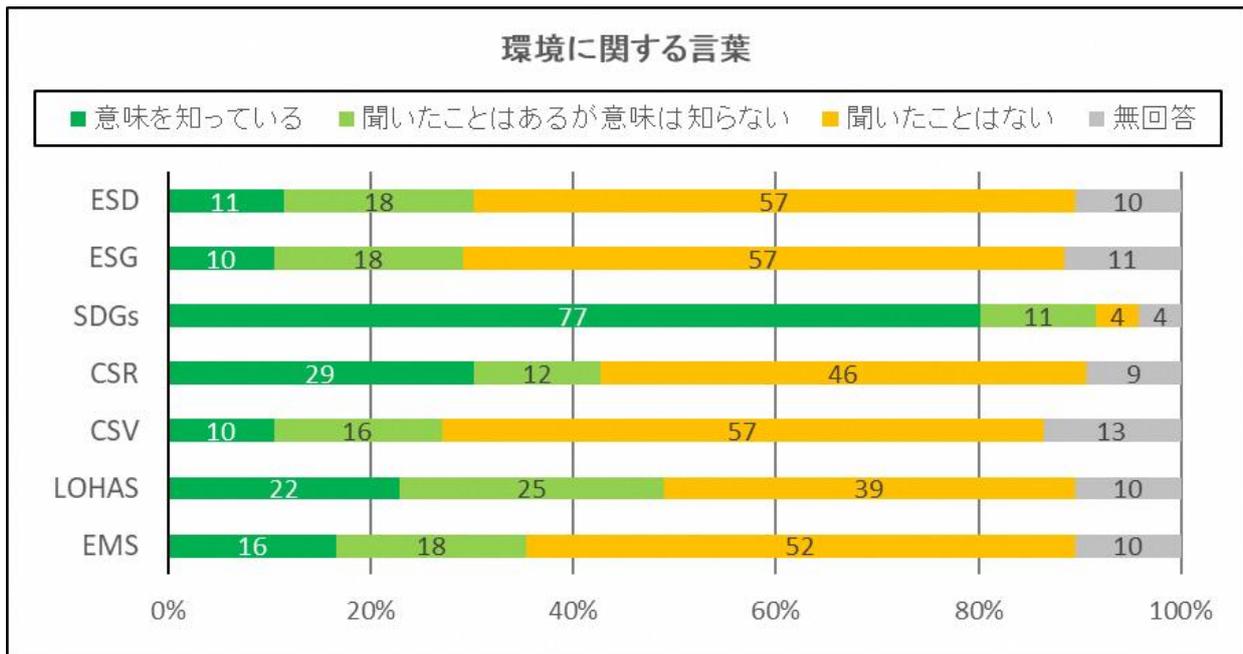
質問4. 地球温暖化対策

- 「策定の予定はない」が57%で、地球温暖化対策についての取組が進んでいないことが分かります。これは「対象者の属性」において、業種は「サービス業」の中小企業が多かったことによるものと考えられます。
- 一方、「現在策定中、もしくは計画之中である」の回答は23%あり、「質問1. 環境問題への関心」では、「今後取組んでみたい」活動として、省エネ機器の導入・機器設備の運用改善や電力のピークカット・ピークシフトによる省エネ等があげられており、潜在的な取組のシーズ（種）はあるものと考えられます。



質問5. 環境に関する言葉

- 近年、世界的な環境意識の高まりとともに、環境に関する様々な外来語が社会の中で使われています。本設問は、これらの用語の認知度を聞くことにより、現在のグローバル社会の中での事業者の環境意識を問うものです。
- 「意味を知っている」の回答が77件と突出して多かったのは「SDGs」で、この言葉が事業者にも深く浸透していることをうかがわせます。「SDGs」に次いで「意味を知っている」の回答が多かったのは「CSR」と「LOHAS」でした。
- 「ESG」「ESD」「CSV」は、「意味を知っている」の回答が少なく、かつ「聞いたことはない」の回答が多く、これらに対する事業者の認知度が低いことがわかります。

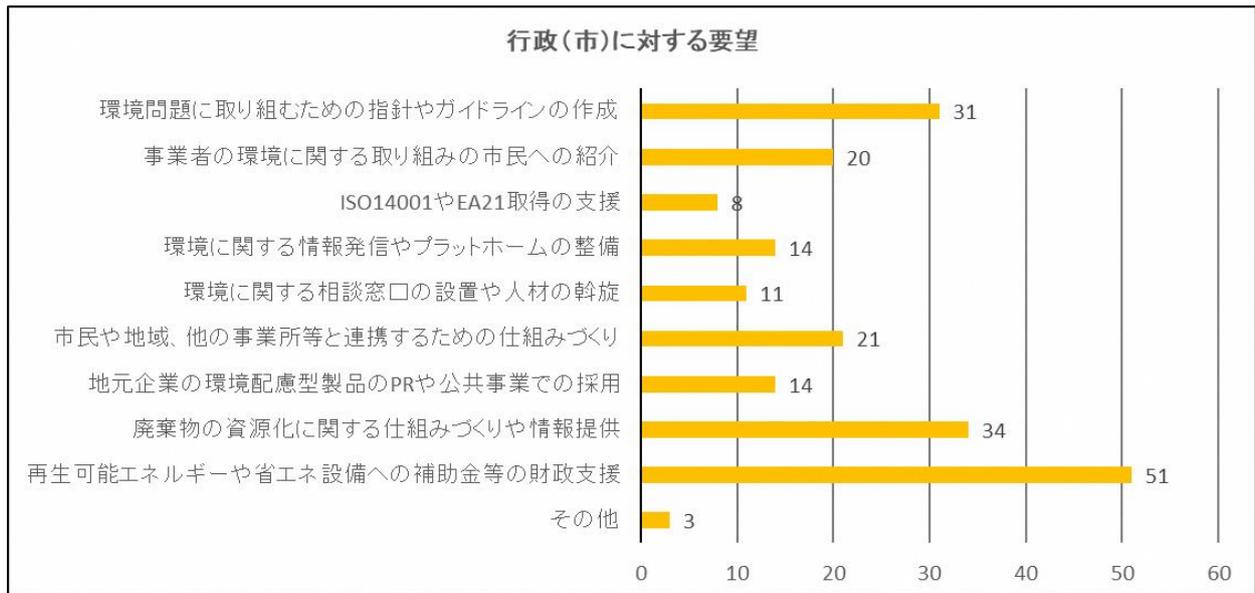


なお、各用語の意味・内容は以下のとおりです。

用語	意味・内容
ESD：持続可能な開発のための教育 (Education for Sustainable Development)	環境、貧困、人権、平和、開発等の様々な社会問題に身近なところから取り組み、持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動
ESG：環境・社会・企業統治 (Environment Social Governance)	企業が、長期的に成長するために必要な3つの要素で、機関投資家の投資の意思決定において重要視される
SDGs：持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals)	極度の貧困、不平等・不正義をなくし、地球のより良き将来を実現するために、2015年の国連総会で採択された今後15年間の具体的な行動指針
CSR：企業の社会的責任 (Corporate Social Responsibility)	企業が利潤を追求するだけでなく、その組織活動が社会へ与える影響に責任を持つこと。わが国では企業が行う社会貢献活動を指すことが多い
CSV：共通価値の創造 (Creating Shared Value)	企業が、社会的なニーズや問題に取り組むことにより社会的価値を創造し、その結果、事業の経済的な価値もあわせて創造されること
LOHAS：健康的で持続可能な生活スタイル (Lifestyles of Health and Sustainability)	心身の健康及び持続可能な社会や地球環境に配慮し、心豊かに暮らす生活スタイル
EMS：エネルギー管理システム (Energy Management System)	電力使用量を可視化し、節電の為に機器制御等、総合的に電力の管理を行うシステム

質問6. 行政（市）に対する要望

- 行政（市）に対する要望で、突出して多かったのは「再生可能エネルギーや省エネ設備への補助金等の財政支援」で、次いで「廃棄物の資源化に関する仕組みづくりや情報提供」「環境問題に取り組むための指針やガイドラインの作成」でした。省エネや廃棄物処理などの事業と深くかかわる課題についての要望が多いことが分かります。
- 逆に少なかったのは、「ISO14001 や EA21 取得の支援」「環境に関する相談窓口の設置や人材の斡旋」や「環境に関する情報発信やプラットフォームの整備」「地元企業の環境配慮型製品のPR や公共事業での採用」でした。ソフト面でのニーズは少ないと言えます。



自由記述

事業者アンケートでは、自由記述欄への書き込みは3件でした。

- 環境に関する取組の重要性 2件
- 特定外来生物の対策 1件

江津市の環境に関するアンケート調査のご協力をお願い



江津市の環境をより良くするために、
あなたのご意見をお聞かせください！！



皆様には、平素より本市の環境行政についてご協力いただき誠にありがとうございます。

さて、本市では、本市の環境の現状や社会動向をふまえ、環境の立場から今後あるべき市の将来像を定め、その実現のための施策や取り組みについて、市民・事業者・市それぞれの目標や役割を明確にするための「江津市環境基本計画」を本年度中に改定することとしており、現在作業を進めているところです。本計画の改定にあたっては、市民の皆様にごこうしたアンケート調査を通じてご参加いただくことにより、皆様の意向を十分に反映したものにしていきたいと考えています。

つきましては、何卒趣旨をお汲み取りいただき、本アンケート調査の回答について、ご協力いただきますようお願い申し上げます。なお、本アンケート調査は、無作為に抽出した1,000人の市民の方を対象に実施させていただいております。

この調査の結果について、回答者を公表することや、上記以外の目的に使用することはありませんので、ご理解いただきますようお願いいたします。

令和4年6月

江津市長 山下 修
(市民生活課)

◎回答に際してのお願い

- 記入方法は、あてはまる欄や番号に○を記入するか、() 内に直接記入して下さい。
- ボールペン等で、はっきりとわかりやすく記入して下さい。
- ご多忙のところとは存じますが、令和4年6月30日(木)までに同封の返信用封筒(※)で下記(「本調査の委託先」)の東和環境科学株式会社までご返送ください。

(※) 返信用封筒は切手不要ですのでそのまま投函してください。ただし、6月30日(木)までが差出有効期限となっておりますのでご注意ください。

◎本調査の委託先

本調査は、調査・分析専門機関である東和環境科学株式会社(本社 広島市)に委託して行っています。

◎本アンケート調査に関するお問い合わせ先

〒695-8501 江津市江津町1016番地4

TEL : 0855-52-7936

FAX : 0855-52-1557

江津市 市民生活課 生活環境係

2. あなたは江津市の環境について、どのように感じておられますか？

質問1. 生活環境の満足度について

生活環境に関するそれぞれの項目について、あてはまる番号に1つ〇印をつけてください。

項 目		満足	やや満足	どちらともいえない	やや不満	不満
記入例) ○○について ⇒		1	2	③	4	5
大 気	1) 空気のきれいさ	1	2	3	4	5
水 質	2) 河川・湖沼のきれいさ	1	2	3	4	5
	3) 海のきれいさ	1	2	3	4	5
生活基盤	4) 上水道の整備	1	2	3	4	5
	5) 下水道の整備	1	2	3	4	5
	6) 道路の整備	1	2	3	4	5
騒 音 振 動	7) 車による騒音・振動	1	2	3	4	5
	8) 工事や工場等による騒音・振動	1	2	3	4	5
	9) 近所の生活騒音	1	2	3	4	5
悪 臭	10) 空気のおい	1	2	3	4	5
廃棄物の 処 理	11) ごみの分別などごみ出しのマナー	1	2	3	4	5
	12) ごみのポイ捨てや不法投棄	1	2	3	4	5
	13) ごみの野焼き	1	2	3	4	5
環境美化	14) 清掃活動	1	2	3	4	5
	15) 飼い犬のフンの放置	1	2	3	4	5

質問2. 自然環境の満足度について

自然環境に関するそれぞれの項目について、あてはまる番号に1つ〇印をつけてください。

項 目	満足	やや満足	どちらともいえない	やや不満	不満
1) 山や森などの緑	1	2	3	4	5
2) 江の川などの川の自然	1	2	3	4	5
3) 浅利、波子海水浴場などの日本海の自然	1	2	3	4	5
4) 市内に生育・生息する様々な生き物	1	2	3	4	5

質問3. 快適環境の満足度について

快適環境に関するそれぞれの項目について、あてはまる番号に1つ〇印をつけてください。

項 目	満足	やや満足	どちらともいえない	やや不満	不満
1) 公園や道路、住宅地等のまちなみ	1	2	3	4	5
2) 親しくふれあえる川や海などの水辺	1	2	3	4	5
3) 街並みや建物などの街並み景観	1	2	3	4	5
4) 山や川、海などの自然景観	1	2	3	4	5
5) 史跡・名勝や文化財などの歴史的資源	1	2	3	4	5

質問4. 地球環境への関心について

地球環境に関するそれぞれの項目について、あてはまる番号に1つ〇印をつけてください。

項 目	大いに 関心がある	関心がある	どちらとも いえない	あまり 関心がない	まったく 関心がない
1) 地球温暖化	1	2	3	4	5
2) 省エネルギー	1	2	3	4	5
3) 再生可能エネルギー	1	2	3	4	5
4) SDGs ※	1	2	3	4	5

※ SDGs（エスディーゼーズ：持続可能な開発目標）とは、平成27年（2015年）9月に国連サミットで採択された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指すための国際目標です。

3. 環境の取組についてお聞きします

質問5. 環境に配慮した取り組みについて

あなたの普段の生活の中での環境に配慮した取組の実施状況について、あてはまる番号に1つ〇印をつけてください。

項 目	いつも している	だいたい している	時々 している	して いない	わから ない
1) 電気をこまめに消したり、冷暖房を控えるにするなど、省エネに努めている	1	2	3	4	5
2) 近い場所に行く時は、できるだけ車を使わず、徒歩や自転車で行くようにしている	1	2	3	4	5
3) 自動車を運転する時は、緩やかなアクセルワーク等のエコドライブに努めている	1	2	3	4	5
4) 日頃の買物では、リサイクル製品や詰替用製品、エコマーク製品などを選んで購入している	1	2	3	4	5
5) 農産物を買うときは、有機栽培や減農薬、地元産のものを選ぶようにしている	1	2	3	4	5
6) 物をすぐに買い換えたり、余分なものを買わないように努め、長く使うようにしている	1	2	3	4	5
7) 燃やせないごみ・燃やせるごみ・資源ごみの分別と、それぞれの収集日に気をつけている	1	2	3	4	5
8) 食べ残しの削減、生ごみの水切りやコンポストの活用により生ごみの減量に努めている	1	2	3	4	5
9) 散歩時のフンの処理に気をつけるなど、ペットを適切に飼っている（ペットを飼っている人のみ）	1	2	3	4	5
10) 道路に落ちているごみひろいなど、自分の家の周りの清掃美化に努めている	1	2	3	4	5
11) 市民一斉清掃など、地域の環境美化活動に参加している	1	2	3	4	5
12) 道路や公園の清掃や緑化など、公共施設の環境美化活動に参加している	1	2	3	4	5
13) 庭に花や木を植えるなど、うるおいのある地域づくりに努めている	1	2	3	4	5
14) 地域の環境イベントや環境に関する教室など環境教育・啓発活動へ参加している	1	2	3	4	5
15) 自然観察会への参加や野外活動など、自然とのふれあいの機会を持つようにしている	1	2	3	4	5
16) 自然保護や地球温暖化など、テレビ等で見た環境問題について家族で話し合うことがある	1	2	3	4	5

4. 環境保全活動の参加についてお聞きします

質問6. 環境保全活動への市民参加について

(問1) 今後、環境保全を進めていくうえで、行政、事業者の取り組みはもとより、市民の皆さんの参加がますます重要となってきますが、参加についてのあなたのお考えを次の1～6の中から1つ選び、該当する番号に○印をつけてください。

1. 積極的に参加したい
 2. 都合のつく範囲で参加したい
 3. 興味のある活動であれば参加したい
 4. 自分1人でなく、友達や仲間と一緒に参加したい
 5. 参加したいと思うが、忙しくてなかなか参加できない
 6. 参加したいとは思わない ⇒ (問3) △
- ⇒ (問2) △

(問2) 問1で「1. 積極的に参加していきたい」から「5. 参加したいと思うが、忙しくてなかなか参加できない」と回答された方にお聞きします。参加したい活動はどのようなものですか。次の1～7の中からあてはまるものすべてに○印をつけてください。

1. 地域の環境美化活動
2. ごみの分別・排出削減、リサイクル等の活動
3. 環境学習活動
4. 自然観察会
5. 環境活動団体への参加
6. 環境保全に関する市民講座や講演会等への参加
7. その他
()

(問3) 問1で「6. 参加したいとは思わない」と回答された理由について、次の1～6の中から1つ選び、該当する番号に○印をつけてください。

1. 環境保全活動に興味がないから
2. 参加しても結局何も変わらないと思うから
3. 日常生活が多忙であり、環境について考える余裕がないから
4. 年齢・健康・体力的に無理だと思うから
5. 市民ではなく、行政や事業者だけで取り組むべきことだと思うから
6. その他 ()

5. 市の環境保全に関する施策についてお聞きします

質問7. 江津市の環境の将来像について

あなたが考える江津市の目指すべき環境の将来像について、次の1～9の中から3つ以内で選び、該当する番号に○印をつけてください。

1. 水や空気がきれいで静かな公害のないまち
2. 廃棄物が少ない資源が循環するまち
3. 豊かな緑や多様な生き物が生息する自然豊かなまち
4. 市民が誇れる街並み景観の美しいまち
5. 公園の緑や水とふれあえる水辺が豊かなうるおいのあるまち
6. ごみが少なく道路や水路の手入れの行き届いたきれいなまち
7. 低炭素と再生可能エネルギーの活用を推進する地球環境に配慮したまち
8. 誰もが環境保全活動に参加したり環境を学ぶことができるまち
9. その他（ ）

自由記述

環境保全全般について、市へのご意見・ご要望等がございましたら、ご記入ください。

アンケートは以上です。ご協力ありがとうございました。

江津市の環境に関するアンケート調査のご協力をお願い



江津市の環境をより良くするために、
あなたのご意見をお聞かせください！！



皆様には、平素より本市の環境行政についてご協力いただき誠にありがとうございます。

さて、本市では、本市の環境の現状や社会動向をふまえ、環境の立場から今後あるべき市の将来像を定め、その実現のための施策や取り組みについて、市民・事業者・市それぞれの目標や役割を明確にするための「江津市環境基本計画」を本年度中に改定することとしており、現在作業を進めているところです。本計画の改定にあたっては、事業者の皆様にご協力いただいたアンケート調査を通じてご参加いただくことにより、皆様の意向を十分に反映したものにしていきたいと考えています。

つきましては、何卒趣旨をお汲み取りいただき、本アンケート調査の回答について、ご協力いただきますようお願い申し上げます。なお、本アンケート調査は、江津市内の200事業所の事業者の方を対象に実施させていただいております。

この調査の結果について、回答者を公表することや、上記以外の目的に使用することはありませんので、ご理解いただきますようお願いいたします。

令和4年6月

江津市長 山下 修
(市民生活課)

◎回答に際してのお願い

- 記入方法は、あてはまる欄や番号に○を記入するか、()内に直接記入して下さい。
- ボールペン等で、はっきりとわかりやすく記入して下さい。
- ご多忙のところとは存じますが、令和4年6月30日(木)までに同封の返信用封筒(※)で下記(「本調査の委託先」)の東和环境科学株式会社までご返送ください。

(※) 返信用封筒は切手不要ですのでそのまま投函してください。ただし、6月30日(木)までが差出有効期限となっておりますのでご注意ください。

◎本調査の委託先

本調査は、調査・分析専門機関である東和环境科学株式会社(本社 広島市)に委託して行っています。

◎本アンケート調査に関するお問い合わせ先

〒695-8501 江津市江津町1016番地4

TEL : 0855-52-7936

FAX : 0855-52-1557

江津市 市民生活課 生活環境係

2. 貴社の環境に関する取組についておたずねします

質問1. 環境に関する取組み

貴社は環境に関してどのような取組を行っていますか？

3つの項目のうち該当する項目に○印をつけてください。

項 目	現在取組 んでいる	今後取組 んでみたい	取組む予 定はない
記入例) ○○について ⇒	○		
1) ISO14001の認証取得			
2) EA21の認証取得			
3) CSRの取組			
4) SDGs の取組			
5) 環境報告書の作成			
6) エコ検定やe-ラーニング等による社員の環境教育			
7) 冷暖房温度の設定や昼休みの消灯等の電気に関する省エネの取組			
8) 電力の「見える化」やデマンドコントロールなどによる省エネの取組			
9) 省エネ機器の導入や機器設備の運用改善による省エネの取組み			
10) 再生可能エネルギーによる発電やグリーン電力の購入			
11) マイカー通勤の自粛やエコドライブの奨励等の車利用に関する省エネの取組み			
12) コピー用紙の削減やごみの分別等のごみの減量化や再資源化の取組み			
13) 原材料や消耗品・事務用品に関するグリーン購入			
14) LCA (ライフサイクルアセスメント) や拡大生産者責任に配慮した製品製造			
15) 事業所やその周辺の緑化や清掃等の環境美化活動			
16) 出前授業や見学受入等の環境学習活動			

2. 関係条例

2-1. 江津市生活環境の保全に関する条例

○江津市生活環境の保全に関する条例

平成 12 年 3 月 23 日

条例第 12 号

目次

第 1 章 総則(第 1 条～第 5 条)

第 2 章 生活環境の保全(第 6 条～第 15 条)

第 3 章 保全施策の啓発、推進(第 16 条～第 18 条)

第 4 章 雑則(第 19 条～第 22 条)

附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、市民が健康で快適な生活を営むため、生活環境の保全に関し、必要な事項を定め、市、市民及び事業者が協力し、一体となって良好な生活環境の確保に努めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 生活環境 住居としての環境及び当該住居を中心として形成される生活を営む環境をいう。
- (2) 公共の場所 不特定多数の者が自由に利用し、又は出入りすることができる公園、広場、道路、河川、海浜その他これらに類する場所をいう。
- (3) 空地 宅地化された土地又は住宅地に隣接する土地で、占有者又は管理者(以下「占有者等」という。)が使用していないものをいう。
- (4) 空き缶等 空き缶、空き瓶その他の容器(中身の入ったもの並びに栓及びふたを含む。)、たばこの吸殻、紙くず、釣り糸、ビニール袋その他これらに類するもので、投棄されることにより散乱の原因となる物をいう。
- (5) 飼い犬等 犬、猫その他の愛がん動物をいう。

(市の責務)

第 3 条 市は、良好な生活環境を保全するための総合的施策を策定し、これを実施しなければならない。

(市民の責務)

第 4 条 市民は、生活環境の保全に関する意識を高め、良好な生活環境の保全に努めるとともに、市が実施する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動を行うにあたっては、良好な生活環境の保全の措置を講ずるよう努めるとともに、市が実施する施策に協力しなければならない。

第2章 生活環境の保全

(公共の場所の清潔保持)

第6条 市民及び事業者は、地域、職域等の活動を通じ、公共の場所の清掃に協力するとともに、自主的に地域の清潔な環境保持に努めなければならない。

(空地の維持管理)

第7条 空地の占有者等は、環境の保全と害虫発生防止のため、空地の除草及び清掃を行い、清潔な維持管理に努めなければならない。

(水源等の保全)

第8条 何人も、水源並びに河川及び水路等の水質の保全について、特に配慮しなければならない。

(排水水の処理)

第9条 市民及び事業者は、生活及び事業活動等に伴う排水水について、適切な措置を講ずることにより、公共用水域の水質浄化に努めなければならない。

(空き缶等の散乱防止)

第10条 何人も、空き缶等は、自らの責任において適正に処理し、みだりに散乱させてはならない。

(不法投棄の禁止)

第11条 何人も、公共の場所及び他人が占有し、又は管理する場所にみだりに廃棄物を投棄してはならない。

(廃棄物の燃焼制限)

第12条 何人も、燃焼に伴って著しいばい煙、有毒ガス又は悪臭を発生する恐れのあるゴム、皮革、プラスチックその他の物質をみだりに燃焼させてはならない。

(公害防止)

第13条 事業者は、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下又は悪臭等によって公害が発生しないよう、施設の整備等の適正な公害防止対策に努めなければならない。

(飼い犬等の管理)

第14条 飼い犬等を飼養する者は、当該動物が近隣住民に危害を与え、又は迷惑を及ぼさないよう適正に管理しなければならない。

(家畜等飼養施設の維持管理)

第15条 家畜等飼養施設の所有者又は使用者は、汚物、汚水の処理施設を設け、これを適正に管理し、汚物、汚水の流出、悪臭の発散及び害虫の発生の防止に努めなければならない。

第3章 保全施策の啓発、推進

(啓発)

第16条 市長は、市民及び事業者に対し、生活環境の保全に関する意識の高揚及び知識の普及等の啓発に努めなければならない。

(生活環境基本計画)

第17条 市長は、総合的な施策を達成するため、生活環境の保全に関する基本計画(以下「生活環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 市長は、おおむね5年ごとに生活環境基本計画に再検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。

(生活環境保全推進員)

第18条 市長は、地域における生活環境の保全を推進するため、生活環境保全推進員を委嘱することができる。

第4章 雑則

(紛争の処理)

第19条 事業者は、その事業活動による公害等に係る紛争が生じたときは、誠意をもってその解決に当たらなければならない。

(指導等)

第20条 市長は、生活環境の保全に関し、必要があると認めるときは、関係者に対し必要な措置を講ずるよう指導又は助言をすることができる。

2 市長は、特に必要があると認めるときは、前項の規定により行った指導に従わない者に対し、当該指導に従うよう勧告することができる。

3 市長は、前項の規定により勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、その旨の意見を述べる機会を与え、当該勧告の内容を公表することができる。

(立入調査)

第21条 市長は、生活環境の保全に関し、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、職員を必要な場所に立ち入らせ、調査をさせることができる。

(1) 人の生命又は身体の安全に危害を及ぼす恐れがあるとき。

(2) 災害を誘発する恐れがあるとき。

(3) 周囲の美観、清潔及び衛生を著しく害するとき。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 関係者は、正当な理由がない限り立入調査を拒み、又は妨げてはならない。

(委任)

第22条 この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

2-2. 江津市環境審議会条例

○江津市環境審議会条例

平成9年3月21日

条例第20号

(設置)

第1条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、江津市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、環境保全に関する基本的事項について調査審議する。

2 審議会は、前項に規定する事項に関し、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 市長が職員のうちから指名する者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会の会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要であると認める場合には、参考人に意見を求め、又は関係者に対して資料の提出を求めることができる。

(部会)

第7条 審議会に、必要に応じて部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、主務課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

(江津市公害対策審議会条例の廃止)

2 江津市公害対策審議会条例(昭和45年江津市条例第468号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の日以後最初に開かれる審議会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集するものとする。

4 桜江町の編入の日に委嘱された委員の任期については、第4条第1項の規定にかかわらず、他の委員の任期満了の日までとする。

附 則(平成16年6月24日条例第25号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成16年8月4日条例第108号)

この条例は、平成16年10月1日から施行する。

3. 策定の経緯

3-1. 策定の経緯

会議等	日時・場所	協議事項
市民・事業者 アンケート	令和4年6月14日（火）発送 ～6月30日（木）返信締切	市民：配布数1,000、回収数365、回収率36.5% 事業者：配布数200、回収数96、回収率48.0%
第1回 環境審議会 （諮問）	日時：令和4年8月26日（金） 10時00分～ 場所：江津市役所 会議室3-1	1. 計画書（基本的な考え方、環境の現況）について 2. 前計画の検証について 3. 計画書（望ましい環境像と基本目標）について
第2回 環境審議会	日時：令和4年10月18日（火） 10時00分～ 場所：江津市役所 会議室2-1	1. 計画書（施策と取組）について 2. 計画書（めざす環境像と基本目標）について
12月議会 情報交換会	日時；令和4年12月15日（木） 10：00～ 場所：江津市役所 多目的ホール	12月議会情報交換会にて、策定経過及びパブリックコメントについて説明
第3回 環境審議会	日時：令和4年12月15日（木） 13時30分～ 場所：江津市役所 会議室3-1	1. 計画書（指標と目標値）について 2. 計画書（重点施策、地域別配慮指針、推進体制と進行管理）について 3. 答申（案）について
パブリック コメント	令和5年1月6日（金） ～ 令和5年2月5日（日）	市ホームページ、市民生活課及び桜江支所窓口、各地域コミュニティ交流センター、図書館で実施

■第1回環境審議会(令和4年8月26日)／諮問■



左)市長挨拶 右)諮問

■第2回環境審議会(令和4年10月18日)■



左)会議の様子 右)会長挨拶

■第3回環境審議会(令和4年12月15日)■



左)会議の様子 右)会長挨拶

3-2. 委員名簿

区分	氏名	所属団体等
学識経験者	◎ 菅 和雄	島根職業能力開発短期大学校 校長
団体の代表	高村 洋	連合自治会（江津地区）
	松田 明信	連合自治会（桜江地区）
	脇田 郁夫	江津商工会議所（事務局長）
	川本 豊	江津市森林組合（代表理事組合長）
	二本木 俊二	江川漁業協同組合（代表理事組合長）
	小松 隆司	J Aしまね島根おおち地区本部（運営委員）
	浦田 慧子	連合婦人会代表
市職員	田才 典子	連合婦人会代表
	横田 龍二	総務部門参事
	河野 裕光	経済部門参事
	山本 雅夫	建設部門参事
	中川 稔	教育委員会事務局参事
	小瀧 陽夫	上下水道部門参事

※ 任期は令和3年9月1日から令和5年8月31日まで。

※ ◎は会長

3-3. 諮問・答申書

江市第 149 号
令和 4 年 8 月 26 日

江津市環境審議会
会長 菅 和 雄 様

江津市長 中 村 中



第 3 次江津市環境基本計画の策定について（諮問）

第 3 次江津市環境基本計画の策定について諮問いたしますので、貴審議会において審議を賜り、御答申くださるようお願いいたします。

〈諮問事項〉

第 3 次江津市環境基本計画の策定について

〈説明〉

江津市生活環境の保全に関する条例第 17 条に基づき、第 3 次江津市環境基本計画を策定することとなりました。

地球温暖化問題は我々人類の生存を脅かすほど激しさを増し、深刻化しています。また、限りある資源をいかに有効に活用し、次世代に住みよい環境を引き継いでいくことが、今を生きる私たちの大きな責務であります。

計画の策定にあたっては江津市における生活環境の保全及び向上に資するよう、その基本的事項について諮問するものであります。

